

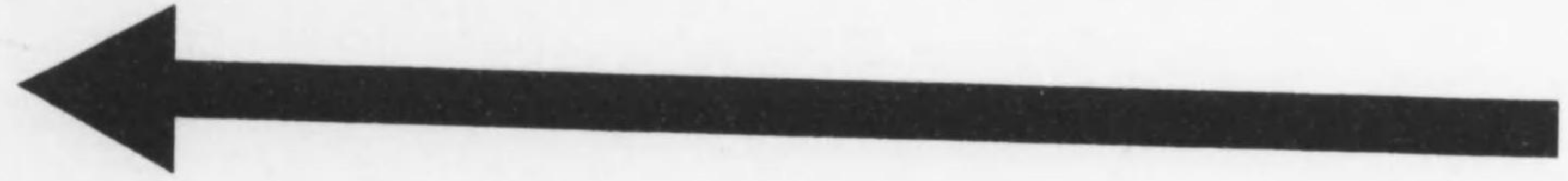
86-106



6  
06



始





新撰姓氏錄考證序

尚古

神聖挺生於天地之始，爲萬象之原，建極垂教，倫理因而明焉。國體因以建焉，億兆之衆，莫人非神裔，六合之大，莫地非皇有。又且明姓氏之所出，以審其源委，因親疏之序，以立君臣之禮。其孫子之敬事於父祖，即所以臣民之報效於皇上也。忠孝一本，報恩不貳，故人重其祖，又溯其所由出，崇爲神明，報以祭祀，以表臣子之誠，率性明分，因情立禮，又莫非所以敦倫理而鞏國體也。中世以降，版籍紊亂，姓氏錯雜，神明之胄，甘爲倍臣之僕隸，天潢之流，或居蕃別之下位，自足利高氏以叛賊之魁，居上將之任，君臣父子之倫大亂，無復統紀。





以至於德川氏之制馭天下、大權之下移、禮分之不明、可謂久矣、然遠方遐陬之俗、人重忠孝、鄉崇門流、上下之禮尚存、內外之辨極嚴、隱然有流風之遺焉、自我

皇上馭宇、典禮復興、制度更革、神祇非不敬焉、名分非不正焉、然朝急於用才、不顧氏姓之崇卑、政偏於爭衡、不問舊俗之有無、識者或懼其終亂倫理、損國體也、吾友栗田叔栗嘗有慨於此、夙有意於編述斯書以警醒一世、其起艸在於七八年前矣、後從史志補訂之業、日不遑給、今茲幸以夏暇之餘、侵暑編摩、將成其志、時會天兵破滿虜、海陸捷聞踵至、叔栗自謂士之從軍、出入死生之間、艱辛具嘗、殞軀不顧也、文士私從編纂、亦所以報皇恩、奚異於武人之從軍致命、雖死不可悔也、於是乎一室矻坐、夙夜不倦、有書之檢討未盡者、則曰巢窟不可不

拔也、有言之考覈未得者、則曰賊兵不可不殲也、爲之考鑿搜討、不拔則不退、不殲則不休、猶勇士之臨敵、跳躍馳突所向無前者、日夜從事凡六七旬、其所自筆、積爲數巨冊、可謂勤矣、嗚呼、非平生講究有素、諳熟典故、則亦安能得如此也哉、因命余序之、余嘗謂倫理之明、所以致太平之大基、而國體之嚴、所以振士氣之大原也、本之於古、徵之於今、使人皆知我身之所由、本則報效之志、油然而生焉、殉節之念、沛然而起焉、冲天動地、不可復禦矣、然則叔栗之有此著、豈謂文人之業無裨補戰捷、戡定之功也哉、若夫百萬士氣之振厲、於是也、發而六合戡定之功、於是也、成、則余雖不文、安得不悅而序之乎、

明治二十七年九月、書於礫川草廬之南窓、

耻叟內藤正直時年六十有八



新撰姓氏錄考證目次

卷首

上新撰姓氏錄表

一頁

新撰姓氏錄序

九

附新撰姓氏錄抄本考

四〇

卷之一

○第一帙

左京皇別四十四氏

五九

右京皇別

九二

山城國皇別

一〇八

大和國皇別

一〇八

攝津國皇別

一〇八



卷之一  
左京皇別上四十二氏……………一一一

卷之三  
左京皇別下三十二氏……………二一九

卷之四  
右京皇別上三十三氏……………二九三

卷之五  
右京皇別下三十四氏……………三三一

山城國皇別二十四氏……………四三三

卷之六  
大和國皇別十八氏……………四五二

攝津國皇別二十九氏……………四七五

卷之七  
河內國皇別四十六氏……………四九一

和泉國皇別三十三氏……………五一六

卷之八

○第二帙

左京神別上三十八氏……………五三七

卷之九  
左京神別中二十三氏……………六一七

卷之十  
左京神別下二十一氏……………六七七

右京神別上三十六氏……………七二一

卷之十二  
右京神別下二十九氏……………七九九

卷之十三



山城國神別四十五氏……………八四九

卷之十四

大和國神別四十四氏……………八九七

卷之十五

攝津國神別四十五氏……………九八七

卷之十六

河內國神別六十三氏……………一〇一七

卷之十七

和泉國神別六十氏……………一〇六一

卷之十八

○第三帙

左京諸蕃上三十五氏……………一〇八九

左京諸蕃下三十七氏……………一一二五

卷之十九

右京諸蕃上三十九氏……………一一六九

右京諸蕃下六十二氏……………一二一〇

卷之二十

山城國諸蕃二十二氏……………一二七三

大和國諸蕃二十六氏……………一二九〇

攝津國諸蕃二十九氏……………一三〇一

河內國諸蕃五十六氏……………一三一四

和泉國諸蕃二十氏……………一三三九

卷之二十一

未定雜姓一百十七氏……………一三四九



新撰姓氏錄考證目次終

新撰姓氏錄考證卷首

常陸 栗田 寛 著

上新撰姓氏錄表

上表とは、臣子より天皇に上るの書を云ふ儀制令に、皇后皇太子以下、率土之内、於天皇太上、天皇上表、同稱、臣妾名、對揚稱名、ごあるか如きの類なり、新撰とは、舊記に對して云る詞にて、たごへは古へより家々の姓氏の書ありけるを進奏せしめて、新たに撰はれし故に、新撰とは云り、其は表文中にも、書府舊文、見進新系とみえて、舊新相對へるにて知るべし、

臣萬多等言、臣聞陰陽定位、裁万物以先人倫、叡聖正名、叶五音而甄姓氏、是以因生之本自遠、胙土之基增崇、沿帝道而汚隆、襲王風而興替者也、

陰陽定位とは、天地の正しく上下の隔てあるか如くに、其位を定むる也、さて天地ありて陰陽あり、陰陽ありて萬物爲に正しく、人倫の道も之によりて行はる、か故に、以先人倫とは云ふ、叡聖正名は、叡聖のすくれたる人は、名義を正すを以て、姓氏を



甄にする也、こは白虎通に、人所以有姓者、何所以崇恩愛厚親々、遠禽獸別婚姻也、云々、  
姓者生也、人稟天氣所以生者也、詩云、天生蒸民、尚書曰、平章百姓、々々、所以有百者何、以爲  
古者聖人吹律定姓、以記其族、人含五常而生、正聲有五、宮商角徵羽、轉而相雜、五五二十  
五、轉生四時、異氣殊音、備故姓有百也、こは百姓と云るによりての理論なれども、さ  
らに叶はぬ事なり、また論衡に、孔子推律、自知殷之苗裔とも、易類謀に、黃帝吹律以定  
姓、なごもあれば、叶五音とは云るなり、因生は、左傳に、因其所生以賜姓、若舜由瀉汭  
生、故以陳爲姓とみえ、胙土は、胙之以土而命氏、因陳之類也、とあるをとりて、文をなせ  
るものなり、さて其姓を賜ひ氏を命するも、帝道王風の盛衰によりて汚隆すとの意  
なり、

伏惟國家降天孫、而創業、橫地軸、以開邦、  
一統、  
架宗、環八洲、以御宇、  
本無辨五運、無代、跨億載、而期圖、

國家は、こ、には朝廷を云り、神代の時に、皇孫瓊々杵尊を天降りまさしむる時の事  
を云り、地軸は、天孫の對句に用ひたるまでにて、瓊々杵尊を創業の君として、天下を  
治めしめ給へるを云り、環八洲の句によりて考ふるに、一統の上下に各一字脱たる  
ものなり、環八洲以御宇とは、大八洲國を治むるのさまを述たり、辨五運云々は、天壤

無窮の義を漢文に修飾せるなり、五運は五行の運行なるを億載にむかへて文をな  
せり、期圖は永遠の圖を期ると云ふか如き意にもやあらむ、出典あるへけれど、未だ  
考へ得ず、

高門接軫、甲姓聯衡、枝葉寔繁、派流彌衆、既而德廣、所覃、占雲  
靡輟、情願編戶、星陣相尋、或擬丘陵、而挺峻、或飛軒蓋、以騰華、  
又有偽曾、冒祖、妄認膏腴、證神引皇、虛記、  
黻冕、

高門は、家門のよき人を云ふ、甲姓とは高門といふに同じ、甲姓は淵鑑類函に引る唐  
柳芳論に、尚書領護而上爲甲姓、九卿若方伯者爲乙姓、散騎常侍大中大夫爲丙姓、吏部  
正員外郎爲丁姓、凡得入者謂之四姓、國史補に、四姓者鄭盧季崔皆爲鼎甲、又太原王亦  
四姓之匹、とあるにて、甲姓の義を知るべし、枝葉派流の二句は、其家族の分流の多き  
を云り、德廣所覃、占雲靡輟は、君王の德義廣く被るが故に、其德を慕ふもの天日を占  
望するが如くに歸服し奉るを云ふ、然るを諸本者云とあるは、占雲の誤寫なり、一本  
に占とあるぞ宜しき、宋史の高麗傳に、習箕子之遺風、撫朱蒙之舊俗、而能占雲便海、奉  
贊充庭とあり、梁元帝職員圖序に、梯山航海、交臂屈膝、占雲望日、重譯至焉、とある占雲  
これなり、情願編戶は、我皇御國の民とならんと願ふもの、星の陳なるか如くに相尋



けりこの義なり、丘陵軒蓋の二句は、丘陵を公卿の貴族に比し、軒蓋は車輿と華蓋とにて、王臣の乗る車をさせり、さる家門の人々、我族類の尊貴に誇り、又は卑姓の人その曾祖を偽り冒して妄りに名家なりと云ひ、神奇皇族と偽りつゝ、公卿に擬ふる事を謀る類もありしなり、

先朝鑒其假濫、留慮根源、昧且臨軒、仄景忘膳、

先朝は平城天皇を指し奉れるか如くにも聞ゆれど、序文に皇統彌照聖明、生而淑哲云々、慮周品物、思切正名、迺降絲綸、撰勅本系、緇帙未畢、鳳輿登遐、天朝至明、紹修前業とあるによらば、桓武天皇の御事なるを知るべし、桓武天皇は至明にましくける故、上に云るが如き曾祖を偽冒し、膏腹を妄認するが如きの弊を鑑みて、朝夕となく其を憂ひ思ほして、或は朝に臨み、或は大御膳を忘れ給ひしほどなりきとなり、

今臣等謹奉綸言、追逐前旨、徒對三絶、空淹四時、矧夫才非博物、識謝通瞻、何以温知本枝、抑揚諸聞、

今臣等とは下に名を列ね舉たる万多親王以下の人々なり、謹て詔命を承け前旨を追逐して、章編に對して時日を費せり、追逐を板本に途とあるは非なり、今紀略に従ふ、三絶とは孔子か易を讀て、章編三絶といふ故事に、四時を對句にせるなり、才識は

博物にも通瞻といふほどにもあらねは、物の本末を明らかにして、諸事を抑揚するに足らずと、自らの事を謙遜せるなり、さて通瞻の熟語疑はし、瞻は瞻の誤りなるへし、魏書房景先傳に、景先孤貧無資、晝則樵蘇、夜誦經史、自是精勤、遂大通瞻とあるにて、著ければなり、

然書府舊文、見進新系、讎校合之、則總以入錄、其未詳者、則集爲別卷、年肇神武、人兼倭漢、凡一千一百八十二氏、并目三十、一卷、名新撰姓氏錄、譬如窺井、談星、取蠶、議海、恐綜覈、疎訛、撰緝謬違、謹詣闕奉進、伏增谷水、謹白、

書府舊文とは、もとより朝廷の文籍を蓄へたる府庫にあり來し文書どもを云ふにて、見進新系とは、序文に新進本系、多違故實と云る、其當時に四方より上れる諸家の本系帳を云り、さて書府の舊文も、新進の本系も、之か校讐を加へ、總てこの録中に收めたるか、其未詳の分は別卷とせり、この別卷とは、未定雜姓の部を云るなり、本録には神代の事も、漢三韓などの事もあれど、今は大凡に年肇神武、人兼倭漢とは云り、凡一千一百八十二氏は、氏の總數を云り、之に目錄一卷を加へて、新撰姓氏錄とは云り、さて才學もなき臣等がこの書を編修せるは、譬へは井中に在りて、天の緇邈なる星



宿を窺ひ、蓋といふ一小虫か、大海を測るか如く、管見の及ぶ所、紙繆極めて多からむをも願みず、天闕に奉進するは、いと畏くは深淵に臨か如く、薄氷を踏むか如く思はるゝとなり、凡一千一百八十二氏の數は、次の序文の注に云ふへし、并目三十一卷とある三十を、一本に卅に作り、一は古本になし、上田百樹か考に、三十一の一字古本のなきによりて削るべし、下文にもなし、さて今本卷末に不載姓氏錄姓を擧たる條は、後人の筆記なり、之を除く時は、都て三十卷なりと定め云れど、序文の末に凡一千一百八十二氏、惣爲三十卷云々どみえ、また唯京畿未進、并諸國且進等類、一時難盡、闕而不究、其諸姓、目列於別卷云爾とあるを、本文の并目三十一卷といへるに合せ考ふる時は、別卷は即目にて、其目錄一卷ありし事明らかなれば、百樹の説諾ひかたし、

弘仁六年七月二十日

中務卿四品臣萬多親王

右大臣從二位兼行皇太弟傳勳五等臣藤原朝臣園人

參議從三位行宮内卿兼近江守臣藤原朝臣緒嗣小本緒

正五位下行造東大寺長官臣阿部朝臣眞勝

從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平

從五位上行大外記兼因幡介臣上野朝臣穎人小本穎等上表



新撰姓氏錄序

この姓氏錄の事につきて、古人の校正したるも多くあれど、其大體に深く思をど、  
めて論へるは、平田氏篤胤の古史微開題記にしるせるぞいとすぐれて覺ゆれば、此  
序文の注釋は、みな之をどれり、そか中に、間、愚考を加へたる所もあり、開題記(新撰姓  
氏錄の論とある條)に、紀記二典の事實をよく明に知らむと欲するには、舊き諸氏の  
出自をよく明めずては、得明めかたき事多かり、其は神あり人ありて後に、事實の傳  
あり、然れば神と人とは本にして、事實は未なり、諸氏を明むる學びは、其神人の出自  
を知る學なれば、此をよく明にせすては、事實の混亂を知る事能はず、事實の混亂を  
よく明にせされば、道の闡奧を知る事能はされはなり、斯て上の二典は、天皇の大  
御系統はよく明に知らるれども、臣連八十友緒の諸氏の出自を明に知ること能は  
ず、其を知る書は、新撰姓氏錄になも有ける、故二典に並て、此錄を熟く明むるぞ、古學  
ひの要旨とある學問なりける、抑此御錄はしも、今より千二十年前、桓武天皇延暦十  
八年と云ける年に、賢くも所思看し起し坐て、天下の臣人民に勅して、家々の本系帳  
を奏進しめ給へりしを、嵯峨天皇その大御志を紹坐して、中務卿四品萬多親王など  
六人に詔命せて、撰はしめ賜ひしかば、弘仁五年と云ける年の六月に功竟て、奏上れ



る御録にて、左右京畿内の諸氏の神胄皇派諸蕃を別ち、千百七十七氏を總録されたり。○寛云、この惣數の上の上表の文と違へるは、今本に據りて數へたるものによれるが故なり。

蓋聞、天孫降襲西化之時、神世伊開書記靡傳。

天孫とは此にては邇々藝命を申せり、但し天孫と云語は師○師とは平田氏の師なる本居氏を云へりの委く辨へられたる如く、新稱なるを、彼紀より後に成れる書は、皆まねひて書き來れり、阿米美麻など訓むは非なり、書紀なるをば、處によりて須米美麻とも、天神の御子と訓へく、かゝる處は字音に訓へし、降襲西化之時とは、日向國襲の高千穗峯に天降坐して、西州を化賜へる事をまづ云て、文の始を起されたるなり、書記とは、此には史籍の類をいふ、邇々藝命の天降坐るより神世は開け始りたれど、史記の類は靡りしと云へるなり。

神武臨夏東征之年、人物漸滋、梟帥間起、泊乎神劍下、授靈鳥于飛、歸首星陣、群凶霧散、膺受明命、光宅中州、泰階平齊、海內清小本清、謚既而謹德、考功、胙土命氏、國造縣主、始號於斯。

神武臨夏とは、神武天皇の倭國に大宮を造りて、御世所知看し、を云、其東征ましけ

る時に、人物漸く滋く、梟帥と云ふものども噪き立りとなり、梟帥とは、鳥見の長髓彦紀伊の名草戸畔、菟田の兄、獵磯城の八十梟帥、高尾張の赤銅八十梟帥などの類を云り、神劍下授は、熊野の丹敷戸畔を伐給ふ時、神の毒氣に遇ひて、皇軍振はざりし時、熊野、高倉下が天照大神の御さとしによりて、神靈の神劍を献りしかば、士卒悉くに醒たるを云、靈鳥于飛は、それより皇師中州に趣く時、山中嶮絶て、跋ゆかん所を知らざりしに、天照大神夢に天皇に訓奉りけらく、今八咫鳥を嚮導者とせむとありしが、果して八咫鳥大空より翔降りければ、大伴氏の遠祖日臣命、皇軍を率て、其の鳥のあとを追て、大和の穿邑に至りしを云、歸首星陣は、歸降の者星の陳なれるが如く多く、數多の賊も霧の散うする如くに滅ほされたる由なり、膺受明命云々は、神武紀四年の詔に、我皇祖之靈也、自天降監、光助朕躬、今諸虜已平、海内無事、また同紀の首に、恢弘天業、光宅天下、などあるをとりて、天下の治れるを稱へし也、泰階とは、漢書東方朔傳に、願陳泰階、六符以觀天變、とある注に、春階は三台也、每台二星、凡六星、符、六星之符驗也、また度信賦に、玉衡正而泰階平、閭闔開、而鈞陳轉、などもみえて、天文の三台の齊平なるを、天下の平治にたとへたる也、謹德考功、胙土命氏、謹德の字疑はし、なほよく考へしは、此天皇の西洲より倭國に入御る時に、御供に仕奉りて、功有し人々に、某々の地



を賜ひて任給へりしかば其人々の裔の次々其地に住て終に其地名を氏と爲たるを如此言ると聞えたり文は春秋左氏傳に天子因生以賜姓昨之士而命之氏とあるにより國造縣主は神武紀二年春二月甲辰朔乙巳天皇定功行賞賜道臣命宅地居于築坂邑以寵異之亦使大來目居于畝傍山以西川邊之地今號來目邑此其緣也以珍彦爲倭國造又給弟狛猛田邑因爲猛田縣主是苑田主水部遠祖也弟磯城名黑速爲磯城縣主復以劍根者爲葛城國造又頭八咫鳥亦入賞例其苗裔即葛野主殿縣主部是也とあるが如し

垂仁撫運、惠澤彌新、舉措得中、姓氏稍分、况復任那嚮風、小木部新羅歸費爾來、諸蕃仰德、無思不來、懷遠賜姓、是時著明、

垂仁撫運とは垂仁天皇の御世所治看せることを漢風に文なしたるなり姓氏稍分とは諸氏に稍分派の出來たる由なれど書紀古事記其餘の書等にも此御世に然云べき事の有ける由みえず然れば此は今傳らざる古記に依て記されしなるべし然れども諸氏に分派の出來れるは此御世より前にも必有るべき事なりかし任那嚮風とは任那てふ國より貢物奉りて始めて服ひ奉れるを云○寛云任那嚮風は崇神天皇の御世の事なれど日本書紀にはこの垂仁の御世にかけて云ればかくは記さ

れたるなるべし新羅歸費爾來とは仲哀天皇の御世に神功皇后御親韓國を伐給ひしかば新羅すなはち服奉りて國費を奉れるより爾來と云るなり諸蕃仰德無思不來とは任那新羅などの服從奉れるより以來次々に諸蕃國より朝廷の御德を仰き歸順參來て終に皇國に留り住るか多かるを云懷遠賜姓とは其蕃人ともに次々姓氏を賜へること此錄の諸蕃の處を見て知るべし

允恭御宇、萬姓紛紜、時下詔旨盟神探湯、首實者全、冒虛者害、自茲厥後、氏姓自定、更無詐人、涇渭別流、

允恭御宇は允恭天皇の御世をいふ此御世に探湯して諸氏の虚實を正し給へること書紀に四年秋九月戊申詔曰群卿百寮及諸國造等皆各言云々天降以來多歷萬歲是以一氏蕃息更爲萬姓難知其實故諸氏姓人等沐浴齋戒各爲盟神探湯盟神探湯此云區訶陀智則於味檀丘之辭禍戶岬坐探湯食而引諸人令赴曰得實則全僞者必害或溼納釜煮沸攘手探湯溼或燒釜火色置于掌於是諸人各著木綿手縷而赴釜探湯則得實者自全不得實者皆傷是以故詐者愕然豫退無進自是之後氏姓自定更無詐人とみえ古事記にも天皇愁天下氏々名々人等之氏姓忤過而於味白檀之言八十禍津日前居玖珂登而定賜天下之八十友緒姓氏也と見ゆ弘仁私記序注にも此事を記して今



大和國高市郡有釜是也後世帝王見被覆車每世令献本系藏圖書寮也と見えたり延喜六年日本紀竟宴歌に此事を甘樫の丘の探湯清ければ濁れる民もかはねすまじきと詠めりさて古事記序に御世々々の天皇命たちの聞え高き事どもを記せる所に正姓撰氏勅于遠飛鳥とあるは即この御世の事を云へるなれば右の如くして姓氏の虚實を正し給ひその明せる姓氏を書に録されたるなるを古事記にも書紀にも其事は記し漏されたるなりけり

皇極握鏡國記皆燔幼弱迷其根源狡強倍其偽說

皇極握鏡とは皇極天皇の御世を云り鏡は天璽の神鏡を云て御世所知看には彼神鏡を御璽と爲給へば如此文なしたるなり國記皆燔とは此天皇の四年六月に蘇我蝦夷が誅れむとせし時に天皇記及國記を悉焼たると有を云へり幼弱云々狡強云々は皇極天皇の御世に蝦夷か國記を燔しよりをぢなく賢からぬは姓氏の根原に迷ひわる賢き者は倍々偽説せることを二句に文なしたるなり

天智天皇儲宮也船史惠尺奉進燼書

儲宮也とは皇太子と坐し時をいふ燼書は燔残れる書といふことなり其は皇極天皇紀四年六月の處に蘇我臣蝦夷等臨誅悉燒天皇記及國記珍寶船史惠尺即疾取所

燒國史而奉中大兄と見えたり蝦夷は馬子か子なりこの天皇紀國紀といへるは推古紀二十八年に是歲皇太子島大臣共議之錄天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記とみえたるものにてみな蘇我の家に預りもたりしを悉く燒むとしつるを船史か珍寶をはさし置きて記をのみ取出て中大兄皇子に奉れると聞ゆ真に比類なき功績なりけり

至庚午年編造戶籍人民氏骨各得其宜

庚午年とは天智天皇の御世の九年を云り御紀に二月造戶籍斷盜賊與浮浪とある時の事なり戶は戶令義解に一家一戸也と有て家のことなりそを倍と云は人の家は古へも今も竈をもて數ふればなり竈所を古言に倍といへりさて戶令に凡戶は以五十戶爲里每里置長一人と見えて戶籍家數人數を録せる籍なり抑戶籍のことは既く孝德天皇紀大化元年八月の下に東國等の國司を拜給ふ詔に凡國家所有公民大小所領人衆汝等之任皆作戶籍及按田云々と見えまた於倭國六縣被遣使者宜造戶籍並按田謂檢覈墾田及民口年紀汝等國司可明聽退云々また二年正月改新の詔に其三曰初造戶籍計帳班田收授之法云々と見えたり此御世に改新ありし事は大かた天智天皇皇太子と坐まして令賜へる御法と聞ゆればまづ孝德天皇の



御世に事起し給ひて、御自の御世になりて、庚午年に更に委く物し給へると知られたり、さてまた戸令に、凡戸籍、六年一造、起十一月上旬、依式勘造、里別爲卷、惣寫三通、其縫皆注其國、其郡、其里、其年籍、五月卅日、内訖、二通、申太政官、一通、留國、云々とも見え、また凡戸籍、恒留、五比、義解に、謂六年爲一比、謂之比者、比校之義也、言卅年、籍、恒留、不除、若有紕繆者、所以相比校也といひ、同集解に、古記云、五比、謂五六卅年也とあり、其遠年者、依次除、集解に、遠年、謂卅年以外、六年除也、といへり、とある條の本註に、近江、大津宮、庚午、年籍不除、と見え、近江、大津宮とは、天智天皇の宮所をいへり、此の義解に、雄朝津間、稚子宿禰尊、御世、此は允恭天皇の大御名なり、諸氏争姓、紛亂不定、即盛煮湯、令以手探、詐僞者、爛真誠者、全於是定、姓造籍、是爲庚午、年籍也とあり、此文に真誠者全と云るまでは、允恭天皇の御代に有りし事を云るにて、上文に注せるが如し、於是定姓と云より以下は、天智天皇の庚午年に戸籍を造らしめ給へる事を云て、其は允恭天皇の御世に、既に云るの事ありし故に、また然る紛亂の起らむ事を所思し坐て、姓を定賜ひ、戸籍をも造しめ給へる、是を庚午年籍といふと云るなり、日本紀通證に、此義解の文を謬なりといひ、允恭御宇無庚午年と云るは、此意を思ひ得ざるなり、本註に、庚午年籍不除と有は、戸々の戸口姓氏を定め記されたる元籍なれば、此を以て本を糺し給

ふにぞ有ける、さて人民氏骨各得其宜とは、庚午の年に、戸籍を造りて正し給へるより、人民の氏骨よく別りて、各其宜を得たりとなり、○寛云、戸籍の事は、余か戸籍考に委しければ、此にはいたく文を省きて記せり、

**自茲以降、歷代帝王、隨時改正、聯綿不絕、**

此は天智天皇の御世に、戸籍を造らしめ給へるより以降、御々世々に改め正し賜ひ、聯綿絶えず此事の行はれしを云、そは上に引る戸令に見えたる如く、恒の例なれば、國史に悉くは見えず、さて持統天皇紀に、五年八月辛亥、詔十八氏、大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、下毛野、大伴、紀、阿部、佐伯、采女、穗積、阿曇、平群、羽田、上進、其祖等、纂記と見えたる、纂記を都岐夫美と訓べし、即いはゆる系圖と聞えたり、今本に纂字に誤りて、オキツキブミと訓るは非なり、今は字も訓も釋紀に據て正しつ、さて系圖をも此に據りて、都岐夫美と訓べし、字書に系者連也、繼也ともみえ、また圖書者文籍也、ともみえ、たればなり、是を諸氏に家乘を奏進しめ給へる事の、御紀に見えたる始なりける、釋紀または年中行事秘抄などに引たる高橋氏文と云物あり、磐鹿六鴈命の裔の高橋氏の事を記せる文なるか、甚珍しき事實ともみえ、餘の書にも氏文てふ事のみえたるを思ふに、古へはかゝる文の多かりしと聞ゆ、扶木抄に、物部の八十氏文



勝寶年中特<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>恩旨聽<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>諸蕃任<sub>レ</sub>願賜<sub>レ</sub>之

はかた／＼に行別れたる跡そみえける。ごあるによりても、古く氏文てふもの多かりし事は、知られたり。纂記といふ記の状も、大かた然る状の記にぞ有けむ。大系圖の卷首に、新編纂圖云々ごある。纂圖てふ號も、御紀に纂記ごあるに倣へるならむかし。勝寶年中ごは、孝謙天皇の天平勝寶九年をいふ。御紀に、天平寶字元年四月辛巳、其高麗百濟新羅人等、久慕聖化、來附我俗、志願給姓、悉聽許之。其戶籍記、无<sub>レ</sub>姓及族字、於理不穩、宜爲改正ごあり。天平寶字元年は、即勝寶九年なり。此事に合せ考ふべきは、桓武天皇紀に、延曆十八年十二月甲戌、甲斐國人止彌、若虫久信耳、鷹長等一百九十人言、己等先祖、元是百濟人也、仰慕聖朝、航海投化、即天朝降綸旨、安置攝津職、後依丙寅歲正月廿七日格、更遷甲斐國、自爾以來、年序既久、伏奉去。天平勝寶九歲四月四日勅、爾其高麗百濟新羅人等、遠慕聖化、來附我俗、情願給姓、悉聽許之、而已等、先祖未改蕃姓、伏請蒙改姓者、賜若虫姓石川、鷹長等、廣石野ご見ゆ。なほかく請奏せる蕃種多かり、本書につきて見べし。然れば、右の恩旨は、天平勝寶九年四月四日の事になむありける。

遂使前姓後姓文字斯同蕃俗和俗氏族相疑

此は勝寶年中に、諸蕃人の裔等か願ふまに／＼姓氏を賜へりし故に、前より有し姓

ご、後に蕃種に賜へる姓ご、文字の同じきあり。皇國人の末ご、蕃人の裔ごの氏族に、相紛れ疑ふへき事の出來しご云るなり。其は山城天孫部に山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也ごある。是れ前よりの氏なるに、御紀に天平勝寶八年七月、河内國石川郡漢人廣橋、刀自賣等十二人、賜山背忌寸姓ごあり。此餘蕃別は日置、檜前、高野、大伴、爲奈部、六人部など云姓氏あるは、皆天神天孫の高く貴き氏々なるを、蕃人の裔等に許し賜へる事は、いはゆる蕃俗和俗相疑はしむるにて、甚も慨き事なりかし。但しこは此御世に始めて有來し事にもあらず、是より前にも、倭人に本より賜へる姓を、蕃種に賜へる事もこれかれ見えたれごも、此御世には殊に然る事の多かりけむ。故に、此御世に係てしるされたるにぞあるべき。

萬方庶民陳高貴之枝葉三韓蕃賓稱日本之神胤時移人易罕知而言

万方庶民ごは、異國人の裔をひろく云り。陳高貴之枝葉は、上件の如く相疑しき事の出來しより、異國の庶民までも高貴の枝葉なりご云ごなり。三韓蕃賓稱日本之神胤ごあるに、就きて思ふに、まづ古く蕃人等の投化ひ來れる状を見るに、己か國には住わびて身を安くせんごの心より、種々貢物など齎來りて、大御心を取り奉り、さて多く



は其國の聞え高き會長等の名をいひて、某帝の子ぞ、某王の孫ぞなど名稱り來りしを、投化の蕃人等か、漢國の帝王の子孫と稱て來れるか多かる事は、疑なきにあらず、其由は下に云ふ、世人の然しも敬ふともなく、其蕃人なる事を卑しめつと見えて、後には悉御國風の姓氏を賜はらむ事を請奏しけること、御紀に多く見えたるか如し、(上に擧げたる延暦十八年の文を合せ見るへし)かくて後には、彌益々にその蕃種なる事を耻けると聞えて、本祖を偽りて日本之神胤と稱ふ事さへぞ起りける、そは平城天皇紀に、大同四年二月五日勅、倭漢惣歷帝譜圖、天、御中主、尊標、爲始祖、至如魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其高裔、倭漢雜揉、敢垢天宗、愚民迷執、輒謂實錄、宜諸司官人等、所藏皆進、若有挾情隱匿、乘旨不進者、事覺之日、必處重科、と有るを思ふべし、時移人易、云々は、かゝる混亂も時移り人も易りて、其事を知りて言ふ人も罕なりと云るなり、**寶字之末、其爭猶繁、仍聚名儒、撰氏族志、抄案弗半、逢時有難、諸儒解體、輟而不興、**

寶字は、すなはち天平寶字をいふ、此は孝德天皇の御世所知、看す九年と云へる年より、大炊天皇の御世所知、看す八年と云へる年までの年號なるが、御紀に、此事見えざるは記し漏されたるなり、其は延喜六年に、奏進れる中臣本系帳に、依去、天平寶字五

年撰氏族志時、之宣勘造、所進本系帳云、と見えたるにて知るべし、谷川士清云、唐太宗修氏族志、高宗改爲姓氏錄と云り、書名はいかにも、是に倣はれたりと聞えたり、○寛云、此事別に委しく云るものあり、撰氏族志とは、上に云へるが如し、抄案弗半とは、その氏族志を撰り、そめしかど、抄案半ならずして、事竟へさりし由なり、然るは此御撰は、天平寶字五年と本系帳に見えたれば、大炊天皇の大御心より出たることなるを、淡路國に遷され給へれば、然も有へき事なり、抑此天皇命はしも、天武天皇の大御孫命、舍人親王の御子に坐して、此御舉を所思、看し起させ給へるは、ふかき大御心の有し事なり、けむを、其御志を果し賜はず、御位を遷されさせ給へるは、いと恨しき御事なり、けり、畏れりと密に大炊天皇の此御舉を所思、看し起せる大御心を推察奉るに、孝謙天皇は諸蕃人の願すまに、貴姓をも賜ひしかば、倭俗蕃俗相疑はしむる害の出來つるを、慨みおもほし、此を正し明し傳へ坐むと所思、看し起せるならむか、其は此天皇命御世治看し、ほどの御行を察奉るに、孝謙天皇の嫡なる御行を諫め奉り賜へるなど、いと正しき御心なりし故に、そあるへき、然れば、此事も孝謙天皇の御心に應ひ賜はさる一條にぞ有けむ、

**皇統彌照聖明、生而叡哲、自體性仁、威被日出之崖、德光月朏**



之域、停烽廢關、文軌爲一、慮周品物、思切正名、迺降絲綸、撰勘本系、緇帙未畢、鳳輿登遐、

皇統彌照とは、桓武天皇の大御名なり、生而叡哲云々は、御生質の叡哲仁恕なる由なり、日出月朏のは、日月の照臨する處を文なしたるなれども、日出と云ふに自ら日出處天子などの故事をも思ひて書るなるべし、停烽廢關とは、桓武天皇御紀延暦八年七月甲寅、勅伊勢美濃越前等國曰、置關之設、本備非常、今正朔所施、區宇無外、徒設關險、勿用防禦、遂使中外隔絕、既失通利之便、公私往來、每到稽留之苦、無益時務、有切民憂、思革前弊、以適變通、宜其三國之關、一切停廢、所有兵器糧糶、運收於國府、自外館舍、移建於便郡矣、とみゆ、是廢關の事なり、停烽の事は未だ見あたらす、もしくは其事ありしか、史にもれたる歟、または廢關に就きて、停烽の語をかへたるか、なほよく考ふべし、文軌爲一は、書同文、車同軌と云るをとりしなり、慮周品物、思切正名は、天皇の御心を庶物に用ひて、名義を正さむと思せるを云り、さて思切正名とは、上件注せる如き事の亂れ、名の亂れを正さむ事を切と所思看せる事を稱美奉れるなり、實に詔たる語にて、是ぞ古學の本旨なりける、西戎人も心あるは、必也正名乎といへり、(迺降絲綸、撰勘本系は、御紀に、延暦十八年十二月戊戌、勅天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓

同、欲據譜牒、多經改易、至檢籍帳、難辨本枝、宜布告天下、令進本系帳、三韓諸蕃亦同、但令載始祖及別祖等名、勿列枝流並繼嗣、歷名若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之、(宗中長者とは、所謂氏の長者にて、此を古くは氏上といへり、後世に源氏長者、平氏長者など云は即これなり、凡厥、氏姓、率多假濫、宜在確實、勿容詐買、來年八月卅日以前、惣令進了、便編入錄、如事違、古記及過嚴程者、宜原情、科處、永勿入錄、凡庸之徒、惣集爲卷、冠蓋之族、聽別、成軸焉とあり、是の姓氏錄の成れる起なりける、緇帙未畢、鳳輿登遐とは、如此詔命せ給て、其錄の未成に崩御せる由なり、

天朝至明、紹修前業、至聖承聖、垂眷後謀、爰勅中務卿四品臣元小万多親王、右大臣從二位兼行皇太弟、傅臣藤原朝臣園人、參議正四位下行左衛門督兼近江守臣藤原朝臣緒嗣、正五位下行陰陽頭臣阿部朝臣眞勝、從五位上行尾張守三原朝臣弟平、從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣穎人等、追慕前志、推弘此文、開書府之秘藏、尋諸氏之苑丘、

天朝とは、當代嵯峨天皇を申す、桓武天皇の御志を紹坐して、万多親王以下の人々等に勅して、姓氏錄を撰修すへき由を命せ賜ひ、書府に秘藏たまへる御書をも出し給



ひて、諸氏の家々に蓄へたる籍どもを尋ねしめ給へるとなり、苑丘は墳丘、潘尼か詩に、婆娑翰林、容與墳丘、王僧孺が文に、容與學丘、徘徊詞府、ともみゆ、などの類にて、書苑文苑の義に用ひたるものなるべし、さて桓武天皇の此御舉は、やがて大炊天皇の大御志を紹坐るなりけり、其は前には氏族志抄といひしを、後には姓氏錄と改め給へるも、然る唐土の例に倣はれたるもて知るべし、

臣等歷探古記、博觀舊史、文駁辭踏、音訓組雜、會釋一事、還作楯矛、構合兩說、則有牴牾小本作枝牾

此一節は古記舊文の讀がたかりし狀を演たるなり、文駁辭踏、音訓組雜は古書の狀は、大凡如此なりしこと、古事記の序注にいへるを思ひ合せて辨ふべし、會釋一事、還作楯矛とは、一事を會釋得れば、傍にそれと矛楯る異説あり、構合兩說、則有牴牾とは、彼此の傳説を構合せて録さむとすれば、合かたき牴牾の出來ると云るなり、

新進本系、多違故實、或錯綜兩氏、混爲一祖、或不知源流、倒錯祖次、或迷失己祖、過入他氏、或巧入他氏、以爲己祖、新古煩亂、不易芟夷、彼此謬錯、不可勝數、

此一節は、新進本系の謬錯多かりし狀を演たるなり、新進本系とは、桓武天皇の御代

に、詔令せて奏進しめ給へる諸家の本系帳を云るなり、或錯綜兩氏、混爲一祖とは、正に兩氏の別々なる祖々を混にして、一氏の祖と爲たるにありとなり、或不知源流、倒錯祖次とは、會を祖とし、祖を會と爲たる類を云なり、或迷失己祖、過入他氏とは、己か祖の傳を失ひて、他氏の祖を己か祖系に入たる由なり、或巧入他氏、以爲己祖とは、彼強狡なる徒は、殊に巧にて、他氏の祖を己か祖に系たるも有て、彼此の謬錯は、勝て數へかたしとなり、

是以雖欲成之不日、而猶十歲於茲、京畿本系、未進過半、今依見進、以類詮矣一本作夫

桓武天皇の諸氏へ給命ありて、本系を召問れたるは、延暦十八年にて、姓氏錄は、弘仁五年に奏進れり、然るを此に其撰修の間を十載と有を思へば、萬多親王等に詔命せ給へるは、延暦二十四年といふ歳にて、桓武天皇のなほ御世所知看しほとなりけり、然れば前文に天朝至明、紹修前業、云々追慕前志云々、と有は、桓武天皇の大御志を紹坐して促し給へるを云るなるへし、延暦十八年に、本系を召れしより六年間ありし來年八月卅日以前、惣令進了とは、勅へれど、畏みて各々正し明らめたる故に、奏進ことの遅なはれるなるべし、然るに其中に巧みて、他氏の祖を己か祖と僞れるも有し



は、古へも今も偽のなき世ならねは、いとも爲へなき物になむ有ける、然るは今世に其祖の詳ならぬを合さむとして、系圖家といふ徒に誂へて、強て祖々の名を作り設け、或は他氏の祖を取り入れて、我が祖となす徒も多在と聞ゆればなり、其は眞の道を知らず、幽冥の畏き理を知らざる故とは云ひなから、甚もはかなくおぞましき事なりけり、かく聞ありてだに、京畿の諸氏の本系は、いまた半も進らざるは、今はその進れるばかりを採て、類を別ちて詮せりとなり、京畿は左右京と、いはゆる畿内五國となり、

本其元生則有三體、別其群分則有三例、

元生とは諸氏々の生たる元を云ふ、其元生を本つくるに三體を立て別たりとなり、其三體は、即下なる神別、皇別、諸蕃なり、群分とは、諸氏々の次に群分たるをいふ、其をまた三例を立て別たりとなり、其三例は、即下なる出自と云ると、同祖之後と云ると、之後となり、委くは下に解くを見るへし、

天神地祇之胄、謂之神別、天皇々子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃、所以別同異序前後、是爲三體也、

天神とは、天に生坐る神等をいひ、地祇とは、地に生坐る神等をいふ、其御胄を神別と

いふ由なり、神より別れたれば云るなり、さて此神別にまた天神天孫地祇の別を立てられたり、天神は、天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、津速魂命を始め、其餘の天神たちの御裔をいひ、天孫は、天照大御神より、鵜草葺不合命までの御子孫をいひ、地祇は、國に成坐る神たち、海神の御末までを云なり、但し偶々には、此例を誤られたる事もあり、其は天押穗根命の御裔の弓削氏を、左京神別下に地祇に修れ、天道根命の裔たる滋野、大村、大家などを、右京神別下に、天孫に修れ、同命の裔伊蘇志臣を、大和國神別に天孫に修られ、振魂命の裔たる掃部連を、何所も天神に修られたる類も多かり、實は天押穗根命の御裔は、天孫に入り、道根尊の裔は、天神に入り、振魂命は、和多都美神の子なれば、其裔は、地祇に入るへき物なるをや、猶此類多ければ、心を着けて辨ふべし、天皇々子之派、謂之皇別は、神武天皇より以下、凡て皇子たちの御派を皇別と謂ふ由なり、皇より別れたる意なり、釋紀に、私記曰、案王子枝別記云、文武天皇少名珂瑠皇子、天武天皇太子草壁皇子尊之子也云々、と引けり、古くはかゝる記もありけり、大漢三韓之族、謂之諸蕃は、大漢の大は、尊め稱へるに非ず、唯三韓に對へて文字の列を合さむとてなり、諸蕃に修たるを以て、尊稱に加へたるに非らざることを知るべし、蕃は、美夜津古具邇と訓て、皇朝の御奴と爲給へる語なり、また惠美斯とも訓む、此も



卑めたる稱なり、さて唐土國は蕃夷の御あしらひなること、此にかくみえたるのみならず、國史には御國を中國とも華夏とも記され、西戎を西土とも西蕃とも記され、其餘令を始め、正しき書は、みな然有り、さるを俗の僻める徒など、漢土の酋長等をわが天神御子と申し、狀に尊み敬ひいふも多かるは、正しき學問の理を辨へざる痴事になも有ける、眞の道に志あらむ人は、師の取戎慨言を熟讀すべし、さて其蕃國の人ごもの族をば、諸蕃と謂けて、神別皇別諸蕃これを三體と爲たる由なり、弘仁私記序には、此を四種として、神胤皇裔、指掌灼然、慕化古風、舉目明白と云ひ、其自注に、中臣朝臣忌部宿禰等、爲神胤也、息長真人、三國真人等、爲皇裔也、東漢西漢史及百濟氏等、爲慕化、高麗及東部後部氏等、爲古風也、といへり、神胤皇裔慕化は通えられたれど、古風と言へるは、いまだ考へ得ず、

或古記本系並錄載、而小本載而枝別之宗特立之祖、書曰、出自、

古記とは、上文にいはいゆる古記舊史を云ひ、本系とは、いはゆる新造本系なり、並錄載とは、古記本系ともに録し載せて、彼此よく符ひて紛亂なきをいふ、或字より以下九字、今本ごもに而字録載の間に在りて、出自の下に記せるは、錯亂れたるなり、今は一古本に依て注しつゝ、さて遠都於夜に祖と宗とを立ることとは、元漢土の論にて、祖とは

始祖をいひ、宗とは其次に功德ありし於夜を云て、此二於夜を殊に重く祭る事あり、(此事彼此の漢籍に見えて、彼方の學問する徒のいみしき事に言さわぐ説ともあり) 此録には其號に倣ひて記されたり、斯て此の文は、打見たる儘にては一條に見ゆれど、熟く見れば、三例に見別つへく書れたり、其は枝別之宗、特立之祖、書曰、出自、と云を一例として、譬へば路真人、出自、諡敏達皇子難波王也、とあるは、路真人の家にては、敏達天皇は祖にて、難波王は宗なる故に、かく録されたり、(そは此次に守山真人、路真人同祖、難波王之後也とあるも、敏達天皇を祖とし、難波王を宗とせること知べし、なほ此類は、神別にも藤原朝臣、出自、津速魂命三世孫天兒屋根命也といひ、添縣主、出自、津速魂命、男武乳速命也、とみえたるは、藤原の家にては、津速魂命を祖とし、兒屋根命を宗とし、添縣主の家にては、津速魂命を祖とし、武乳速命を宗とする由なり、なほ皇別には、八多真人、出自、諡應神皇子稚野毛二俣王也、など此類おほく記されたり、さて今本に、諸蕃に此例をもて、牟佐村主、出自、吳孫權男高也、など書るか多かれども、此はもと吳孫權男高之後也と有しを、後人の思ふ旨ありて、之後字を削りて、出自と書る本の傳はれると所思たり、其由下文の下に注を見て辨ふべし、) また特立之祖、書曰、出自、一例として、譬へば大和國地祇に、國栖、出自、石穗押別命也、と書れたる類は、此命



より前の祖の名傳はらず、また宗と立べき於夜の名も傳はらざる故に、特この命をのみ祖に立たるを云へり、但し此例は然しも多からねど、皇別にも諸蕃にも、彼是あり、心を着て見るへし、また枝別之宗、書曰出自と云を一例として、譬へは大和國の天孫に、大角隼人、出自火、闌降、命也と書れたるは、日子番能邇々藝命の御末は、皇統と火闌降命の末とに別れたるを、大角隼人の家に取ては、邇々藝命は祖にして、火闌降命は宗なり、然るに祖を記し出す、宗を擧たるを云り、なほ皇別に、高圓朝臣、出自正六位上高圓朝臣廣世也とあるも此例也、但し此例は、皇別神別には此に擧たる外に見えず、諸蕃には彼此あり、然れども其中に之後也と有りしを、出自と書るか多かれは、異本に校見て辨ふべし、さてこの出自と云例は、古記と本系と、互に熟符て、某より出といふに疑ふへき節なきを云例なること、上文に古記本系並錄載とあるにて明なり、○此外に某同祖と云例あり、そは藤原朝臣、出自津速魂命三世孫天、兒屋根命也、とある次に、大中臣朝臣、藤原朝臣同祖とある類なり、此は委くは、大中臣朝臣、出自津速魂命三世孫天、兒屋根命也、と記るへきを、上にゆつりて省き記されたる物なり、此例殊に多かり、心得おくべし、○また一例同氏と云ことあり、其は皇別に、住吉朝臣の次に、池原朝臣、住吉同氏、多奇波世君之後也、また垂水、史上毛野同氏、豊城入彦命、孫彦狹島

命之後也、など見えたる類なり、此例皇別にのみ多く有りて、神別と諸蕃になきはいふかしきことなり、此は同祖と云に似たれども、甚く異なる謂あり、其は今世の意をもて見るときは、同じ住吉氏上毛野氏を稱たらむには、同氏と云むも然ることなるを、異氏を稱れるに同氏と云ことは有るましき事なれば、元は同祖と有しを誤れるならむと、誰も思ふべけれど、數多の異本どもにも、悉く右の如く作れば、誤れるに非ず、故考ふるに、字運とは、もと内の義なれば、上など同じ族内なる由なり、然れば、氏字の義を放れて、同族といふ義に見るへき例になむありける、

或、載古記、而漏本系、或、載本系、而漏古記、書曰同祖之後、

此は上にも引る路真人、出自證敏達皇子難波王也、とある次に、守山真人、路真人、同祖難波王之後也、とある類をいへり、其は同祖といふは、上に論へるか如く、慥なるかた、之後と云は下にわきまふ如く、狐疑に渉るを云例なれば也、此は守山真人の祖は、敏達天皇なることは、古記本系並に記し載せて慥なれど、宗を難波王と爲たるは、古記にまれ本系にまれ一方に見えて、一方には漏たる故に、疑なきにしも非されば、かく録されたるなり、

宗氏古記雖云遺漏、而立祖不謬、但事涉狐疑、書曰之後、所以



辨遠近、示親疎、是爲三例也、

此一節の文義は、諸氏本系に載せる宗は、朝廷の古記に遺漏たるといへども、立たる祖に謬なきは採録せれど、但朝廷の古記に、其宗の漏たる故に、狐疑に涉ること無しも非されば、之後と云例を立て録せるとなり、此例は殊に甚多かり、本録に就て見るべし、○さて之後と云る例は、かく狐疑に涉る傳を録されたる例なる故に、諸蕃に此例殊に多かり、然るを今本に、其を大かた出自と作るは、後人の改めたるにて、しか作る氏々百五十氏ばかり有るか中に、元より出自と有りしは、五六氏ならでは無く、其餘はすべて之後と有しを削り改めたるなること疑なし、古本と合せ見て知るべく、決めて此は蕃人の裔たる者のわざならむかし、其は皇別神別すらも狐疑に涉る氏々の多かりしかは、況て諸蕃に多かりけむこと、云も更なれば、之後と録されたる氏の多かるへき謂なるを、神別皇別よりも却て出自と書るか多かる事は、疑ふべきわさに非すや、上に論へる三韓之蕃賓、稱日本之神胤とある文、また平城天皇紀に見えたる、倭漢惣歴帝譜圖てふ物の様をも思ひ合せて、其好しき所爲を惡むべく、また己々か祖宗の詳明ならざる事を歎きたる意を、憐むべきものになむ、○右の外に、出自某命之後某命也、と録されたる例あり、其は大和國神別に、委文宿禰、出自神魂命之

後大味宿禰也、とある類なり、此例なほ彼此あり、此は祖を神魂命に係たるを、撰者たちの心に狐疑しく思はれし故に、之後と録し、宗を大味宿禰に係たるは、狐疑なく思はれし故に、出自と録されしなるべし、(出自は神魂命に關らず、大味宿禰に係れる文なること、熟思ふべし)、また出自某命之子、某命之後也、と云へる例あり、其は左京皇別に息長真人、出自譽田天皇、謚應神、皇子稚淳毛二侯王之後也、とある類なり、(此例猶彼此あり)此は上に論へる出自某命之後某命也、と録されたる例の反にて、祖を譽田天皇に係たるは疑なけれど、宗を稚淳毛二侯王に係たるは、撰者たちの心に狐疑しく思はれたる故に、之後と録されたりと知られたり、(出自は之後より讀連くれども、實は譽田天皇といふに關ること、熟々文義を味ひて知るべし)なを此等の外に、同上といふことあれど、此は異なる意なし、(またたゞ一所に之末と云ることあれど、此は之後を寫し誤れる物と見えたり)さて右の如くなれば、文に三例とは書れたれど、子細に別て云ときは、まづ出自と云に三例、(そは枝別之宗、特立之祖書曰出自、といふと、枝別之宗書曰出自といふとの三例なり)同祖と云る例、同氏といへる例、同祖之後と云へる例、之後と云へる例、出自某命之後某命也、と云る例、出自某命之子某命之後也、と云へる例、九例なも有りける、此を熟々心得て、姓氏錄を讀むべし、(されど此にまた



論すへき事あり、其は右の如く例を立られたるは、此録の撰者たちの心にこそあれ、なほ餘の書等をも採り並へて、熟く讀み熟く考ふれば、狐疑に渉る文例に記されたるに、少も疑ふへき節なく正しき傳多く、出自と録されたるにも疑ふへき節なきに非されは、實は然しも此文例に拘るましく、唯ねもころに考へ辨ふるぞ、九例に益りて、此書を読むもの、本例にぞ有ける、但し此は事の趣をよく心得さらむ人は、撰者の凡例に拘はらすといふよしあらめや、と言ひ思ふも有へけれど、熟々思はむ人は、疑はしとぞ思ふ。

夫寸璞尺木、尙有瑕節、况乎後世、叵知前世、故祖次相變、世數頗誤、則不爲大失、討論而裁成。

文の意は、わづかに一寸ばかりの璞にもなを瑕あり、一尺にもなほ節は有る物なるを、後世に生れて知りかたき前世の祖宗を記せるなれば、誤りも有へき物ぞ、故祖宗の次第の相變れる、また代數を誤れるなどは、大きな失と爲るに足らねは、其は、討論ひ定めて誤れる、傳へをば裁捨て正しきを此録に記し成せるとなり、甚穩に詔たる撰者たちの意なりけり、後世に生れて前世の事を纂め記す事はかならず如此なるへき物なれば、史學に志あらむ人は、倣ふへき事なりかし、さてかく諸家本系古記

舊史を裁成して、大抵は本書の儘に記されたる故に神名人名の書狀なども、古事記書紀の如く一樣ならざるなり、此もまた倣ひ従ふへき事なれば、成文にも大かたは本書のまゝに倣ひ記せり。

眞人是皇別之上氏也、並集京畿、以爲一卷、附皇別之首。

眞人は皇別之上氏也とは、天武天皇紀十二年十月の詔に曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、混天下万姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置とありて、眞人は皇別に賜へる上氏にて、一曰に立られたれば、今も此に依りて左右京五畿内を並集めて一卷と爲て、皇別の諸氏の首に附る由なり。

未定是諸氏之未明也、摠爲一卷、附諸蕃尾。

卷尾に、未定雜姓と云を立て、其處に勘尋氏姓職由、按由の字諸本に田とあれと誤なる事著ければ訂せり、本系、而此等、姓祖違古記、事漏、舊典、雖加研覈、稽所不及、故集爲別卷、號曰未定、附之於末、以俟後賢とあり、中には誠に未定なるもあれど、熟々本編の諸氏と參へ考へ、餘の書等に校合すれば正しき傳への氏々も多かり、未定雜姓と有をもて、等閑に見過すこと勿れ。

又有諸姓漏本系而載古記、則抄古記以寫附。



此は右京皇別八多真人の次に三國真人謚繼體皇子椀子王之後也(依日本紀附)大原真人の下に海上真人大原真人同祖依續日本紀附などあるなり、

本系之與古記違則據古記以刪定

此は右京皇別に大宅真人路真人同祖依續日本紀刊定とあり此類なほ有へけれど、依某記刊定となきは知へき由なし、

也、今按之中證引古記則雖文駁而不必改所以存其文取辭達

今按は此にては諸氏本系の按を云りと聞ゆ其文中に古記を証に引たるは本系の文と古記の文と異なる故に文駁るといへども改めず本のままに存ことは此録は文の麗はしきを力むるに非ず辭の達ゆるを專とする所以なりとあり、

京畿之氏大體牢籠諸國諸國之氏或不必入京畿

文義いさか通かたけれど強て思ふに左右京と畿内五國山城大和河内和泉津國等にある諸氏に其餘の諸國の諸氏は大體牢籠れる故に京畿の部に入れずといふなるへきか○寛按に諸國之氏の上にまた諸國二字を補ふ時は義理よく通ゆへく思はる故に今假に補へり、

臣等奉勅謹加研精摺摭群言沙汰金磔截舊記之煩蕪採會新之機要除新系之塗說撮通古之折中思所以令文約解易冷然示掌煥乎指南起自神武迄于弘仁溫故知新能事粗畢

文義よく通ゆれば注を下さず

凡一千一百八十二氏惣爲三十卷勒成三部名曰新撰姓氏錄

此に錄されたる諸氏の數を委く本編を數へ試むるに一卷は皇別真人の諸氏四十四氏二卷左京の皇別上に四十二氏三卷左京の皇別下に三十二氏四卷右京の皇別上に三十三氏五卷右京の皇別下に三十四氏六卷山城國皇別に二十四氏七卷大和國の皇別に十八氏八卷攝津國の皇別に二十九氏九卷河内國の皇別に四十五氏(今本に四十六氏とあり)十卷和泉國皇別に三十三氏十一卷左京神別上に三十八氏十二卷左京神別中に二十三氏十三卷左京の神別下に二十一氏十四卷右京の神別上に三十四氏十五卷右京の神別下に二十九氏十六卷山城國の神別に四十五氏十七卷大和國の神別に四十四氏十八卷攝津國の神別に四十五氏十九卷河内國の神別に六十三氏二十卷和泉國の神別に六十氏二十一卷左京の諸蕃上に三十五氏二十



二卷左京の諸蕃下に、三十七氏、二十三卷右京の諸蕃上に、三十八氏、二十四卷右京の諸蕃下に、六十二氏、二十五卷山城國の諸蕃に、二十二氏、二十六卷大和國の諸蕃に、二十六氏、二十七卷攝津國の諸蕃に、二十九氏、二十八卷河内國の諸蕃に、五十五氏、二十九卷和泉國の諸蕃に、二十氏、三十卷未定雜姓に、百十七氏、此を都合せて千百七十七氏あり、此處に錄されたる員數に五氏足らざるは、後に書寫す時に、其諸氏を脱したる物か、また此文は八二は七七の誤なるか、今知へき由なし、されど此を奏進らるゝ時の表文にも、凡一千一百八十二氏とあれば誤れるにも非ざるか、かにかくに今は知かたければ、古本と今本と數の合ざるを、悉く誤とも定めかたし、さて勅成三部とは、左京皇別真人の諸氏より和泉國の皇別までを第一帙とし、左京神別上より河内國神別までを第二帙とし、左京諸蕃上より未定雜姓までを第三帙としたるを云り、新撰姓氏錄と云名は、前に種々姓氏の書を撰定しめ給へる事の有しに對へて、新撰と號給へるなるへし、今在る大字の本の末に、平朝臣と云より鷹取戸と云までは、後人の加筆なること云も更なり、また其末に安部公同、上讚岐公、大足彥忍代別、天皇々子別同上とあり、また異本に、讚岐公と別との間に、建部公とあるは、共に右京皇別下の落文を、後に書添たる本を見てよくも思はず、書入たる物なり、刪去へし。

雖非韋編耽樂之義、玉板翫好之文、抑亦人倫之樞機、國家之彙括也。

文は聞えたる儘なり、實に此語の如く、耽樂翫好之文には非されども、人倫の樞機、天下の諸氏を統給ふ御政事の彙括と云べき御錄なれば、常に左右を放たず、餘の書をも合せ考へ、吾か氏他の姓を論はず、熟讀みよく明らめ、熟訂し辨ふるぞ、ふた、び古道を興し、故實を探ぬる學問の山口になも有ける、西戎人も心あるは、君子論撰其先祖之美、而明著之後世者也云々、其先祖有無而弗知不明也、知而弗傳不仁也、此君子之所耻也といへり、○寛按に彙括とは、資治通鑑綱目、漢章帝建初三年の條に、考量彙括とある、集覽云、考量、度也、彙、亦括也、彙括、撮其要領也。

唯京畿未進、並諸國且進等類、一時難盡、闕而不究、其諸姓目、列於別卷云爾。

京と畿内の未進らざる諸氏と、諸國の諸氏の一時に盡しかたきは、強て究めむとはせず、其諸姓の目を、別卷に列ね載たりとなり、此錄を進らるゝ時の表文に、未詳者則集爲別卷云々、並目三十一卷とあり、此表に別卷とあるは、未定雜姓の卷を云ると聞え、其表に目錄一卷ありて、すへて三十一卷なりしおもむきなり、此別卷は世に傳



はらす、若今に傳はりたらむには、此錄の學問のいみじき助と成ましを、甚惜しき事なりけり、なほふるく姓氏の分派を記せる書の聞えたるは、釋紀に引る私記に、王氏枝別記、氏族畧記などみえ、古き書目に神別雜氏記と云も見えたり、此等世に傳らましかばと、甚惜しきを古へ學せむ人はかゝる書等をはよく書名をだに覺りおきて、見出まほしく心着くへき物になむ、○因に云ふ、姓名錄といふ物あり、正長己酉年二月に、後成恩寺禪閣殿下の奥書し給へるを、天文八年に轉寫したる本なり、禪閣の奥書に姓名錄抄一帖、故准后閣下、以菅諫議大夫眞筆之本、被書寫訖、件本申出二條故攝政殿下御本、令摸寫云々、頗可謂證本歟、とあれど、誰人の撰と云事知へからず、其體裁は拾芥抄に收られたる姓尸錄と云物の狀にて、彼よりは委く、姓氏錄に漏たる姓氏をいと多く記せり、されば合せ見て考の助となる事多かり、さて因に云はむ、拾芥抄なる姓尸錄部は、決めて彼抄の撰者の著はせるならず、古くより傳はれる書を拾ひ載られたる物なり、其は他の部はみな某部某部と記されたれば、此部も姓尸部と記さるへきを錄字あるを以て思ひ辨ふべし、さて其奏進られたる年は、此錄に記されず、此を奉らるゝ時に添られたる表文の終に、弘仁五年六月二十日と有りて、中務卿四品萬多親王、右大臣從二位藤原朝臣園人等六人の名を署されたり、

さて此にいさゝか姓氏錄を讀まむ人の別に心留めおかずは、思ひ誤まるべく所思ゆる事どもを記してむとす、其はまづ若干世孫といふに、二様あること、また稱る氏は異なれども、其祖は同じきを、其氏々には、各其祖の異名をもて語り傳へて、彼此同祖なる事を知らず有しと所思ゆる事、また氏は同じく、祖は異なるを、其氏々に本末ある事、また所謂複姓も多有を、其複姓の後姓を偏に稱りたるも有が、異姓のごと聞ゆる事、姓氏錄に複姓といふ目を立て論ふこと、舊くも有しや、其は知らねども、かく稱へずては、思ひ紛ふることある故に、今西土に然る目のあるに倣らひて云ふを、異しと思ふことなかれ、此等の事はかねてよく心得おくへき事なりかし、其例はまづ若干世孫と云に二様ありとは、左京神別上天神に藤原朝臣、出自津速魂命三世孫天兒屋根命也、二十二世孫内大臣大職冠中臣連鎌子云々とある、二世の二を今本に三に誤れり、今は古本二によりて正しつ、天兒屋根命を、津速魂命三世孫と云るは、津速魂命の御子、市千魂命と、御孫與台産靈命とをおきて、曾孫の兒屋を三世孫と數たる世數にて、外にも例いと多かり、只に孫とは孫と云て、二世孫とも、三世孫ともいはす、舊事紀なる天孫本紀の世數なども、此定なり、これは古く世數をいへる例と聞ゆ、かくて鎌子連を兒屋命の二十二世孫と云るは、右と異にして、兒屋命より一世二世と次々に數へたる世數にて、此例も



また甚多かり、鎌子連は、兒屋根命より數へて、二十二世なること、藤原系圖を見てしるへし、姓氏錄に記されたる世數、この二様に數へて合さらむには、其を錯り亂れたる物と知るべし、假令は中臣志斐連の條に、天兒屋命十一世孫雷大臣命とあるは、兒屋命の御子天忍雲根命と、御孫天種子命とを除きて、曾孫の宇佐津臣命を三世孫と數へたる世數なるを、津島直の條其餘にも、天兒屋命十四世孫雷大臣命とあるは、兒屋命より數へたる世數にて、彼も是も誤れるには非ざるを、九世孫十世孫など有は、悉錯まり亂たる傳なれば十一世といひ十四世と云るを本として、餘の錯亂を正し辨ふべし、其は此氏にかきらす、餘の諸氏にも通ることにて、中にも神別に此錯亂多かり、能々心を著て、餘の書ともをも校合せて、思ひ辨ふべし、抑かゝる錯亂は、家々より奏上れる本系を悉くは糺し敢さし故ならむ、序にも其趣見えたり、また稱る氏は異なれども、其祖は同じきを、其氏々にて、各々其祖の異名をもて語り傳へて、彼此同祖なる事を知らず有しと所思るは、天石都倭居命、明日名門命、阿居太都命、伊佐布魂命と云ふは、みな同神の異名なり、然るを多米連家にては、天石都倭居命と云名に傳へ、また多米連天比和志命之後也とも有は、此後を云へるなり、額田部の家々にては、明日名門命といふ名に傳へ、大椋置始連縣犬養宿禰などの家にては、阿居太都命と云ふ名に傳へ、委文連の家々にては、

伊佐布魂命といふ名に傳へたり、また委文宿禰、角凝魂命之後也ともあるは、此前を云るなり、そは委文連、角凝魂命、伊佐布魂命之後也、とも有るにて知るべし、かゝる事餘にもなほ多かるを、其家々にては、同祖の異名と知らず有し、狀なり、そは若同祖の異名なる事を知らば、其別名をも擧ぐへきものなればなり、凡て異名同神を考へ辨ふる事なむ、諸氏の出自を正し、古傳を明むるに、專要とある學問なりける、然るを是まての事識人たちの説は、此を知らし故に、古傳の妙なる旨を明めたる事も、いまた十の三分にも至らざりける、然るに予か異名同神の説を遠音に聞きて、何くれと語り論ふ人も有と聞ゆるは、いとをかし、大抵これまての事識人たちの説は、大名牟遲神、八千矛神、大國主神、大國魂神、顯國玉神を古書に同神の異名と有に據てこそ同神と説つれ、然る言無らむには、別神と思ひをらむと思ひやらる、説等なりかし、よし并有若干名と有さらむも、其を熟明らむるをこそ、學問の才といへ、また稱る氏は同しく、祖は異なるを、其氏々に本末ある事は、中臣氏の中臣は中執持てふ言の約れるにて、師説と異なり、古史傳に委しく注せるを見るべし、神と皇との御中執持つ兒屋命の子孫に屬る本よりの氏なるを、其外にも中臣某と云姓、これかれ見えたるは末なり、こは中臣氏に殊なる縁有しか、或は其家ならねども、別に由有て中臣の職業を仕奉れる事など有て、負



るなるべし、其は紀氏は天御食持命の裔に屬る氏なるを、武内宿禰命の孫の木國造に縁ありて稱り、また弓削氏は、天日鷲翔矢命の裔に屬る本よりの氏なるを、後に物部氏の人の此を復ねて、物部弓削連と稱れるなども、縁有しによりてなり、また服部連は、天御杵命の神世より仕奉れる職に屬る本よりの氏なるを、允恭天皇の御世に殊なる所以ありて別なる系の人に服部連の姓を賜へるは、末なり、また額田部連は、天津彦根命の御孫にて、此は允恭天皇の御世に額に町形の廻毛なる馬を献れるより賜へる氏にて、これ事の本なれば、明日名門命の御裔の額田部氏は、後に由有て賜へるにて、末なる事灼焉し、此類あまた有て、よく其本末を明め置ては、解かたき事多ければ、等閑に思ふこと勿れ、また所謂複姓も多有を、その複姓の後姓を偏に稱りたるも有か、異姓のごと聞ゆるありと云る例を舉は、中臣大家連、中臣殖粟連、物部韓國連、物部依羅連、佐伯日奉連、など云るは、中臣物部佐伯は本よりの姓、大家殖粟韓國依羅日奉などは、謂ありて後に賜へる複姓なれば、正しくは右の如く復ねて稱るを、後姓を偏に稱りて、大家連、殖粟連、韓國連、依羅連、日奉連、などのみ云るも、いと多かりよく心得ずては、思ひ紛ふこと有れば、此も等閑に思ふこと勿れ、さて複姓と謂といへども、漢土に謂とは趣異なり、そは彼國にて複姓と云は、公孫夏候王叔諸葛などの類、二字姓を云て、此を諸とも葛とも、偏

に稱ことなし、皇朝のは其と甚く異なれば、思ひ混ふへからず、○序に云ふ、後世に新田足利など云を、苗字また稱號など云へども、古に據て云ときは、此は上に舉たる複姓にて、實には源新田朝臣源足利朝臣と云ぞ正しかりける、然るを後には新田左中將源義貞朝臣などのみ云ひ習へり、此は人の心着ざる事なれば、驚かしおくなり、さて又天神御裔の諸氏の本祖を、或は高魂命といひ、或は神魂命といひて、此二柱大神に係りたるか多かる事は、此二柱神の産靈の御間にしも、天地を鎔造まし、世間に事を起め給ひて、生坐る御子千五百座坐まし、産靈の元つ大神に坐ませば、八百萬神たち言もてゆけば、此二神の御子ならぬは無れはなり、なほ此二柱の神の産靈の元祖を申すときは、天之御中主神に坐なり、故諸氏の出自を、此神に係たるも、彼是あり、か、れば氏によりては、高魂命に係け、神魂命に係けて云るに、然しも拘はるへきに非ず、唯産靈神の裔は、大朴に心得て有へし、そは、大和國天神に門部連、牟須比命、兒安牟須比命之後也、とさへ有をも思ふへし、高とも神とも云す、唯に牟須比命と云るをや、また豊秋津比賣命、少毘古那命などを、高皇産靈神の子とも、神皇産靈神の子とも見え、久米直を高魂命の後とも、神魂命の後とも云は、是故なり、予か此古史成文に、唯に産巢日神之御子と記せるも有は、或は高皇産靈神の御子とも、或は神産靈神の御子とも有て、一方に決め記すへきに非



さるは、門部連の條の文に倣ひて記せる也、さてまた幾世孫と有にも、上に云る如く訛れる事多ければ、然しも拘るまじきは更に云はず、其子と云るにも拘はるまじき由あり、其は多米連の條に、神魂命兒天石都倭居命と見えたれども、御子に非ず御孫也、そは天石都倭居命は、亦名を伊佐布多麻命とも申すを、委文連の條に、角凝魂命男伊佐布魂命とある是正しき傳にて、角凝命と申すは、天之底立神の別名にて、産巢日神の御子に坐は、神魂命孫天石都倭居命と有へきものなるをや、此事古史傳に委く云るを、此には例を云のみなり、然るに兒と云るは、古へは生の子をも裔孫をも廣く古といひ、生親をも先祖をも廣く於夜と云りしかば、朴路（キナカ）に兒といひ傳へけむを、其隨に記し傳へたる物なるべし、なほ姓氏錄を讀まむ人の爲に記し出まほしき説は、甚々多有ども、大抵は漏しつ、其は一節ありて、故實を明むるに要旨とある氏々は、推ひ探りて、此成文に神々の出たる處、また人々の名の出たる處々に擧つれば、己か思ひ得たる事の限りは、其處の傳に委く注せるを見るべし、さて上件記せる説ども、多くは神別なる事等を擧て論せる事は、皇別諸蕃なる事どもは、人世となりての事なるけにや、讀み解にさしも難からず、混亂も少かるを、唯神別ぞいと讀解かたく、錯り紛れたるも多かりける故、讀例を神別に採て論へるなり、漢人も云る如く、物に本末あり、事に終始あり、神世の事は物

の始なり本なり、然れば物學せむ人は、誰もまづ神世の事を主と明むべきわさなるに、其を除て降れる世の事を專とするは、本と始を務さる事なり、然る故にや、傍より見るに、事往ぬことぞ多かる、抑姓氏錄を御撰ありし頃は、諸氏より奏上れる本系に、なほ正し敢ず、進れるも多有つと聞ゆるを、其後次々に委しく正し明めて有へければ、今己か考へ正したる成文徵傳などを、其家々の人の見たらむには、此はかく記し辨ふるまでもなく、家よく知れてある事なるをやと言へく、實然も有へきなれども、我が氏ならぬ諸氏の事を、斯ばかりも徴し辨ふる事は、己がごとく怯く書籍に乏しき者の力には、得成がたきわざなるを、天地の神に幣（カマ）おき、かくいそしめる事は、深き心有てなるを見賜はむ人、あはれ延喜六年に奏上られし中臣系圖の發端に附られたる解狀に、假令雖漏此帳、來首不虛、搜實處分、不必確執、苟所以不弃人之心也、と記されし公平なる論にならひて、篤胤か怯くもかく努めたるふかき情を、恰みて、勿棄たまひそよ、

開題記に又云く、今本に新撰姓氏錄序とある下に、此者第一卷之序也、不載官書目錄而載此卷、又抄姓氏錄文注於此案、是皆爲備指掌也、と云る文のあるは、後人の書入なること論なし、然れどもいと近き世の所爲とも見えす、一本に掌也の間に、私所爲の三字あり、文意は、此者第一卷之序也とは、此序は元來第一の卷に添て有し由なるべし、但し此



は益なき言の如く所思ゆ、そは序を第一卷に附ることは定れる事なればなり、不載於官書目録而載此卷とは、當時官書目録と云もの有て、かゝる類の序文の目まで録し載たりけむを、此序は共に載せず、而れども此卷には載たる由ならむ、文意うまきは解かたけれど、いさゝか思ふ旨をいふのみなり、又抄姓氏錄文、注於此卷、是皆爲備指掌也とは、此書入れたる人の心に、此錄の文の約なるを見て、全書には非ずて目録なりけむを、各姓の下に録せる文は、姓氏錄の本より抄て、指掌に備へむ爲に、撰者たちより後の人の、私に注せる物ぞと、非心得したる物なり、其は新撰姓氏錄抄と題せる本の傳はるをも思ひ合せての説なるべし、また新撰姓氏目録と題せる本のあるも、然る非心得しつる人の所爲と見えたり、抑この録文は約なれども抄略したる本の傳はれるには非ず、元來の全き書なる事は、各姓々の下に録せる文と、上に引りし桓武天皇紀十八年の詔命に、令載始祖及別祖等名、勿列枝流並繼嗣歷名とあるに、熟く符へるを以て知るべし、此錄の成れる事は、もはら桓武天皇の御心より出たる御擧なれば、此詔命の如く、録さむには、今傳はる本の如くならずば、得有まじき物なるを以て、抄略本に非ざるは知られたり、なほ上に云る詔命の全文を熟々讀て思ひ辨ふべし、然るを見林本の後序に、同人の言るは、惜乎氏族之書不多傳、幸新撰姓氏錄抄得存于今、惟憾其所存者抄書而非

完本也、藤原朝臣定房藏之、大内氏得之、其所來尙矣、雖未知何人所抄、其意爲備指掌、亦用心之勤矣、其偶存者、後世之幸也といひ、また一本に第一帙とある下の書入に、此書稱抄者尙矣、今所傳姓氏錄者、迺古之目錄也、可惜全書亡佚、其悉委不可得而考也とも云るは、上件の旨を辨へず、姓氏錄抄と題せる本もあるを見て、抄畧本の傳はれると思ひ惑へる言なりかし、全書にも抄字を添て題すること、中世人の常なれば、元无りし抄字を後人の書添たること、論ひなきものをや、そは表にも序にも、新撰姓氏錄とのみ有て、抄といはず、大かた凡ての書に、抄と云ことは、天曆あたりより後に始れる事にて、抄と云すとも有べき書をも云ふ、倣と云む成れりける、此は吾か徒の中にも、然思ひ惑へる人の多かれは、いとも貴き寶典の幸にかく、全くて傳はれるを、畧本なりと思ひ、貶さむことの憤ろしくて、辨へたるになむ、以上と云るは、この新撰姓氏錄の貴き事を思ひて、抄録本にはあらしと男誥ひしつるなれど、古書どもをよく考ふるに、その抄録本なる事も明らかに知らるゝを、いかにかはせむ、篤胤主のかく云へるは、未だ深く考へずして、偏ふるに、然思へるの誤りなり、其は先輩の説を貶しむるが如く、思ふもあるべけれど、學問の道は、稍々に物の明らかなるを旨とする理なれば、先輩の説と異なるも、難むへきにはあらざるべし、今こゝに愚説を擧げて、姓氏錄の抄本なる事を詳かに云んとす



るなり、其はわが同郷なる佐野久成が疑問に、今世に傳はれる新撰姓氏錄は、抄略本にして全書にあらざる事、松下見林が後序に見えたれば、さる事ならむと思ひしに、平田篤胤翁の説に、此錄文は約なれども、抄略したる本の傳はれるにはあらず、元來の全き書なる事は、各々姓々の下に錄せる文と、上に引りし桓武十八年の詔命に、令載始祖及別祖等名、勿列枝流並繼嗣歷名とあるに、熟く符へるを以て知るべし、此錄の成れる事は、もはら桓武天皇の御心より出たる御舉なれば、此詔命の如く錄さむには、今傳はる本の如くならずは、得あるまじき物なるを以て、抄畧本に非る事知られたり、と論はれたり、此二説の是非、淺學にはいかにとも定め難し、願はくは明教を垂て、疑團を氷釋せしめよといへるに、余か答へて云ひけらくは、平田氏の説、一わたりはさもと思はるれども、其抄畧本なるよしは、見林が寛文九年三月の後序にも、凡本朝姓氏之出自、有三、神別也、皇別也、諸蕃也、氏族之書詳之矣、惜乎氏族之書不多傳、幸新撰姓氏錄抄得存于今、惟憾其所存者、抄書而非完本也、藤原朝臣定房藏之、大内氏得之、其所來尙矣、雖未知何人所抄、其意爲備指掌、亦用心之勤矣、其偶存者、後世之幸也、と云る如く、抄本なる事は云までもなきを、尙左に掲る證據を見て、古本と今本と大に詳略あることを知るべし、太子傳玉林抄四卷に、新撰姓氏錄第十一卷云、金村連、是大和國城上郡椿市村、阿部等祖也、とあ

れど、今本に此事なきは抄本の第一證なり、

今按に、今本姓氏錄十一卷には、大伴氏の事見えすして、十二卷に大伴宿禰、佐伯宿禰、大伴連、榎本連、神松造と連ね挙げたり、金村連は大伴氏の族なれば、此氏々の條内にありし文なるべし、さらば本文の十一は十二の誤なるべし、

また玉林抄九卷に、姓氏錄第八卷云、高橋朝臣本系、阿倍朝臣同祖、大彥命之後也、孫磐鹿六、獨命、大足彥忍、代別天皇、諡景行、御世、賜姓膳臣、十世之孫小錦、上國益、天淳中原瀛真人、天皇、諡天武、御世、改高橋朝臣、姓、三世孫五百足男、從八位上、犬狽、裔孫從五位上祖麻呂、從七位下石鳥等也、と見えたれども、今本に此事なきは、是抄本の第二證なり、

今按に、今本姓氏錄第八卷に、高橋臣、阿倍朝臣同祖、大彥命之後也、日本紀不見とあり、本文は此條の文なるべし、訂正本に、臣一作朝臣とみゆ、朝臣とある本を正とすべし、また坂上系圖に、姓氏錄第廿三卷曰、阿智王、譽田天皇、諡應神、御世、避本國亂、率母并妻子、母弟廷興、德七姓、漢人等、歸化、七姓者、第一、段、古記段尖公、字富等、一云負姓、是高向村主、高向、史、高向、調使、評首、氏使、主首等祖也、次、季姓、是刑部、史祖也、次、皂郭姓、是坂合部、首等祖也、次、朱姓、是小市、佐奈宜等祖也、次、多姓、是檜前、調使等祖也、次、皂姓、是大和國宇太郡佐波多、村主、長幡部等祖也、次、高姓、是檜前、村主祖也、天皇於其來志、號阿智王、爲使主、仍賜大和國

下文に段のよ  
るに姓のし  
るに姓のし  
るに姓のし  
るに姓のし



檜隈郡郷居之焉。于時阿智使主奏言、臣入朝之時、本郷人民往(往)離散、今聞編、在高麗百濟新羅等國、望請遣使喚來。天皇即遣使、大鷦鷯天皇(諡仁德)御世、舉落隨來。今高向村主、西波多村主、平方村主、石村、々主、飽波村主、危寸村主、長野村主、俾伽村主、茅沼山村主、高宮村主、大石村主、飛鳥村主、西大友村主、長田村主、錦部村主、田村村主、忍海村主、佐味村主、桑原村主、白鳥村主、額田村主、牟佐村主、甲賀村主、鞍作村主、播磨村主、漢人村主、今來村主、石寸村主、金村、々主、尾張次角村主、是其後也。爾時阿智王建、今來郡、後改號高市郡、而人衆居多、居地隘狹、更分置諸國、攝津參河近江播磨阿波等國、漢人村主是也。この事今の姓氏錄になきは抄本なる第三證なり。

今按に、今本姓氏錄卷廿三に、坂上大宿禰を始め、其族類の氏々を擧たれど、此文見えず、廿四卷諸蕃下に、高向村主、魏武帝太子文帝之後也、また郡首、高向村主同祖、政姓夫公(一名富等)之後也とあり、政は本に段とあるぞ宜しき、富は今本に富とあるに従ふべき歟、評首は即郡首なり、氏使主首は今本第廿五卷諸蕃に、民使首、高向村主同祖、寶德公之後也とある是にて、氏は民の誤なり、寶德即富等同じかるへし、檜前村主は、廿三卷に檜前村主、漢高祖、男齊王肥之後也とある是にや、また都賀使主、姓氏錄曰、阿智使主、男都賀使主、大泊瀬稚武、天皇(諡雄略)御世、改使主賜直、

姓、子孫因爲姓、男山木、直是、兄腹祖也、(本名山猪)次志努、一名成努、直是、中腹祖也、次爾波伎、直是、弟腹祖也、とありて、今本に此事なきは、抄本なる第四證なり。

また山木直、姓氏錄曰、山木直者是、民忌寸、檜原宿禰、平田宿禰、平田忌寸、栗林忌寸、小谷忌寸、伊勢國奄藝郡民忌寸、輕忌寸、夏身忌寸、韓忌寸、新家忌寸、門忌寸、蓼原忌寸、高田忌寸、國寬忌寸、(陸奥國新田郡)田井忌寸、狩忌寸、東文部忌寸、長尾忌寸、檜前直、(大和國葛上郡)谷宿禰、文部谷忌寸、文部岡忌寸、路忌寸、路宿禰等廿五姓之祖也とあるを、今本になきは、抄本の第五證なり。

また志努、直、姓氏錄曰、志努、一名成努、是中腹祖也、東漢費直、諸氏記云、成努、一云眞努、費直とありて、今本に此事見えず、是抄本の第六證なり。

また阿素奈、直、姓氏錄曰、中腹志努直之男、阿素奈、直是也、とあるに、今本になきも、抄本の第七證なり。

また志多、直、姓氏錄曰、中腹志努直之第二子志多直、是、黑丸直、拾忌寸、倉門忌寸、吳原忌寸、斯佐直、石占忌寸、國寬忌寸、井上忌寸、石村忌寸、林忌寸、等十姓之祖也、と見えたり、今本に此事なし、これ抄本なる第八證なり。

また爾波伎、直の條に、姓氏錄曰、弟腹、爾波伎是也、山口宿禰、文、山口忌寸、櫻井宿禰、調忌寸、



谷、忌寸、文、宿禰、文、忌寸、并、大和、國、吉野、郡、文、忌寸、紀伊、國、伊都、郡、文、忌寸、文、忌寸、等、八、姓、之、祖、也、この事も今本になきは抄本なる第九證なり、

また阿良直、姓氏錄曰、志努直之第三子、阿良直是郡、忌寸、榎井、忌寸、大和國吉野郡、河原、忌寸、忍坂、忌寸、大和河内等國、與努、忌寸、波多、忌寸、長尾、忌寸、等七姓之祖也、これなきもまた抄本の第十證なり、

また刀禰直、姓氏錄曰、志努直之第四子、刀禰直是畝火、宿禰、荒田井、忌寸、藏垣、忌寸、等三姓之祖也、是も今本になきはその十一證なり、

また鳥直、姓氏錄曰、志努直第五子、鳥直是酒人、忌寸、祖也、これ抄本の十二證なり、

また駒子直、志努直之第六子、こゝには姓氏錄とはなし、章久佐直の下に姓氏錄曰、志努直第七子、久佐直是白石、忌寸、祖也、これなきも抄本なる十三證なり、

また甲由直の條に、姓氏錄曰、駒子直第一子、甲由是、大和、國、高市郡等、祖也、甲由之後、贈大錦下坂上、熊毛等、天、淳、中、原、瀛、真人、天皇、諡、天武、十年、改直賜姓、連、とあるを今本になし、是抄本なることの十四證なり、

また糠手直、姓氏錄曰、駒子直第二子、糠手直是、蚊屋、宿禰、蚊屋、忌寸、等二姓祖也、とみえたるに、これもなきはその十五證なり、

また弓束直、駒子直第三子、こゝに姓氏錄となし、陸奥、國、造、また小梓直、姓氏錄曰、駒子直第四子、小梓直、參河、國、坂上、忌寸、等祖也、といふ文のなきもこれまた十六證なり、

また犬狹忌寸の下に、姓氏錄曰、弓束之後、正四位、上、犬狹、天、淳、中、原、瀛、真人、天皇、諡、天武、十四年、日本書紀曰、白鳳十三年、舉族改連、賜伊美吉姓、高野、天皇、天平、寶字、二年、又改賜、忌寸、姓、とあるを今本になきは、これ其十七證なり、

また菟田麿の條に、姓氏錄曰、犬狹、男、從三位、菟田麿、廢帝、天平、寶字、八年、特賜大忌寸とありて、今本に此文なし、これ其十八證なり、

政事要略卷廿六に、姓氏錄云、多米、宿禰、出自、神魂命、五世孫、天日鷲命也、四世、孫、小長田、稚足、彥、天皇、諡、成務、御世、仕奉、大炊寮、御飯香美、特賜嘉名、負、朕、御、多米、六世、孫、三枝、連、男、倭、古、連、之後、天、淳、中、原、瀛、真人、天皇、諡、天武、御世、改賜宿禰姓、これ現在本には見えす、即ち抄本なる十九證なり、

また東大寺要錄末寺章部に、姓氏錄第十一云、神護景雲三年、右大臣中臣朝臣清麻呂、賜大字、厥後延曆十六年、定成等四十八人、同賜大字、同十七年、船長等卅七人、加賜大字、自餘猶留爲中臣朝臣、これも今本に見えず、抄本なるべき廿證也、

今按、今本第十一卷左京神別上、天神、大中臣朝臣あり、此條下に本文の事書ありし



を略けるものと見えたり、

三代實錄貞觀十四年八月十三日、左京人主稅頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主云々等賜姓朝臣、氏主父宿禰富依、天長三年賜姓家原連之日、富依修解備富依、先出自後漢光武皇帝也、氏主今言曰、先出自宣化天皇第二皇子、延曆十八年進本系之日、以後漢光武皇帝爲祖者誤也、父子所稱始稱稱は祖の誤なるべし、之所出、先後不同、未知誰是矣、但姓氏錄所記、可謂得實正焉、と見えたり、今本には家原氏の事なし、是抄本なるべき第廿一證なり、

同書仁和三年七月十七日、丈部、谷直忠直云々、今九人賜姓春淵朝臣、忠直自言、大日本根子彦國牽、天皇之後、與安倍朝臣同祖也、今檢姓氏錄、安倍朝臣之別、无丈部、谷直、但後漢孝靈皇帝、坂上大宿禰等之氏族、有姓丈部、谷直也、と見ゆれど、是も今本になきは、抄本なるよしの第廿二證なり

現在の姓氏錄、實に全本ならむには、上件に引る文ども必あるべきを、其事なきは、抄録本なればなり、されど卷數の今本と古本と符合へるを思ふに、其書の體裁をば、もこのまゝに存して寫せるものなるべし、また姓氏錄の類本、おのれか見たるは、延文の跋ある寫本と板本なる白井宗因本、訂正本、松下見林本、と四部なるが、宗因訂正二本は、卷首に新撰姓氏錄とあるを、延文本と見林本とには、新撰姓氏錄抄とあり、延文本とは、水戸彰考館所藏の寫本にて、奥に延文五年庚子七月、以他本書加之とあるもの是なり、延文は北朝後光嚴院天皇の紀號にて、後村上天皇正平十五年にあたり、今を距る事五百廿餘年前なり、か、れば既に延文より以前に、抄書なる事をいひ傳へしものと見えたり、

新撰姓氏錄考證卷首終



新撰姓氏錄考證卷之一

常陸 栗田 寬 著

第一帙

左京皇別

起自左京息長真人、靈攝津國爲奈真人四十四氏

息長真人、出自譽田天皇、(諡應神)皇子稚淳毛二俣王之後也

古事記(應神段)に、此品陀天皇之御子若野毛二俣王娶其母弟百師木伊呂辨亦名弟日賣真若比賣命生子大郎子亦名意富々杼王云々、故意富々杼王者三國君波多君、息長君、坂(田)酒人君、山道君、筑紫之米多君、布勢君等之祖也、とある息長君は、この姓のもとなて、君姓より真人となれり、皇極紀に、元年十二月甲午、初發息長足日廣額天皇、喪云々乙未、息長山田公奉、誅日嗣とみえ、天武紀に、十三年冬十月、息長公等十三氏、賜姓曰真人とあるが如し、息長は諸陵式に、息長墓在近江國坂田郡、また天武卷に、息長横河などある地によれり、真人は天武紀十三年、改諸氏之族姓作八色之姓、以混天下萬姓、一曰真人とある是にて、真人をば麻比登と訓て、貴人の意なり、神功紀の歌に、字摩



比登破于摩訶菩奴知野、とある于摩比登は、摺紳良家などの字を書紀によめるにて、貴人なる事知るへし、皇族は臣族とは異にして、いと高貴なる故に真人といへり、此姓は是より以前に君と云ひて、殊に近き皇族なりし也、(八色の姓を定められし時、守山公云々、十三氏賜姓曰真人、とあるにて辨ふへし) 出自は、本書の凡例に、枝別之宗、特立之祖、書曰出自とあるが如し、注文に諡應神は後人旁注の混入たるならん、と上田百樹の説るぞ宜しき、持統紀六年に、直廣肆息長、真人老續紀に、和銅五年十月丙辰、從四位上息長、真人老卒、また大寶二年、正六位上息長、真人子老、また天平神護二年秋七月戊戌、右京人内匠、寮史生正八位上息長、連清繼、賜姓真人、とあるは、右京の連姓より真人を賜へるなり、東大寺奴婢籍帳、天平十九年、近江國坂田郡司解文に、近江國坂田郡上丹郷戸主、豎井國足、戸口息長、真人真野賣と云人みえ、春宮、舍人息長、真人刀禰麻呂、少初位上息長、真人忍麻呂とあるは、坂田郡の人と聞ゆるを以て、其本貫なるを知るへし、三代實錄に、貞觀五年二月十七日庚戌、右京人從八位上息長、真人淨主等、同族五烟、還付本貫、齊衡二年、右京職言、此是絶戸、因而除帳、至是淨主等披訴、許之、とあれば、此頃いたく衰へしとみゆ、同年三月十一日癸酉、詔令近江國坂田郡穴太氏、譜圖、與息長坂田、酒人兩氏、同卷進官、とあるもて、ますく、其本貫を證するに、足れり、さて息長

丹生真人の丹生は、和名鈔に、近江國坂田郡上丹(加無都爾布)とみえし地名を負るなるべし、細井貞雄が考に、息長丹生氏を賜へるは、國島真人なるべし、其由は萬葉第廿に、天平勝寶七歲乙未二月十四日、常陸國防人部領使大目正七位上息長、真人國島とあるに、續紀天平寶字六年正月の下に、正六位上息長丹生真人國島、授從五位下とあるもて思ふに、此間六年のほどなれば、こゝに賜へりし事のありしなるべけれど、夫は國史に脱せし也と云るは、思ひを深めたる説ながら、東大寺正倉院文書、天平十七年十月十七日、書工司解文に、少初位下守令史息長丹生、真人大國(續紀二十五の二丁にも此人みえたり)とありて、寶字六年より十八年ばかり前に、此姓みえたれば、なほそれよりも以前に賜へりしなり、此大國の名は、近江國愛智郡大國郷(オホクニ)に由ありてつけたるにやあらむ、また東大寺天平寶字五年十一月大和國十市郡司解文に、左京七條二坊戸主息長丹生、真人廣長あり、是も國島より前也、なほ此氏人は、權記に、長徳元年十月二十四日、近江國筑摩御厨長、息長光保、朝野群載に、永久四年、内藏史生息長宿禰真正と云ふがあるは、後に宿禰の姓になりしなるべし、また紀伊國古文書纂に、牟婁郡古本村庄司氏所藏、天治二年、息長常貞補任、木本御厨檢校之職、寛喜二年に、息長守貞、治承二年に、息長恒吉、壽永二年に、清貞などありて、世々木本御厨庄司職に任じ、後



に庄司氏と稱せる由みえたるも、同族と聞ゆ、大田君、

應神紀に、二年云々、立仲媛爲皇后、后生云々、根鳥皇子、云々、根鳥皇子、是大田君之始祖也、とみえしのみなり、細井貞雄云、根鳥皇子の御母は品陀真若王之女、中日賣命(應神紀に仲姫皇后とあり)なり、大田は、和名鈔に、播摩國揖保郡大田郷(於保多)また佐用郡大田とあり、此内なるべし、其由は、明宮段に、根鳥王娶庶妹三、腹郎女、生子、中日子王、次伊和島王、とみえし伊和は、和名鈔に、播摩國饒摩郡伊和郷、又穴粟郡伊和郷(神名式にもみゆ)とある地を負たまへる御名なればなりと云へり、また大田人、或は大田首と云ふもあるは、此族か、詳らかならず、御野國、本質郡栗栖太里大寶二年戸籍に、大田人大多と云ふ人あり、人は姓か、姓にはあらで、大田人の由にや、又續紀に、延暦九年三月、從六位下大田首豐繩あり、されど此它ものにみえされば、考べき由なし、大田部君、大田部連などあるは、この大田君氏の部曲なりしか、異なる故ありて、君また連姓を賜ひしにて、同族とは聞えず、續紀、天平九年二月、正六位上大田部君若子みえ、同十二年十一月甲辰、正六位上大田部連牛養(こは上に日根造大田にて其下に守字脱たるなり、十三年十二月丙戌條に、守部連牛養とあるなり、氏族志に引るは誤れり)類聚國史

に、大同二年十月丙寅、相摸國人大田部直守宅賣とあるも、異氏なるべし、萬葉集二十に、下野國火長大田部荒耳、また梁田郡上丁大田部三成、三代實錄卅六陽成紀に、佐渡國人大田部真刀自、四十九に(光孝紀)大田部西子などあるは、此部曲の民なるべし、なほあれど、其は別に氏を賜へれば、此にはいはず、

山道真人、息長真人、同祖稚淳毛一俣王之後也、日本紀合、

古事記に、意富富等王者、山道、公云々等之祖也とあり、此山道、何れの國の地名によれるならむ、未考得ず、和名鈔に、肥後國合志郡に、山道郷あれど、真人の尸を賜へる氏は、多く畿内近國の地名にて、遠國なるはみえず、同祖云々之後也は、本書の凡例に、或古記本系並録而載、或載古記而漏本系、或載本系漏古記、曰同祖之後とある是なり、天武紀に、十三年冬十月、山道、公賜姓曰真人、氏は東大寺古文書、天平神護二年、越前國庄園注文に、足羽郡安味郷、戸主山道、竹麻呂あるのみ、拾芥抄に、山道真人と記せり、

坂田酒人、真人、息長真人、同祖、

古事記應神段に、意富富杼王者、息長君坂田酒人君云々等之祖也とありて、記に田字なきは、脱たるなれば、姓氏錄に據て補ふべし、坂田は、近江國坂田郡なる事、息長真人同祖と云るにても明らけし、酒人は、崇神紀に、掌酒、此云佐介弭苔とあるによりて、此



もしか訓べし、さて酒人は、掌酒とある義にて、造酒の職にはあらず、酒を進むる事を掌る職なり、古事記傳に、この姓に真人を賜る事、天武紀にはなくして、繼體の皇子の末なる坂田君、酒人君にのみ賜へるをもて、何れか誤りあらむと疑はれたれど、此と彼と自ら別にして混らはしき事はなきなり、彼は坂田真人と、酒人真人と、二氏なるを、此流なるは、坂田酒人真人と云ふ一氏なるにても、辨ふへし、且繼體天皇の御裔なる二氏は、應神の御裔よりは、時代はるかに隔たりたり、混同せるにはあらず、唯坂田酒人公に、真人を賜へる事、史にもれたるのみぞ、氏人は、東大寺古牒券、天平十九年、近江國坂田郡司解文の連署に、息長真人、刀禰麻呂、同姓忍麻呂、また大領正八位上坂田酒人、真人新良貴とあるにて、其本貫なる坂田郡に世々住て郡領にも任されしとみえたり、又貞觀五年三月十一日癸酉詔、令近江國坂田郡穴太氏譜圖、與息長坂田酒人兩氏同卷進官とある兩氏とは、息長(真人)坂田酒人(真人)の二氏なるにても、姓名錄抄、また拾芥抄にも、坂田酒人真人とみえたるにても明らかなるを、此氏人の書にみえたる事なきに仍て、本居氏も思ひ惑はれしなり、

八多真人、出自謚應神皇子稚野毛二俣王也、日本紀合、

古事記(應神段)に意富々杼王者、云々波多公云々等之祖也とあり、この波多は、地名に依れり、此名の地、國々に多ければ、何れとも定難かれど、神武紀に、層富縣波多丘岬みえ、靈異記下に、大和高市郡波多里とある、この内なるべし、氏人は天武紀に羽田公矢國、其子大人見え、同卷十三年冬十月、羽田公等十三氏、賜姓曰真人、續紀三(一右)に、大寶三年正月甲子云々、遣從七位下波多真人余射于山陰道、同九千左に、從五位下波多真人足島十一(一左)に、從五位上波多真人繼手、卅六に八多真人唐名などあり、續後紀に、承和四年六月己巳、散位正六位上八多真人清雄言、姓氏錄所載始祖謬非實私門之大患也、詔令刊改之とみゆ、當時の姓氏錄に誤りありしを、刊り改めて、今の如く正されしなるべし、

三國真人、謚繼體皇子、椀子王之後也、依日本紀附、

繼體紀に、椀子皇子、是三國公之先也とある是なり、然るを古事記(應神段)に、意富々杼王者、三國公云々等之祖とあるは、姓氏錄と合はず、こは繼體天皇の父彥主人王は、意富々杼王の御孫なれば、意富々杼王にかけて傳へたるか、又は天皇の御名の男大迹と意富々杼とよく似たるより亂ひしならん、決めがたけれど、日本紀にも、椀子皇子の後とみえ、姓氏錄に、三處ながら椀子王之後也とあるに従ふへし、記傳に、三國君は、地名に因れり、續紀卅五に、越前國坂井郡三國湊、今世にもかくれなき地なり、(神名帳



に、同郡三國神社もあり、此地なり、書紀繼體卷に、天皇父彥主人王聞振媛顔容姝妙、甚有嫩色、自近江國高島郡三尾之別業、遣使聘于三國坂中井納以爲妃、遂產天皇、天皇幼年、父王薨、振媛歎曰、妾今遠離桑梓、安能得膝養、余歸寧高向、奉養天皇、高向者越前國邑名云々、備法駕奉迎三國、和名鈔に越前國坂井郡高向とみえ、上宮記にも、此趣見えて、三國は繼體天皇の御母の本國にて、其天皇の成長坐し地なり、凡て真人の尸は、天武天皇の御世に定められたる八色姓の中の第一にして、其時初めて此尸を賜へる十三氏、皆繼體天皇より以來の近き御世々々の皇胤なり、姓氏錄に載れるも皆然り、其中に若沼毛二俣王の後のあるも、繼體天皇の御族なるへしと云り、さて氏は書紀孝德卷に、三國公麻呂と云見ゆ、天武卷に十三年冬十月三國公等十三氏賜姓曰真人、また三國真人友足、續紀三十五左に、人足十に大浦、十一に廣庭、十八に千國、二十に百足、卅六に廣見、東大寺古牒券、天平寶字五年、正八位上三國真人蜂目、また同寺神護二年越前庄園文に、右京三條三坊戶主三國真人磯乘之男國繼、また越前坂井郡長畝郷戶主三國真人三吉、後紀廿十一右に、氏人同真主、續後紀九に、永繼三代實錄九卅二左に、有行などあり、政事要略に、天曆元年、大史三國真人是隆、史官記に、天慶八年、少外記三國千桂、正曆五年、權少外記三國宿禰致貴あり、後に宿禰となりしにや、

路真人、出自諡敏達皇子難波王也、日本紀合、

難波王は古事記(敏達段)に、此天皇云々、娶春日中若子之女老女子郎女生御子難波王とあれば、路は大和の地名か、未だ考へ得ず、天武紀に、十三年十月己卯朔、路公云々、十三氏賜姓曰真人とみえ、氏は持統紀に、直廣參路、真人迹見、爲春宮、大夫、續紀一、文武紀三年七月に、直廣參路、真人大人、類聚國史九十九、天長六年正月、正六位上路、真人濱繼、日本後紀八(七左)和氣清麻呂傳に、先是路真人豐永爲道鏡之師、語清麻呂云、道鏡若登天位、吾以何面目可爲其臣、吾與二三子共爲今日之伯夷、耳、清麻呂深然其言、常懷致命之志、云々、續後紀十二に、承和九年十月、從五位下路、真人永名、十六に、同十三年五月、從五位下路、真人氏子、爲尙殿、また史官記に、天慶元年十一月、從五位下路、真人清子、爲典酒などあり、拾芥抄に、路、真人みゆ、オホチとよめり、

守山真人、路真人、同祖難波王之後也、日本紀合、

守山の地名、未だ考へず、神名式に、伊勢國多氣郡守山神社の地か、天武紀に、十三年冬十月己卯朔、守山公云々、十三氏賜姓曰真人とみえ、氏は續紀廿五に、天平寶字八年十月庚午、正六位上守山真人綿麻呂、東大寺正倉院文書、天平十七年、左大舍人大允守山真人(缺名)などあり、



甘南備真人、路真人、同祖、續日本紀合、

甘南備は、細井貞雄か考に、雄略紀七年に、天皇詔、少子部連蜚麻呂曰、朕欲見三諸岳神之形云々、蜚麻呂云々乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇云々、天皇畏蔽目不見云々、使放於岳、仍改賜名爲雷、とあるは、蜚麻呂に賜へる名にはあらず、其岳に賜へる號なり、始は雷岳と云ひしを、後に加三奈比と云るなり、其證を云は、萬葉三に、天皇御遊雷岳之時、柿本人麻呂作歌云々、天雲之雷之上爾應爲流鳴、又登神岳、山部宿禰赤人作歌、三諸乃神名備山爾云々、此神岳に登るとありて、歌には神名備山とあるにて、思ふへしと云り、續紀に、天平十二年九月己丑、從五位下神前王賜姓甘南備真人、天平勝寶三年春正月辛亥、文成王賜姓甘南備真人、冬十月丙辰、從五位上伊香王男高城王、无位池上王、賜甘南備真人とあり、この神前王以下の諸王は、難波王の末なるべけれど、其系詳ならず、此氏は續紀十六、聖武紀に、從五位甘南備真人神前、廿九、廢帝に、從五位上伊香、前にみえたる神前王伊香王なり、卅五、光仁に、從五位下豐次、從五位下久部、卅八、桓武に、從五位下繼人、後紀八に、從五位下國成、また從五位下眞野、十三に、從五位下信影、二十、嵯峨に、從五位上諸野、廿四に、從五位下濱吉、從五位下高繼、續後紀九に、從五位眞數、十一に、從五位下彌雄、文德實錄二、清和に、從五位上伊勢子、三に、從五位下春成、十に、從五位下

清子、また四十一、陽成に、從五位下是門、類聚符宣抄に、延喜十五年、前大和守甘南備真人扶持、西宮記に、寛弘五年、左衛門少尉甘南備保資などみえ、拾芥抄に、甘南備真人とあり、

飛多真人、路真人、同祖、

飛多は、和名鈔に、豊後國海部郡日田、また同國日高郡、神名式に、越後國頸城郡斐田神社、出雲國秋鹿郡日田神社、などあれど、それらにはあらざるへし、拾芥抄に、飛多真人とあるのみ、氏人もみあたらず、

英多真人、同上、

英多は、諸國に多き地名にて、和名鈔に、美作國英多郡、安伊多伊勢、國鈴鹿郡英多、安可多、信濃國埴科郡英多、衣太加賀國英多、江多などみえたれば、其訓も詳かならず、上田百樹云、英多は、元縣の義なり、英はアイエイの音なるを、アカに轉用せり、又和名鈔に、尾張國智多郡に英比郷、式に同國同郡阿久比神社あり、今アウヒと呼ぶ、國圖に阿比各十六ヶ村あり、と記せり、されば、アクとも、アカとも轉用せり、又和名鈔に、阿伊多、衣多などよめるは、後世のひが訓ならむか、る事郷名に多かり、と云るによりて、姑く阿賀多と訓べきなり、此氏人、國史にみえたる事なし、



大宅真人、路真人、同祖、依續日本紀、判定、

大宅は諸國にあれど、武烈紀に、伊須能箇淵(石上)賦屢鳴須擬底(布瑠)を過て、舉慕摩矩羅(薦枕)拖箇播志須擬(高橋過)慕能娑幡懶(物多)に於保野該須擬(大宅過)云々ある地にて、和名鈔に、大和國添上郡大宅とある是なり、續紀に、天平十九年春正月壬辰、國見真人真城改賜大宅、真人姓とあり、この氏は、續紀三十二に、大宅、真人真本、後紀五(十左)に、繼成、また淨成、三代實錄十二に、仁童子などみえ、小野宮年中行事に、治安三年官符、左少史大宅、真人恒則あり、また國見、真人は、此族なる事、國見、真人真城とあるにて著し、國見は神武紀にみえし、國見、岳に由あるか考ふべし、氏は、續紀廿五(廢帝)に、從五位下國見、真人阿曇(廿七)に安曇とあり、卅五(光仁紀)に、從五位下國見、真人門田、などみえしのみにて、姓氏錄にも記されざるは、此氏後に絶しにもやあらん、

大原真人、出自諡敏達孫百濟王也、續日本紀合、

大原は、續紀に、天平神護元年十月、天皇巡歷大原長岡、後紀に、延曆十一年二月、遊獵大原野などある、二所の内なるべし、續紀に、天平十一年夏四月甲子、詔曰、省從四位上高安、王等去年十月二十九日、表具知意趣、王等謙冲之情、深懷辭族、忠誠之至、厚存感勲、顧思所執、志不可奪、今依所請、賜大原真人之姓、子々相承、歷万代而無絶、孫々永繼、冠千秋

島根真人、大原真人、同祖、百濟王之後也、

以不窮、天平神護元年六月丙寅、左京、人大原、真人真福等二人、賜波登理、真人、また寶龜三年四月癸丑、復從五位下清原、真人清貞、无位服部、真人真福等、本姓大原真人とあり、百濟王之御父ものにみえざれば、知りがたし、高安、王は清原氏にて、姓氏錄に、清原、真人百濟、王之後也とあれば、同祖なり、服部、真人も、大原、真人に復さるる由みゆれば、是も同祖ならん、氏は、續紀十四(聖武)に、正四位下大原、真人高安、十五に從四位下櫻井、十六に大藏卿從四位上門部、十七に從五位下麻呂、廿五(廢帝)に、從五位上今城、二十に今木とかけり、また從五位下宿奈麻呂、廿七(稱徳)に、從五位上嗣麻呂、廿四に繼麻呂、廿八に從五位下年繼、卅三(光仁)に、從五位下美氣、卅五に從五位下黒麻呂、卅八(桓武)に、從五位下越智麻呂、卅九に從五位下長濱、四十に命婦從四位下室子、日本後紀(桓武)五に、從五位下真福、廿四(嵯峨)散事從三位明、續後紀(仁明)二に、從五位下真廿十に散事從三位淨子、廿二に清子、文德實錄一に、從五位下宗吉、また從五位下真室、三代實錄(清和)に、從五位下安雄、六に正五位下全子、四十一(陽成)に、從五位下恒蔭、四十九(光孝)に、從五位下信子、五十に從五位下數世、などみえたり、捨芥抄に、大原真人とあり、

島根は、何れの地名にや、未だ考へず、和名鈔に、阿波國那賀郡島根(之万福)とあれど、是



にはあらし、此氏人ものにみえず、

**豊國真人、大原真人、同祖、續日本紀合、**

豊國は、ほめ稱へたる義にて、氏とせる歟、または地名か、和名鈔に、遠江國磐田郡豊國  
(止與久爾)と云郷名はあり、續紀に、天平勝寶六年閏十月庚戌、從五位下秋篠王男繼成  
王、姪濱名王、船城王、愛智王五人、賜丘基、真人姓、とあり、この丘基は、大和國高市郡岡本  
にて、舒明紀に、天皇遷都於飛鳥崗傍、是謂岡本宮、とも、万葉一に、高市岡本宮ともある  
地なるべし、續紀に勝寶七年夏四月丁未、從五位下丘基、真人秋篠等二十一人、更賜豊  
國、真人姓、とみえ、氏人は除目大成抄に、延喜六年、對馬目從八位上豊國、真人春竹あり、  
類聚符宜抄に、万壽三年大宰大典豊國宿禰公職とあるは、此族にや、

**山於真人、大原真人、同祖、**

山於は、和名鈔に大和國山邊郡(夜万乃倍)また添上郡山邊郷などの地是なるべし、さ  
らば也万乃倍と訓べし、

**吉野真人、同上、**

吉野は、和名鈔に、大和國吉野郡吉野(與之乃)郷を負りとみゆ、與之奴と訓べし、氏人は、  
類聚國史(天長十年正月乙未)正六位上吉野真人名繼仁明紀(承和五年十一月辛巳)无

位吉野真人高子女、また(承和六年正月庚申)正六位上吉野真人宮城、類聚符宜抄七(承  
平六年四月三日)内暨所別當大藏、大丞吉野滋春、同一(天曆十一年二月廿日)御巫吉野  
實子などあり、

**桑田真人、同上、**

桑田は、垂仁紀に丹波國桑田村、和名鈔に丹波國桑田郡桑田郷、神名式に、同國同郡桑  
田、神社ある地是なるべし、氏人は、後紀八(十八左)に、桑田真人甘南備、十二(七右)に桑田  
真人木津、魚麻呂、續後紀二十三(三右)に、桑田真人虎吉などあり、

**池上真人、同上、**

池上は、和名鈔に大和國十市郡池上郷あり、此地名を負るなるべし、池上は、以氣乃閉  
と訓べし、續紀廿三(十七右)に、天平寶字二年二月辛亥、左大舍人廣野王賜池上真人姓、  
とみえ、拾芥抄に、池上真人あり、

**海上真人、大原真人、同祖、依續日本紀附、**

海上は、地號なり、和名鈔に、上總國海上郡宇奈加美あり、是によれる氏にや、宇奈加美  
と訓へし、續紀十八(七左)に、天平勝寶三年春正月辛亥、賜无位清水王男三狩王海上真  
人、とあり、百濟王の御末なるべけれど、ものに記されず、三狩王は、續紀卅四(十一左)に、



清原真人、大原真人、同祖百濟王之後也

遣唐使判官に撰ばれし事みゆ、清水王は、廿五(廢帝)に、從五位下海上真人淨水、また廿七(稱徳)に、從五位上海上真人清水とみえたり、拾芥抄に、海上真人とあり、清原は、幾與波良と訓べし、地號なるべけれど、ものにみえず、續紀に、天平寶字八年冬十月辛未、中務少丞正六位上清原真人、都良麻呂賜姓淨原、真人名淨真、また寶龜三年夏四月癸丑、復從五位下清原真人、清貞本姓、大原真人といへり、此清原氏は、清貞真人のみにて、它人に賜はらねば、絶しなるべし、拾芥抄に、清原真人とあるのみ、舍人親王の御末にも、清原真人あれば、思ひ混ふべからず、

香山真人、出自諡敏達皇子春日王也

古事記(敏達段)に、娶春日中若子之女、老子郎女、生御子難波王、次桑田王、次春日王、次大俣王とあり、敏達紀に、春日臣仲君、女曰老女子、夫人生三男、云々其二曰春日皇子、とみえたる春日臣の女の生る皇子なれば、香山の氏大和に由あり、神武紀に、香山、此云个遇夜摩、神名式に、大和國十市郡、天香山坐、備真智命、神社とある地なり、氏人は、史にみあたらず、香山連は、異姓なり、拾芥抄に、香山真人とあり、

登美真人、出自諡用明皇子來目王也、續日本紀合

古事記(用明段)に、此天皇娶庶妹、間人穴太部王生御子上宮之厩戸豐聰耳命、次久米王、書紀同段にも、立穴穗部間人皇女、爲皇后、云々其一曰厩戸皇子、云々其二曰來目皇子、また推古記に、十年二月來目皇子、爲擊新羅將軍、夏四月、將軍到于筑紫、臥病、十一年春二月來目皇子、薨於筑紫、殯于周芳、娑婆、後葬於河内、地生山岡上とある是也、さて登美は、神武紀に、號瑠邑、今云鳥見、神名式に、大和國城上郡等、彌神社などある地なるべし、續紀に、延暦十年七月己卯、故少納言從五位下正月王男藤津王等言、己父存日、作請姓之表、未及上聞、奄赴泉途、其表備臣正月源流已遠、屬藉將盡、臣男四人、女四人、雖蒙王姓、以世言之、不殊匹庶、伏望蒙賜登美真人姓、以從諸臣之例、者請從父志、欲蒙願姓、有勅許焉とみえ、又神護景雲元年十一月、大和守山村王薨、池邊双槻宮御宇天皇皇子久米王之後也、堯時年四十六とあるも、久米王の後とみゆれば、正月王も其同族なるべし、氏は續後紀十六(十五左)に、少納言從五位下登美真人直名あり、藤津の子とみえたり、其は文德實錄五(十五右)仁壽三年六月己巳、前豐後權守從五位下登美真人直名卒、直名從五位下藤津之子也、弘仁十三年二月、爲主膳監正、天長二年七月、爲美濃大椽、三年正月、遷爲近江大椽、四年正月、叙從五位下、七年正月、爲大和介、承和二年九月、爲大判事、九年正月、爲散位頭、十一年二月、遷爲少納言、十四年正月、出爲太宰少貳、嘉祥三年正月、



叙從五位上、八月遷爲豐後權守、秩滿未得放還、卒時六十二、直名頗有才學、口弁過人、抑屈己者、必酬以彼、所病、故議者疾之、法隆寺僧善愷訴訟、事遂延及、弁官除名、此類也、とあるにて知るへし、

蜷淵真人、出自諡用明、皇子殖栗王也、

殖栗王は、用明紀に、來目皇子の御弟にて、其三曰殖栗、皇子、古事記(同段)にも、植栗王とあり、蜷淵は、用明紀推古紀に、南淵坂田寺などある地なれば、美奈不知と訓べし、氏人は、後紀五に、蜷淵真人岡田とあるのみなり、

三島真人、出自諡舒明、皇子賀陽王也、續日本紀合、

舒明紀に、云々娶吉備國蚊屋采女、生蚊屋皇子とみゆ、蚊屋は、賀陽に同じ、三島は、攝津國島上郡三島とある是なるべし、續紀に、天平勝寶三年正月辛亥、无位垂水王男三室王、甥三影王、日根王、名邊王、无位廬原王男安曇王、三笠王、對馬王、物部王、板野王、孫奈羅王、小倉王、无位猪名部王男大湯坐王、堤王、菟原王、三上王、野原王、礪波王等、三島真人とあり、氏は、續紀廿八(二右)に、三島真人島麻呂、卅二(九左)に、三島真人安曇(上)に安曇王とあり、卅五(二右)に、三島真人大湯坐(上)に王とあり、卅七(廿左)に、三島真人名繼、また廣宅、廿二(十右)に、三島真人廬原(上)に王とあり、後紀十二(七右)に、三島真人真影(上)に三影

淡海真人、出自諡天智、皇子大友末也、續日本紀合、

王とあり、十七(二十二右)に、三島真人年嗣、廿二(二左)に、三島真人助成、續後紀十四(六右)に、三島真人岡麻呂、三代實錄四十九(八右)に、三島真人宗主などあり、拾芥抄に、三島朝臣あるは、此族にて、改姓ありしにや、  
淡海は、近江國名を負るなるべき事、既に云り、續紀十八(七左)に、天平勝寶三年春正月辛亥、賜无位御船王淡海真人姓、また延曆四年秋七月庚戌、刑部卿、從四位下兼因幡守淡海真人三船卒、三船大友親王之曾孫也、祖葛野王、正四位上式部卿、父池邊王、從五位上内匠頭、三船性識聰敏、涉覽群書、尤好華禮、勝寶三年、賜姓淡海、真人云々、卒時年六十四、とみえたり、是淡海氏を負る始にや、續後紀十七(八右)に、承和十四年三月庚辰、左京人戶主御友王男无位廣野大野戶主武藏王男福雄、春雄、真野、安野等、王六人、賜姓淡海、真人也、また三代實錄十三(二十四左)に、貞觀八年冬十月八日己卯、左京人六世男藤王、豐野王河内王藤原王、淨直王七世直本王、緒本王等七人、並賜姓淡海、真人、天命開別天皇之後也、また元慶四年八月十四日乙未、正六位上本野王、賜姓淡海、真人、其先出自天命開別天皇之後也、本野自言、親父清直、延曆十一年七月三日、賜姓淡海、真人、而本野脫漏不預爲臣之例、故追賜焉とあり、氏は、日本後紀五(十二左)〇桓武に、從五位下淡海



真人福良麻呂同(十三左)に從五位下伊勢介淡海真人真直(十二四左)に從五位下丹波介淡海真人有成(續後紀五(二右)に從五位下淡海真人真淨(同十二(十五左)正六位下大隅權椽豐守文德實錄六(二右)に從五位下貞主などあるは、何れが葛野王の裔にして、何れか大友王の後といふ事、傳なければ明らかならず、拾芥抄に、淡海真人あり、

三園真人、出自諡天武皇子淨廣壹磯城王之後也

磯城王は、天武紀に、二年、真人、臣大麻呂、女、櫻媛、娘、生二男二女、云々、其二曰、磯城皇子、とある是なり、三園は、地名と聞ゆ、美曾能と訓べし、日本後紀、十二(廿五左)に、延暦廿四年二月乙卯、左京人多王登美王等十七人、賜姓三園真人とみえ、三代實錄八(六右)に、无位御園真人真廣從五位下を加ふる由あり、

笠原真人、三園真人、同祖、磯城王之後也

笠原は、地名と聞ゆ、加佐波良と訓へし、和名鈔に、武藏國埼玉郡笠原(加佐波良)郷、神名式に、信濃國高井郡笠原神社、また遠江國城飼郡に、笠原庄などあり、いづれにや、三代實錄六(十五左)に、貞觀四年五月廿二日己丑、左京人正六位上坂井王、賜姓清原真人、磯城親王五代之孫也、(同紀に、七年六月廿三日壬申の條、此の事重複せり)と云るも、笠原氏の族なるへし、

高階真人、出自諡天武皇子淨廣壹太政大臣高市王也、續日本紀合

高階は、和名鈔に、武藏國入間郡高階、太加之奈郷とある地名に、所縁ありて、負たるか、來た考へず、若くは皇族の高き品階なる由にて、高階と名づけしにや、然らば稱號にて、地名にはあらず、高市王は、天武紀に、三年、納賀形君德善、女、尼子娘、生高市皇子、命、持統紀、四年七月庚辰、以皇子高市爲太政大臣、六年正月庚午、增封皇子高市二千戶、通前五千戶、七年春正月辛卯朔壬辰、以淨廣壹授皇子高市、十年秋七月庚戌、皇子尊薨、とみえ、萬葉二(三十四丁)に、高市皇子尊、城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂、作歌一首、并短歌、柱文、忌々之伎、鴨言、久母、綾爾、畏伎、明日香乃、真神之原、爾久、堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、神佐扶跡、磐隱座、八隅知之、吾大王乃、所聞見志、背友乃、國之、真木立、不破山、越而、狛劍、和射見我、原乃、行宮、爾安母、理座而、天下治、賜食、國乎、定賜等、鳥之鳴、吾妻之國之、御軍士乎、喚賜而、千磐破、人乎、和爲跡、不奉仕、國乎、治跡、皇子隨任、賜者、大御身、爾太刀、取帶之、大御手、爾弓、取持之、御軍士乎、安騰毛、比賜、齊流、鼓之音者、雷之聲、登聞、麻低、吹響流、小角乃、音母、敵見有、虎可、吼登、諸人之、協流、麻低、爾指、舉有、幡之、靡者、冬木成、春去來者、野每着、而有火之、風之、共靡、如久、取持、流弓、波受乃、驟、三雪落、冬乃、林爾、飄可、毛、伊卷、渡等、念、麻低、聞



之恐久引放箭繁計久大雪乃亂而來禮不奉仕立向之毛露霜之消者消倍久去鳥乃相競端爾渡會乃齋宮從神風爾伊吹惑之天雲乎日之目毛不令見常關爾覆賜而定之水穗之國乎神隨太敷座而八隅知之吾大王之天下申賜者萬代然之毛將有登木綿花乃榮時爾吾大王皇子之御門乎神宮爾裝束奉而遣使御門之人毛白妙乃麻衣着壇安之御門之原爾赤根刺日之盡鹿自物伊波比伏管鳥玉能暮爾至者大殿乎振放見乍鶴成伊波比廻雖侍侯佐母良比不得者春鳥之佐麻欲比奴禮者嘆毛未過爾憶毛未盡者言左敵久百濟之原從神葬々伊座而朝毛吉木上宮乎常宮等之高之奉而神隨安定座奴雖然吾大王之萬代跡所念食而作良志之香來山之宮萬代爾過牟登念哉天之如振放見乍玉手次懸而將偲恐有騰文ごもあるにて此皇子の彼御軍に功まし、事を想ひ奉るへきなり高階系圖に高市皇子の子長屋王王の子桑田王安宿王あり續紀に寶龜四年冬十月戊申安宿王賜姓高階真人ごみえ系圖に桑田王の子磯部王その子石見王王の子峯緒は丹波山城守神祇伯從四位上右中辨承和十一年賜高階真人姓伊呂波字類抄に承和十二年峯緒始賜高階真人姓ごみえて一年たがへり孰れ正しきにやごあり其子茂範その子師尙は實子にあらず在原業平が齋宮恬子ご密通して生る子を養ひたるなり是より平城の皇胤在原氏の血統ごなれり續後紀十八二十

三左に嘉祥元年秋七月辛酉右京人蔭孫正六位下豐野真人澤野兄弟姉妹十人賜姓高階真人天淳中原瀛真人天皇之苗裔也また三代實錄に貞觀十五年秋七月廿八日庚寅左京人成相王後相王賜姓高階真人其先高市皇子之後也元慶五年十月辛卯太政官處分依請大和國城上郡從一位勳八等宗像神社准筑前國本社置神主以高階真人氏人爲之ごみえ日本紀略に正曆三年九月十七日丁未改從二位讚岐權守高階真人成忠姓爲朝臣依中宮外祖也高階系圖には正曆二年九月九日改真人爲朝臣ごみえ伊呂波字類抄には自成忠卿二品之時爲朝臣ごありごあり此成忠は師尙の孫にして良臣の子なりこの氏人は嵯峨紀弘仁二年五月癸卯從五位上高階真人遠成爲主計頭同九年三月甲辰卒六十三又同四年正月辛酉正六位上高階真人淨階同年十一月庚午備前介從五位下高階真人眞仲また同八年正月丁卯正六位上高階真人弟仲仁明紀承和二年正月癸亥從五位下高階真人石川同九年五月壬戌中務大輔從四位下高階真人石川卒從四位下淨階眞人之子也云々除兵部少輔俄遷少納言父子相襲居斯職以富聲音也時論以爲稱唯之音細而且高猶勝於父天長之季頻兼常陸介出雲守云々卒于官年五十九また同六年正月庚申正六位上高階真人黑雄同七年七月乙未從五位下高階真人清上同十年正月辛卯正六位上高階真人三島麻呂文德紀嘉



祥三年五月庚辰從五位下高階真人信澄、清和紀、貞觀元年九月癸酉正六位上大內記高階真人菅根、爲判官、同十一年正月乙丑正六位上式部大丞高階真人令範、陽成紀、元慶元年十一月戊午正六位上內藏權助高階真人忠峯、同三年十二月庚子佐渡國浪人高階真人利風などあるなり

氷上真人、出自諡天武皇子一品大總管新田部王也、續日本紀合、

氷上は、天武紀二年に、夫人藤原大臣、女氷上娘ありて、其氷上娘、弟五百重娘、生新田部皇子とあれば、この氷上をとりて氏に負りしなるべし、氷上は丹波國氷上郡あり、公卿補任に、天平寶字二年鹽燒、王條、去年八月、賜氷上真人姓とあり、續紀廿一(四右)天平寶字二年八月庚子、從三位氷上真人鹽燒、三年十一月丁卯爲禮部卿、六年正月爲參議、十二月爲中納言、八月爲兼文部卿、また廿九(三十右)神護景雲三年五月壬辰、詔曰、不破內親王者、先朝有勅、削親王名、而積惡不止、重爲不敬、論其所犯、罪合入虜、但緣有所思、特宥其罪、仍賜厨女姓名、莫令在京中、又氷上志計、志麻呂者、弃其父鹽燒之日、俱應相從、而依母不坐、亦其母、惡行彌彰、是以處遠流配土、佐國、また三十七(一左)延暦元年閏正月甲子、因幡守從五位下氷上真人川繼謀叛事露、云々、丁酉獲氷上川繼、於大和國葛上郡、詔

岡真人、出自諡天武皇子一品贈太政大臣舍人王也、續日本紀合、

曰、氷上川繼、潛謀亂逆、事既發覺、據斷罪合極刑、其母不破、內親王叛逆、近親亦合重罪、但諒闇之始、山陵未乾、哀戚之情、未忍論刑、其川繼者、宜免其死、處之遠流、不破、內親王並川繼、姉妹者、移配淡路國、川繼、鹽燒王之子也、初川繼、資人大和乙人、私帶兵仗、闖入宮中、所司獲而推問、乙人歎曰、川繼陰謀、今月十日夜、聚衆入自此門、將傾朝廷、仍遣乙人召將其黨宇治王、以赴期日、於是勅遣使追召川繼、川繼聞勅使、到潛出後門而逃走、至是捉獲、詔減死一等、配伊豆國三島、同月壬寅、左大弁大伴宿禰家持、右衛士督坂上大忌寸、荊田麻呂云々等五人、解其見任、散位、移京外、並坐川繼事也、自外、黨合三十五人、或川繼、姻戚、或平生知友、並亦出京外、後紀五(十一左)同十五年十一月丙戌、勅免流人氷上、川繼課役、十二(廿七右)廿四年三月壬辰、免河繼罪、十三(廿右)大同元年三月庚辰、復從五位下とあり、此時の事情いとく怪しきさまなり、よく考ふべし、此氏は續紀廿四(二右)に、天平寶字六年正月癸未、從四位上氷上真人陽候、日本後紀十七(廿九右)に、從五位下氷上真人河繼、續後紀一(廿五右)に、天長十年五月丙申、從五位下氷上真人井作などあり、岡は、萬葉集十に、秋風のひにけに吹ば、みづくきの岡の木葉も、色づきにけり、十二に、



みつくきの岡のくすはを吹かへし、おもしろみらがみえぬころかも、なごみえし地にて、大和國高市郡飛鳥郡を、今も岡といひ、岡寺といふもあれば、是なりと本居宣長云り、此地なるべし、續紀に、天平勝寶七年六月壬子、和氣王、細川王、賜岡真人姓とあり、さて舍人王は、同書に、天平七年十一月乙丑、知太政官事一品舍人親王、薨、遣從三位鈴鹿王等、監護葬事、其儀准太政大臣、命王親男女、悉會葬處、遣中納言正三位多治比真人縣守等、就第宣詔、贈太政大臣、親王、天淳中原瀛真人、天皇之第三皇子也、また天平四年秋七月甲寅、中務卿正三位三原王薨、一品贈太政大臣舍人親王之子也、また天平神護元年八月庚申、朔從三位和氣王坐謀反、誅、云々、和氣者一品舍人親王之孫、正三位御原王之子也、勝寶七歲、賜姓岡真人、云々とあり、拾芥抄に、岡真人みえたり、この御原王の御弟に、池田王あり、御長氏の祖也、御長真人は、廢帝紀、天平寶字七年八月己丑、紩政臺尹三品池田親王、上表曰、臣男女五人、其母出自凶族、臣惡其黨、不預王籍、今日月稍邁、聖澤頻流、當是時也、不爲處置、恐聖化之内、有失所之民、伏乞賜姓御長真人、永爲海内一族、詔許之とみえ、此氏人は、除目大成抄、永觀二年秋、阿波權椽正六位上御長真人好隣、小右記、寬仁三年七月に御長、忠頼あり、

三長真人も、御原王より出つ、光仁紀、寶龜二年七月乙未、故從四位上守部王之男笠王、何鹿王、爲奈王、正三位三原王之男山口王、長津王、船王之男葦田王、及孫池田王之男津守王、豐浦王、宮子王、去天平寶字八年、賜姓三長真人、配丹後國從四位下三島王之女河邊王、葛王、配伊豆國、至是皆復屬籍とあるは、此時舊の如く三長真人とせられしなり、山邊真人は、光仁紀、寶龜二年九月丙申、和氣王、男女大伴、王長岡王、名草王、山階王、采女王、並復屬籍、從四位下三島王之男林王、從四位下三使王之男女三直王、庸取王、三宅王、畝火王、石部女王、從四位上守部王之男笠王、何鹿王、猪名王、賜姓山邊真人とありて、五年十二月戊申、復從五位下山邊真人笠屬籍、また七年九月庚辰、山邊真人何鹿、山邊真人猪名、並復屬籍とあるは、皆此族なり、其は皇胤紹運錄にて徵すへし、皇胤紹運錄、又系據續紀、寶龜二年九月丙申、文加補

天武天皇

舍人親王

淡路廢帝

御原王

正三位中務卿

三直王

細川王

賜岡真人

和氣王參議從三位兵部卿丹波守寶字九年八月朔日依謀反配流伊豆國



清原真人



清原真人は岡真人同祖、舍人親王に出つ、舍人親王の御子御原王、その御子に和氣王あり、小倉王あり、日本後紀二十(十左)に延暦廿三年六月甲子、散位正五位下小倉王、上表曰、臣聞上天開象、兩曜以之盈虛、聖人肇基、九族由其差降、是故尊卑有序、仰星辰而知親疎、無替命氏姓而立教、伏惟陛下彫鑿品彙、陶冶生靈、人正其名、物安其性、小倉幸屬淳化、謬霑濡澤、口乾口弘、大造無謝、但得恩息、內舍人繁野及小倉兄弟、別王之孫、內舍人山河等、欸備、臣等智効罕施、器識庸微、天潢之末流、仰瓊枝而悚懼、伏請依去延曆十七年十二月廿四日友上王賜姓故事、同蒙清原真人姓、父繁野名、語觸皇子、改繁曰夏、小倉不忘口積、聞斯行諸、特望天恩、伏聽進止、其應賜姓人等、具目如別、不任懇迫之至、謹以申口許之、(別王は御原王の第一男なり)續後紀六(十四左)に承和四年冬十月丁酉、右大臣從二位清原真人夏野、夏野正三位御原王孫正五位下小倉王之第五子也、堯時年五十六とみゆ御原王は天武天皇の皇子舍人親王の子なり、友上王の事は國史闕たれば考へがたし、また後紀十二(廿六右)に延暦廿四年二月乙卯、篠井王坂合王等五人、賜姓淨原真人、續後紀一(十二左)に天長十年五月甲寅、六世長岡々々於王等男女廿七人、賜姓清原真人、同年十二月己丑、左京人六世王豐宗、豐方等七人、賜姓清原真人、また承和十三年二月己亥、從五位下益善王、男興岑、忠道、忠棟、忠主等王九人、正六位上藤坂王、男豐



助將兄諸山等、王五人、正六位上御藤王男藤主藤宗有宗等王三人、賜姓清原真人、また六月甲午左京四條四坊戶主正六位上廣田王、戶口長田、田吉、豐田、次田等王四十七人、並賜姓清原真人、秋七月庚子朔辛丑、正五位下峇成王、男永安、安良、安基、正五位下長田王、男基雄、內舍人正六位上惟岳常名、正六位上長統王、男玄膽、正文等王卅九人、賜姓清原真人、十二月丁亥、左京六世王豐口豐宗、方豐道、潔河清雄、貞永、清宗、氏吉、貞宗、吉宗、安宗等王十二人、賜姓清原真人、また嘉祥二年八月丙戌、左京人六世善淵王善水王常名王、貞固王、有道王、永城王、有敏王、峯雄王、岑行王、弘岑王、忠臣王、正臣王、常影王、茂影王、有統王、有明王、有基王等、賜姓清原真人、また十一月辛亥朔壬寅、左京人讚岐守從四位下長田王、彈正大弼從四位下峇成王、賜姓清原真人、文德實錄七(十八右)に、齊衡二年十二月辛丑、中務少輔從五位下興峯王、賜姓清原真人、三年六月丁亥、攝津守從五位下益善王、賜姓清原真人、また天安元年十二月戊子、散位從四位上清原真人有雄卒、有雄者天、淳中原瀛真人、天皇五代之孫也、父大監物從五位下貞代王云々、嘉祥三年、爲肥後守、上奏改王號、賜清原真人姓云々、この賜姓の事、續後紀にも、文德實錄にも脱漏せり、また天安二年春正月壬戌、前長門守從五位下眞貞王、弟正六位上清眞王等、賜姓清原真人、三代實錄に、貞觀元年六月二日丙戌、正六位上秋岡王、秋雄王、良岡王、三常王、德繼

王、德成王、無位廣貞王、廣益王、廣梁王、山村王、高隅王、清隅王、十二人並、賜姓清原真人、一品舍人親王六代之孫也、また十三年閏八月十六日己未、左京人散位從五位下有道王、男二人、女二人、姪女一人、賜姓清原真人、其先舍人親王之後也、廿九日壬申、左京人有氏王、賜姓清原真人、其先舍人親王之後也、また十五年十一月十一日壬申、左京人善常王、直道王、今道王等四人、賜姓清原真人、また十六年二月廿三日癸丑、左京人中原真人正基、賜姓清原真人、其先舍人親王之後也、などありて、其御裔いと榮えたまへる氏なるを、姓氏錄に脱せるは、いかなるゆゑにや、此氏は、續後紀三に、先太上天皇降臨右大臣清原真人夏野、双岡山、庄云々、是日勅授大臣男息三人、榮爵從五位下瀧雄、從四位下、正六位上澤雄、秋雄、並從五位下、三代實錄に、貞觀五年正月十一日甲戌、從四位上行中務大輔清原真人瀧雄卒、瀧雄者右大臣贈正二位夏野真人之第二子也、云々、卒時年六十五、また同十六年夏四月廿四日壬子、從四位上行右兵衛督兼越前守清原真人秋雄卒、秋雄者右大臣贈正二位夏野之第四子也、云々、卒時年六十三、續後紀十三に、從五位上清原真人東賀(第九に遠賀とみゆ)十五に、正六位上岑越、文德實錄八に、從五位下道雄、第十に從五位下利見、三代實錄清和四に、從五位下眞貞、五に貞觀三年二月廿九日癸酉、參議從四位上行太宰大貳清原真人岑成卒、岑成者左京人贈一品舍人親王之後







文德實錄に、仁壽元年九月乙未、從五位上弘宗王奏請、子男八人改其王號、賜姓中原真人、許之。

右京皇別

山道真人、息長真人、同祖、應神皇子、稚淳毛二、俣王之後也。

この氏は、上の左京皇別に出づ。

息長丹生真人、息長真人、同祖、

息長は、左京息長真人の條に云へる如く、近江國坂田郡の地名にて、丹生も和名鈔同郡上丹加無都爾布郷とあるを負へり、されど息長真人の族なる丹生氏と云ふ義なれば、於伎奈賀乃爾布と訓べし、この氏は、息長真人の條下に云へり。

三國真人、謚繼體、皇子、椀子、王之後也、日本紀合、

この氏も、左京皇別に注せり。

坂田真人、出自謚繼體、皇子、仲王之後也、日本紀合、

繼體紀に、長曰、菟皇子是酒人公之先也、少曰、中皇子是坂田公之先也、舊事紀、中皇子坂田公祖とあり、坂田は、推古紀に、近江國坂田郡、また和名抄に、近江國坂田郡佐加太とあるを負り、天武紀に、十三年冬十月己卯朔、坂田公賜姓曰真人といへり、氏は、欽明

同祖の  
皇田の  
皇子は  
淳毛二  
之孫也  
王之後  
也

紀に、坂田耳郎子君、天武紀下に、坂田公雷卒、以壬申年、功贈大紫位、史官記に、長徳元年、右近衛大志坂田兼平とみえ、拾芥抄に、坂田真人とあり、萬葉二十に、駿河國人坂田部首麻呂とあるは、何れの部曲にや、決めかたけれど、此氏に隸りしにもやあらむ。

多治比真人、宣化天皇皇子、賀美惠波王之後也、

宣化紀に、立前正妃億計天皇女橘仲皇女爲皇后、是生一男三女、云々、次曰、上殖葉皇子、(亦名椀子)是丹比公偉那公、凡二姓之先也、とある、丹比は、多治比に同じ、多治比は、上殖葉皇子の子に、十市王あり、王の子に多治比古王あり、多治比古王生れませる時に、多治比の花、其御産湯の釜に飛浮びける瑞によりて、其御名とせられし、其王に姓を賜ひて、即丹比公と氏に負しなれば、所謂事物によれるものなり、然るを書紀の反正紀に、多治比の花の故事を反正天皇の御事として記され、姓氏錄丹比宿禰の條にも、書紀の如く記されしは、傳への混れの誤なる事、記傳に辨へたるか、如し、其由は丹比宿禰の條に云ふを俟て見るべし、天武紀十三年冬十月、丹比公賜姓曰真人、また三代實錄に、貞觀八年二月廿一日丁卯、右中辨正五位下丹墀真人貞峯等、賜姓多治真人、先是貞峯等上表曰、因土命氏、百王之彝規、分姓成親、千古之茂典、姓乖其本、何以記皇流、氏失其初、誰知天應、私檢古記、檜隈廬入野宮、御宇宣化天皇、々子加美惠波皇子生、十市王、十



市王生多治比古王此王生產之夕多治比花飛浮湯沐釜以斯冥威名多治比古王成長之後固執謙退奏請求姓因賜姓多治比公便以名爲姓存其舊意飛鳥淨御原天皇十三年十一月一日定八姓十三氏是時多治比古男左大臣正二位志摩公賜姓真人志摩真人是貞峯之高祖父也天平六年遣唐使正三位行中納言兼皇太子傳式部卿多治比真人廣成入唐之日改作丹墀復命之後猶用舊姓傳來百年無心變改天長九年四月二十五日木工頭從五位上多治比真人貞成等奏請改多治比三字爲丹墀兩字續後紀天長十年二月庚午改多治比真人氏賜姓丹墀真人とあるは此事と聞ゆ當于此時貞峯等身非氏長不預私議心懷不穩無敢駁論夫物貴不失真理則容因實豈偏賞入唐之新文訛所生之舊字乎加之竊案文辭情思義理丹墀真人是涉忌諱伏願以古多治字換今丹墀姓但緣煩文請省比字雖除一字稱謂不變然則存先祖之感生貽孫謀於不朽不勝懇款之至拜表以聞詔許之とあり貞觀十六年十一月甲午散位從四位下多治真人貞岑卒貞岑者右京人也入學有才藻奉試及第補文章生天長十年爲兵部少丞云々晚年閑居愛樂沈酒酪酌送日不問家事常對清醕招友而酌卒時年七十六とあり氏人は天武紀に丹比公麻呂みえ持統紀に丹比真人島みえ四年に右大臣とせられ續紀二(六左)に大寶元年七月左大臣正二位多治比真人島薨云々宣化天皇之玄孫多治比王之子

也とありまた和銅元年三月丙午從四位下多治比真人池守爲民部卿天平二年九月丹比真人池守卒左大臣正二位島之第一子也和銅四年四月に水守卒同三に(大寶三年正月甲子)從六位上三宅麻呂(慶雲二年十二月癸酉)夜部天平九年六月丙寅中納言正二位大縣守(島之子)同十一年四月戊辰廣成(島之第五子也)四(和銅元年三月丙午)に吉備寶字四年正月癸未從三位廣足(志摩の子)八に養老四年正月甲子正六位上占部寶字四年三月癸亥從四位下家主十に天平元年八月正六位上多夫勢十二に同七年四月正六位上伯また同八年正月正六位上國人同十三天平十年閏七月從五位下牛養寶龜二年六月土作十三天平十二年六月庚午に祖人また同十一月正六位上木人十四に續養十七に同廿年二月正六位石足十七に(天平勝寶元年四月甲午)從五位下乎婆賣また(神護二年十二月癸巳)從五位下若日賣廿に寶字元年五月丁卯正六位上犬養廿四に同六年十一月乙亥正六位上小耳また(同七年正月壬子)從五位上土師延曆八年十二月長野(家主の子)池守の孫廿六に(天平神護元年正月己亥)正六位上乙麻呂三十五に(寶龜十年九月丁亥)從五位下乙安廿九に(神護景雲二年閏六月己酉)從五位下伊止また(同年十月乙卯)從五位下古奈禰三十に(寶龜元年六月丙辰)正六位下豐濱卅一に(同二年正月辛巳)正六位上公子また(同二年正月癸未)名負また(同年七月丁



未從五位下乙兄卅二に(同年正月甲申)正六位上歳主(寶龜四年正月辛未)正六位上林  
 卅三に黑麻呂卅四に(寶龜七年正月丙申)正六位上三上、また卅五(同九年十二月己丑)  
 從六位下濱成卅七に(同十年正月甲子)從五位下年持、また(延暦元年二月丁卯)從五位  
 下繼兄、爲大宰少貳、また卅六(寶龜十一年四月辛酉)正六位上宇美、三十六に(天應元年  
 五月癸未)從五位下繼丸、また(同年九月丁丑)從五位下海、卅八に(延暦四年正月乙巳)從  
 五位下豐繼、また正六位上屋繼、また家繼卅八に(同年八月己巳)正六位上國成、卅九に  
 (同五年正月戊戌)正六位上賀智、また(延暦六年五月戊申)從五位下豐長、四十に(同八年  
 正月己巳)從五位上色刀自、後紀五に(延暦十六年正月甲午)正六位上道作、また正六位  
 上今麻呂(土作八男)また(同年二月辛未)從五位下八千足、十二に(同廿三年四月從五位  
 下氏守、また(同十月辛亥)攝津掾正六位上船主、十七に(大同三年六月庚申)從五位下全  
 成、廿に(弘仁元年九月丁未)正六位上育治、同十一月戊午、正六位上繼益、廿に(同月己未)  
 正四位下高子、廿一に(弘仁二年七月乙卯)從五位下弟笠、續後紀一(十九左)天長十年三  
 月庚子從五位上丹墀真人諸貞、又二十四(同五月丁亥)右少辨從五位下丹墀真人清貞  
 (是より以下みな丹墀とあり)三に(承和元年正月癸亥)從五位下貞宗、五に(承和三年正  
 月丁未)從五位下興宗、從五位下冬子、同八年丁巳(遣唐船頭判官丹墀文雄、六に(承和四

年九月辛巳)從五位下石雄、七に(同五年正月丙寅)正六位上貞峯、八に(同六年正月庚申)  
 正六位上氏永、(同八月甲戌)讚岐權掾丹墀高主、同十月丁丑從四位下祖子、九に(同七年  
 正月甲申)正六位上雄濱、また(同年十一月辛丑)從五位下門成、ありこの人は文德實錄  
 五(六左)仁壽三年三月壬子、大和守正五位下丹墀真人門成、卒、門成者、從五位下内藏助  
 兼右衛士佐豐長之子也、性甚剛直、大同之初、拜巡察彈正、弘仁之初、爲少判事、云々天長  
 五年爲丹波介、土民危戾、不順教化、舊號難治、門成施以猛政、答罰爲先、廳事之前、篋楚如  
 積、數年部内大理、民至今稱之、云々十二年、爲宮内大輔、後遷爲武藏守、所部曠遠、盜賊充  
 阡、門成下車未幾、風俗肅清、奸猾斂手、嘉祥三年爲大和守、豪宗右姓、縱放不制、門成施政、  
 自如、無所迴避、境内夷晏、民皆戴之、今年叙正五位下、病卒於官、門成雖無才學、長於從政、  
 所致之處、必樹風聲、とみえたり、十一に(承和九年正月壬寅)正六位上永平、十二に(同七  
 月丁巳)少判事正七位上時永、(承和九年七月丁巳)主膳正六位上綱足、十三に(同十年  
 正月)從五位下外成、十四に(同十一年正月)外從五位下博太麻呂、十七に(同十四年正月  
 甲辰)正六位上善雄、十八(一左)に(承和十五年正月戊辰)從五位下丹墀真人諸氏、また同  
 (二右)に(承和十五年同上)正六位上綱主、十九(二右)に(嘉祥二年正月壬戌)正六位上弟梶  
 二十(二左)に(同三年正月丙戌)正六位上棟臣、文德實錄八(十八右)に(天安元年正月丙午)



正六位上宗雄(同正月癸丑)從五位下高棟(同十九右)に(天安元年正月癸丑)從五位下河雄(三代實錄五卅二左)に(貞觀三年十一月辛巳)從五位下今繼(又三十六右)貞觀元年十一月庚午正六位上石臣(七四左)に(同五年正月庚午)正六位上繩繼(八四右)に(同六年正月甲午)外從五位下瀧雄(また正六位上藤善十五)に安坐(廿一六左)に貞觀十四年四月乙卯常陸少掾多治真人守善(廿二五左)に(貞觀十四年九月乙亥)從六位下多治真人國統(廿五十一右)に(同十六年六月癸酉)豐後介正六位下多治真人安江(廿九十三右)に(同十八年十一月戊戌)從五位上多治真人亮子(卅六二右)に(元慶三年六月乙酉)從六位下多治真人多麻呂(四十三十一右)に(同七年五月丁丑)正六位上多治比真人彦輔(また同)年四月戊戌)從五位下多治比真人有友(などあり)長秋記に(大治四年二月)河內國權大掾從七位上多治真人久永、

爲名真人宣化天皇皇子火焰王之後也、日本紀合、

書紀宣化紀に、上殖葉皇子、偉那公云々之先也、古事記(宣化段)に、惠波王者、韋那君多治比君之祖也とあるは、姓氏錄と御兄弟の傳の異なるなり、爲名は和名抄に、攝津國河邊郡爲奈鄉、續後紀十四に、河邊郡爲奈野とある地名を負り、氏は、孝德紀に、猪名公高見、天武紀に、韋那公磐鉞、また十三年冬十月、猪名公賜姓曰真人、續紀三四左に、大寶

三年、猪名真人石前、また猪名真人大村、靈龜元年に、法麻呂、養老二年に、石橋、天平十三年に、馬養などみゆ、上に擧たる大村は、小納言威奈卿の事なり、其墓志に、小納言正五位下威奈卿、墓誌銘并序、卿諱大村、檢前五百野宮、御宇天皇之四世、後岡本聖朝、紫冠威奈鏡公之第三子也、卿温良在性、恭儉爲懷、簡而廉隅、柔而成立、後清原聖朝、初授務廣肆、藤原聖朝、小納言闕、於是高門貴冑、各望備員、天皇特擢卿除小納言、授勳廣肆、居無幾、進位直廣肆、以大寶元年律令初定、更授從五位下、仍兼侍從、卿對揚宸展、參贊經綸之密、朝夕惟幄、深陳獻替之規、四年正月、進爵從五位上、慶雲二年、命兼太政官左少辨、越後北疆、銜接蝦虜、柔懷鎮撫、允屬其人、同歲十一月十六日、命卿除越後、城司、四年二月、進爵正五位下、卿臨之以德澤、屬之以仁風、化治刑清、令行禁止、所冀享茲景祐、錫以長齡、豈謂一朝遽成千古、以慶雲四年歲在丁未、四月廿四日、寢疾、終於越城、時年四十六、粵以其年冬十一月乙未朔廿一日乙卯、歸葬於大倭國葛木下郡山君里、里狛井山岡、天漢疏派、若木分枝、標英啓哲、載德形儀、惟卿降誕、餘慶在斯、吐納參贊、啓沃陳規、位由道進、榮以禮隨、製錦蕃維、令望攸屬、鳴絃露晷、安民靜俗、懍服來蘇、遙荒企足、輔仁無驗、連城折玉、空對泉門、長悲風燭、とみゆ、

春日真人敏達天皇皇子春日王之後也、



春日は、開化紀に、春日、此云箇酒鵝とみえ、和名抄に、大和國添上郡春日(加須加)郷、どある地にて、萬葉集に、歌とも多くみえたり、續紀十八(八右)天平勝寶三年春正月辛亥、賜田部王春日真人、どあるのみ、氏人は、ものにみえず、拾芥抄に、春日真人とあり、  
**高額真人、春日真人同祖、春日王之後也、**

高額は、和名抄に、大和國葛下郡高額郷是なり、續紀十九(十四右)天平勝寶六年十二月、左大舍人无位多米王賜高額真人姓、とみえしのみなり、

**當麻真人、用明皇子麻呂古王之後也、日本紀合、**

用明紀は、猿葛城直磐村女廣子生一男一女、男曰麻呂皇子、此當麻公之先也、古事記(同段)に、天皇娶當麻之倉首比呂之女飯女之子生御子當麻王、とあれば、此氏は、和名抄に、大和國葛下郡當麻(多以麻)とある地名によれり、履仲紀の歌に、多耆麻とあるによりて、多耆麻と訓べし、天武紀に、十三年當麻公賜姓曰真人、氏人は、同紀に、當麻公廣島、また當麻公廣麻呂、當麻公豐濱當麻公楯當麻真人國見、持統紀に、當麻真人智德、當麻真人櫻井、續紀二十一(右)に、橘七(十二右)に、兵部大丞東人八(十四左)に、正六位上老、また(卅二右)從五位下大名十一(二右)に、正六位上廣人、また十八(八左)正六位下鏡麻呂十六(十四左)に、外從五位下廣名十七(卅三左)に、正七位下子老十八(四左)に、從五位下比禮、また

多久比禮ともあり、二十(廿四左)に、從五位下淨成廿三(七左)に、正六位上高庭廿四(十三右)に、正六位上吉島廿五(廿二左)に、正六位上得足、また德足廿八(二右)に、正六位上永嗣、卅四(十四右)に、從五位下枚人卅五(二右)に、正六位上弟麻呂、また十八(右)從六位上千島、後紀二十九(九左)に、從五位下鱧麻呂、續後紀九(一左)に、從五位下松成、十(廿七右)に、從四位下浦蟲子十九(二左)に、正六位上鴨繼、文德實錄三十七(七左)に、正六位上真道、五(二左)に、從五位上真伊止子七(二右)に、從五位下繼子、三代實錄十六(二十五左)に、從四位下行伊豫權守當麻真人清雄卒、清雄者、左京人也、祖從五位下吉島、又正六位上治田麻呂、清雄之姊、爲嵯峨天皇之幸姬、生源朝臣潔姬全姬、二皇女、潔姬是太政大臣忠仁公之室也、生太皇太后清雄、承和四年爲織部少輔、尋歷安藝掾、諸陵助、仁壽三年授從五位下、天安之初、拜圖書頭、二歲遷爲諸陵頭、同年爲圖書頭、貞觀元年、加從五位上、爲伊賀守、六年進正五位下、八年至從四位下、爲伊豫權守、卒時年七十六、とあり、また同書の四(卅一左)に、從五位下安方八(六右)に、无位真廣、また廿三(右)從五位下葛子十二(三左)に、外從五位下淨子、十四(十四右)に、從五位下靜子、廿二(五左)に、從七位下春興、廿四(四右)に、大和權掾正六位上忠實、卅六(廿二左)に、紀伊國浪人岑吉、四十五(十五右)に、從五位下玄子、四十九(六右)に、正六位上安氏、なごみゆ、神名式に、大和國葛下郡當麻郡比古神社、二座とあるは、此氏の



祖神にて、麻呂古王を祭れるにや、この社今も當麻村にあり、三代實錄に、貞觀元年七月十四日丁卯、遣唐使諸社奉神寶幣帛、從五位下守圖書頭當麻真人清雄爲當麻社使、とみえたるにて知るべし、

文室真人、天武天皇皇子、一品長王之後也、續日本紀合、

文室は、一本に室を屋とも作り、地名にあらず、學館を云ふ稱なり、古へ學館の事に預りなどしけるより賜へる氏にや、長王は、天武紀に、二年、次妃大江皇女生長皇子與弓削皇子、また續紀六(二十左)靈龜元年六月甲寅、一品長親王薨、天武天皇第四之皇子也、とあり、この長王を、一本に長屋王とあるは、誤れり、續紀十八(十五右)に、天平勝寶四年八月乙丑、從三位智努王等、賜文室真人姓、また寶龜三年正月丁未、長谷真人於保賜姓文室真人、また公卿補任引日本後紀云、大同元年十一月戊戌、散位從四位下三緒朝臣大原卒、二品長親王之孫、從三位智努王第九子也、智努王、天平勝寶四年、賜姓文室真人、大原延曆十一年改三緒朝臣、頻出外任、不被勘解由、遂卒私宅、また日本後紀十七(廿七左)に、大同四年春正月戊戌、從四位上三緒朝臣眞屋麻呂、從四位下三緒朝臣綿麻呂等、賜姓三山朝臣、また續後紀に、承和七年六月乙巳朔、右京人正六位上磯原朝臣諸宗等、廿八人、賜姓文室真人、十五年夏四月庚寅朔、五世、无位春常王、六世正六位下田上王、正

六位下春世王等三人、賜姓文室朝臣、並天淳中原瀛真人、天皇第二皇子上の續紀に、第四皇子とあるは、叶はず、二品長親王之後也、十五年以下の事、文德實錄、仁壽三年八月辛未の條にもあり、何れか衍文なるべし、但五世六世の下に、王字ありて、五世王正六位上とみえ、並以下の二十二字はなし、文德實錄九(二十左)に、天安元年六月甲申、從五位下粟田王、賜文室真人姓、また三代實錄二十四(五右)に、貞觀十五年九月廿七日己丑、右京人正六位上藤山王、三原王、長柄(一)に柄とあり、王、長峯王、長良王、忠峯王、正峯王、豐峯王、男女十九人、賜姓文室真人、其先出自淨御原天皇第二皇子とみえ、また有澤真人と云ふもありて、後に文室氏を賜へり、續後紀十(十七左)に、承和八年秋七月己卯、右京人六世孫、御津井王、是雄王、眞雄王、國雄王、本吉王、淨道王、稻雄王、多積王、安富王、伊賀雄王、三輪女王、坂子女王、七世新男王、春男王、三守王、並雄王等十六人、賜姓有澤真人、一品長親王、五世孫正六位上乙雄王之男孫也、三代實錄廿二(四右)に、貞觀十四年八月十三日、辛亥、右京人有澤真人春則等男女九人、賜姓文室真人、この氏は、續紀卅二(三左)寶龜三年二月癸巳に、大納言從二位文室真人大市、寶龜十一年十一月戊子、前大納言正二位文室真人邑珍、薨、邑珍、二品長親王之第七子也、天平中、授從四位下、拜刑部卿、勝寶四歲、賜姓文室真人、勝寶以後、宗室枝族陷辜者衆、邑珍剃髮爲沙門、以圖自全、寶龜初



至從二位大納言云々尋授正二位薨時年七十七、とある邑珍は、即大市なり、また卅一(六右)に、從二位文室真人淨三、薨一品長親王之子也、歷職内外、至大納言云々、廿四に(寶字七年正月壬子)從五位下高島、廿五廿二左に、同八年十月庚午、正六位上水通、また三十右、從五位下真老、廿八(二右)に、神護景雲元年正月己巳、正六位上忍坂麻呂、廿九(十三右)に、同二年七月壬申、從五位下子老、また十八左、景雲二年十月戊申、女孀從五位下布登吉、卅三(八左)に、寶龜五年三月甲寅、從五位下古能可美、卅四(十四右)に、同八年正月庚申、從五位下久賀麻呂、また十四左、○同年正月癸亥、正五位下布止、卅五(二右)に、同九年正月癸亥、正六位上八島、卅六(二左)に、同十一年正月癸酉、正六位上與伎、(後に那保企とあり)卅八(一右)に、延曆三年正月己卯、正六位上真屋麻呂、(屋を家ともあり)また十九左、○同四年正月辛亥、從五位下大原、卅五(十九左)○寶龜九年八月癸巳、に從五位下老、日本後紀十三(十右)延曆廿四年十二月己酉、從五位下長谷、また十七右、○大同元年二月庚戌、從五位下乙直、(弘仁元年以後弟直とあり)乙弟通はしたるなり、(國史六十六)天長七年閏十二月戊子、從四位下文室真人弟直卒、祖大納言從二位智努王、父太宰大貳從四位下與伎、母從四位下平田孫王、後太上天皇在幼稚、違慈顏、桓武天皇悲其偏露、以女王推爲母、延曆二十年、叙從五位下、任土左守、累遷左大舍人、助大監物、弘仁十四年、叙正

五位下、天長元年、叙從四位下、爲治部大輔、歷上野備中守、三年任播磨守、在任之間、不聞毀譽、性無廉隅、亦不了辨、以命而終、時年六十一、また後紀廿一左、○大同元年三月壬午、從四位下文室真人八太麻呂、(綿麻呂歟)十七(七左)に、大同三年六月壬子、從五位下正嗣、廿二(二左)に、弘仁三年正月丙寅、正六位上末嗣、續後紀一(八右)に、參議從四位上文室朝臣秋津、爲春宮大夫、承和十年三月丙辰、出雲權守正四位下文室朝臣秋津卒、大納言正二位智努王之孫、從四位下勳三等大原之第四子也、弘仁七年、叙從五位下、明年叙甲斐守、後任武藏介、天長之初、補左兵衛權佐、二年加正五位下、遷左近衛中將、八月叙四位、六年拜參議、七年兼右大辨、九年兼武藏守、遷左大辨、十年兼春宮大夫、承和元年、上表乞停左大辨、左近衛中將等職、勅停左大辨、二年遷右近衛中將、七月任右衛門督、監察非違、最是其人也、亦論武藝、足稱驍將、但在飲酒席、似非大夫、每至酒三四杯、必有醉泣之辭也、九年連坐伴健岑等謀反之事、左降出雲員外守、遂終于配所、時年五十七、また四(二左)○承和二年正月癸亥、正六位上文室朝臣邑樂、また十一右、○同二年四月己亥、從六位上文室朝臣茂道、同五(二右)○同三年正月丁未、正六位上文室朝臣笠科、七(十四左)○同五年十一月甲戌、從五位下文室朝臣氏雄、同八(廿左)○同六年九月乙酉、從五位下文室朝臣助雄、(文德實錄一、十三右)に真人とあり、文德紀十九左、○天安二年三月乙亥、丹波守從



五位上文室朝臣助雄卒助雄者中納言從三位直世王之第二子也字王明少遊大學略涉經史未及成名出就官途承和元年正月叙從五位下十二年八月爲齋宮頭十四年二月爲大藏少輔四月爲左少辨嘉祥三年四月叙從五位上爲遠江守仁壽三年正月爲丹波守卒時年五十二また續後紀九八左〇承和七年四月辛亥從五位上文室朝臣宮田麻呂謀反を以て流罪の事ありまた十五右〇同年五月辛巳從四位下文室朝臣名繼また卅一右〇同八月乙丑從五位下文室朝臣有眞十三三左〇同十年一月辛丑從五位下文室朝臣眞室また十六二右〇同十三年正月己酉從五位下文室朝臣海田麻呂文德寶錄十三左に天安二年正月丁巳散位從五位上文室朝臣海田麻呂卒海田麻呂者大納言從二位智努王之孫從四位下勳三等大原之第五子也弘仁中入仕校書殿俄而爲常陸大掾後爲主水正天長始遷爲左馬大允類遷爲民部大頭八年正月叙從五位下爲紀伊守更遷爲伊豫介還爲彈正少弼承和三年叙從五位上後爲石見守卒時年六十九同三十七左に仁壽元年十一月甲午に從五位下文室眞人眞文同七三右に仁壽元年八月己巳授右近衛將監正六位上文室朝臣道世從五位下拜陸奥鎮守將軍同十一左〇天安二年正月庚子正六位上文室朝臣高岑三代寶錄三十八左に貞觀元年十二月廿一日從五位下文室眞人益善また四卅一左同二年十一月十六日正六位上文

室眞人廿樂麻呂四三十二右に同二年十一月廿六日從五位下文室眞人廣子六五左同四年二月十四日從五位下文室朝臣好雄八に六右正五位下典藏文室朝臣御井子また二十右同六年二月五日右京人文室眞人武庫麻呂卅三十三右に元慶二年四月四日文室眞人有房この人出羽雄勝城司たりし事みゆなどありさて此氏に眞人姓なるは混れなければ朝臣姓なるも多かるは別族もあるべければよく正して考ふべきなり

**豊野眞人天武天皇皇子淨廣壹高市王之後也續日本紀合**

續紀に天平寶字元年閏八月癸亥從五位下出雲王篠原王尾張王无位奄智王猪名部王賜姓豊野眞人とあり此氏は高階眞人の條に澤野あり續紀廿五十三右に天平八年九月丙午從五位下豊野眞人尾張廿七十四左に天平神護二年九月丙子從五位上出雲廿七廿一左に同年十二月癸巳從五位下奄智こはみな上にみえし尾張王出雲王奄智王なり廿七廿一左同上に正六位上五十戸日本後紀十二十右に延暦二十三年六月壬子從五位下村五十戸と村とは兄弟なるべし然らば五十戸は佐登と訓べく里と村と相並べる名と聞ゆ二十十八左に弘仁元年十一月戊午正六位上仲成などみゆ



山城國皇別  
三國真人、繼體、皇子、椀子、王之後也、日本紀合、

この氏左京皇別の條に云り

大和國皇別  
酒人真人、繼體、天皇、皇子、兔王之後也、日本紀合、

繼體紀に、菟皇子、是酒人、公之先也、舊事紀に、菟皇子、酒人、公祖とみえ、同紀下に、十三年冬十月己卯朔、酒人、公賜姓曰真人とあり、この酒人は、既にも云る如く、掌酒の職號を氏に負しなり、續後紀に、承和六年秋七月丙午、大和國人酒人、真人、廣公等、一烟改本居貫附右京五條二坊といへり、氏は後紀廿二嵯峨に、正六位上酒人、真人、人上、類聚符宣抄に、寛仁元年、正六位上行左少史酒人、真人、明義、除目大成抄、長久五年、伊豫大掾酒人、真人、重成などあり、拾芥抄に、酒人真人とみゆ、未定雜姓(右京)に、酒人、小川真人も、兔王之後とあり、神名式に、參河國碧海郡酒人神社みえ、今坂戸村にあり、隣邑に小川村あるは、此氏に由縁あるか如し、

攝津國皇別  
爲奈真人、宣化、皇子、火焰王之後也、日本紀合、

この氏右京皇別爲名真人の條に云り、



新撰姓氏錄考證卷之一終

新撰姓氏錄考證卷之二

常陸 栗田 寬 著

左京皇別上

起源朝臣靈新田部宿禰四十二氏

源朝臣源朝臣信年六(腹廣井氏弟源朝臣弘年四(腹上毛野氏弟源朝臣常年四弟源朝臣明年二(以上二人腹飯高氏妹源朝臣貞姬年六(腹布勢氏妹源朝臣善姬年二(腹百濟氏信等八年(以上二人腹當麻氏妹源朝臣善姬年二(腹百濟氏信左京一條一坊即以信爲戶主

こは、何れも天皇の皇子たちに賜へるものなり、享祿本類聚三代格、弘仁五年五月八日の詔に、詔朕當揖讓纂踐天位、德愧睦途、化謝覃遠、徒歲序屢換、男女稍衆、未識子道、還爲人父辱、累封邑、空費府庫、朕傷于懷、思除親王之號、賜朝臣之姓、編爲同籍、後從事於公出身之初、一叙六位、唯前號親王、不可更改、同母後產、猶復一例、其餘如可開者、朕殊裁下、



夫賢愚異智、願育同恩、朕非忍絕廢體、餘分析枝葉、固以天地惟長、皇王遞興、豐饒康樂於一朝、忘彫弊於万代、普告内外、令知此意、とあり、この文は、河海抄にも見えたり、(八日は甲寅、扱丁卯云々、是日、公卿奏狀、奉今月八日、詔書、你歳序屢換、男女稍衆、未識子道、還爲人父、辱累封邑、空費府庫、思除親王之號、賜朝臣之姓、編爲同籍、從事於公、出身之初、一叙六位、階下則誓承基窮、神聞化愁、猶垂顧彫弊、降除王號、抑恩期長、久斯誓計、天下未有臣等見之矣、階下以下文字、僂誤多くて讀ときかたし、後に善本にて校訂すべきなり)唯我國家、聖緒一統、初无五運、君臣之位、自然名定、若除親王之號、叙庶人之位、託封邑之費、累枝葉之曹、恐後世之有識、謂前時之不穩、狂言聖擇、不敢不奏、謹以申聞、不許之、(不は衍字なるへし)とみゆ、日本後紀、弘仁三年六月戊午、皇子源朝臣信、弟弘常、明女貞姫、深姫、全姫、善姫等八人、貫附左京、この時姓を賜へるは、姓氏錄には、八人とあれど、男女すべて卅人なりしにや、河海抄桐壺卷に、弘仁五年五月八日、遂下明詔、男女都屬卅人、初賜源氏朝臣姓、其名男皆用一字、其爵女同叙從四位とみゆ、こは本書に、嵯峨弘仁源氏本系序(源順作)とあれば、其書中の文なるべし、次に信(北邊大臣、母廣井氏)、弘(廣幡大納言、母上毛野氏)、常(東京右大臣、母飯高氏)、寬(四條大納言、母安倍氏)、明(横川宰相、母同常大臣)、貞姫(正四位下、母布勢氏)、深姫(忠仁公室、母當麻氏)、全姫(尙侍、母同深姫)、また源氏本集、上

云、嵯峨御後(弘仁寬平元年十二月廿三日、初定七代源氏年爵次、策弘仁、承和、天安、貞觀、元慶、仁和、寬平是也)この頭書に、善姫、母百濟氏、弘仁五年五月八日、賜源氏始也、皇子卅六人、賜源氏姓、皇女十七人、

尊卑分脉の源氏系圖に、嵯峨天皇の皇子、信、弘、常、寬、明、定、鎮、生、安、清、融、勤、勝、啓、繼、いつれも源姓を賜へり、融の子昇、その子武藏守、その子宛、號箕田源二、その子綱、源賴光四天、王内舍人、渡邊黨徒、號渡邊源吾とあり、渡邊系圖に、仕の子敦、淺羽本には宛に作る、左將淨子、號箕田源次、武藏國足立郡内箕田郷、云所被流罪、其後一字名、號箕田也、云々、綱の子久、鎮西、松浦之祖、綱九世の孫省、渡邊播磨次郎、保元合戰時、賴政一味、その子競あり、久の裔に、赤田氏あり、

赤田氏は、久の八世の裔に等と云者あり、越後赤田保の地頭たりしにより、赤田と稱せり、

瓜生氏は、太平記(瓜生舉旗條)に、さる程に、先帝は吉野に御座在て、近國の兵馳參る由聞えければ、京都の周章は申に及はず、諸國の武士も又天下穩ならじと、安き心も無りけり、此事已一兩月に及けれども、金崎の城には、出入絶たるに依て、知人も無りける處に、十一月二日の朝なきに、櫛川の嶋崎より、金崎を差て游物あり、水松和布をか



つく海士人か浪に漂ふ水鳥かご目を注て是を見れば、其には非ずして、亘理新左衛門と云ける者、吉野帝より成れける論旨を、髻に結付て、游くにてそ有ける。城中の人々驚て、急き開て見るに、先帝潜に吉野へ臨幸成て、近國の士卒悉く馳參る間、不日に京都を攻らるへき由、載られたり、寄手は是を聞て、此際隠しつる事を城中に早知られぬと、安からず思へば、城の中には援の兵共、國々に出來て、今に寄手を追拂はめと、喜悅の心身に餘れる中にも、瓜生判官保、足利尾張守高經の手に屬して、金崎の攻口にあり、其弟兵庫助重、彈正左衛門照、義鑑房三人は、いまた金崎へは向はで、柚山の城に在けるが、去月十一日新田の人々の北國へ落られたりし時、義鑑房が隠し置たりし、脇屋右衛門佐の子息式部大輔義治を大將として、義兵を舉んと、日々夜々に巧ける。云々、宇都宮も天野も云々、さらは懸て、柚山へ歸て、旗を舉んと評定しける。云々、瓜生判官云々、宇都宮天野相共に深山寺の關所を事故なく通てけり、瓜生判官柚山に歸りければ、三人の弟共大に悅て、懸て式部大輔義治を大將として、一月八日飽和社の前にて、中黒の旗を舉ける程に、去十月坂本に落下ける軍勢、此彼に隠居たりけるか、此事を聞て、いつの間にか馳來りけん、程なく千餘騎に成にけり、又越前府軍條判官か弟林次郎入道源琳、同舍弟兵庫助重、彈正左衛門照三人云々、ごあるによりて、

瓜生氏の何れも一字の名を用るは、決めて嵯峨源氏の裔なればなるへし、さて瓜生氏にて、足利に屬せしは、同書三角入道、屬直冬條、越後守師泰、石見國へ發向す。云々、六千餘騎の兵の中より、世に勝れたる剛の者えり出すに、云々、瓜生源左衛門云々、那珂彦五郎二十七人をぞすくりたる、ごあるもの是なり。

良峯朝臣、從四位下、良峯朝臣、安世、是皇統、彌照天皇(諡桓武)御子也、從七位下、百濟宿禰之繼、爲女孺、而供奉、所生也、延曆二十一年十二月二十七日、特賜姓良岑朝臣、貫於左京。

良岑は、山城國乙訓郡にあり、山城志に、小鹽山小鹽、亘大原山西諸峯、有善峯、長峯、岩藏等別名、また善峯寺、在小鹽村上方とある地名を氏に負りしなり、安世は、公卿補任、天長七年七月戊寅の條に、大納言正三位良峯朝臣安世薨、皇統彌照、天皇、々子、母、女孺、從七位下、百濟、宿禰、永繼、所生焉、少、好鷹犬、事騎射、自餘、技藝、皆稱多能、比及成立、始讀孝經、捨書而歎曰、名教之極、其在茲乎、能書、解音樂、延曆二十一年十二月、特賜姓良岑朝臣、貫右京、大同二年、任右衛士大尉、三年、任左衛士大尉、四年、任右近將監、叙從五位下、任右近衛權少將、又轉右近衛少將、任雅樂頭、弘仁元年、兼丹後介、任權右少辨、轉左少辨、任丹後守、兼但馬介、補藏人、叙從五位上、三年、叙正五位下、兼左衛門佐、四年、兼但馬守、五年、累加



從四位下、任右馬頭、止辨、遷左馬頭、任左兵衛督、遷左衛門督、六年任左京大夫、更改貫左京、七年任右大辨、兼美作守、任參議左衛門督、右大辨如元、兼近江守、十一年叙從四位上、尋叙正四位下、轉左大辨、止守十二年、叙從三位、任中納言、兼陸奥出羽按察使、十三年兼春宮大夫、十四年叙正三位、兼右近衛大將春宮大夫、云々、天長五年、任大納言、辭春宮大夫、薨時年四十六とあり、月をは省きてとらす、この文中に改貫左京の事は、後紀に、同年六月戊午、右京人、從四位下良岑朝臣安世、貫附左京、と云る是なり、氏は、續後紀に、嘉祥二年六月庚戌、越前守從四位下良岑朝臣木連卒、故大納言贈從二位安世朝臣第一男也、云々、また三代實錄に、元慶三年十一月十日乙丑、散位從四位上良岑朝臣長松卒、長松者云々、贈從二位安世之子也、云々、また貞觀五年四月十五日丁亥、從四位下行近江權守良岑朝臣清風卒、清風者大納言贈從二位安世第三子也、云々、また良岑系圖を考ふるに、宗貞も安世の子なり、文德實錄に、嘉祥三年三月丙午、左近衛少將從五位上良岑朝臣宗貞出家爲僧、宗貞先皇之寵僧也、先皇仁明天皇なり、先皇崩後、哀慕無已、自歸佛理、以求報恩、時人感焉、などみえ、紹運錄に、桓武天皇孫大納言安世子法名遍昭、元慶寺座主號花山僧正、ともあり、續後紀一に、(十八右)良岑朝臣高行、十八(二右)に、良岑朝臣正直、文德實錄七に、良岑朝臣親子、十一左に、良岑朝臣經世、三代實錄六(二左)に、良

岑朝臣惠子、良岑朝臣寛子、十四(二右)に、良岑朝臣直廿三(七右)に、良岑朝臣晨茂、卅二に、良岑朝臣晨有、同(九左)良岑朝臣嘉樹、卅六(十九右)に、良岑朝臣唯實、四十五に、良岑朝臣周子、四十七に、良岑朝臣遠年、五十に、時實などみえ、系圖に、宗貞の子玄理、始て尾張丹羽郡、々司となり、掠橋といひ、其子恒則の子美並、自延長至天曆、其子頼利の子惟頼、その子兄を季光と云ひ、この季光、正曆年中始寄進本家於法成寺、尾張國小弓庄本主也、改本姓良岑、同國寄進私領於上東門院勅旨田とあり、弟を惟光と云ふ、惟光の子惟季、其子季高、號立木田大夫、自保安至保延、弟長季といふ、季高の後立木田原池上、上野下野、羽黒、岩部、箱羽、前野と稱し、長季の後を前口和田、成海、前部、板社、長鹽と稱して、參河美濃信濃の三國に住めるが、あり、さて此系圖の後に、謹考丹羽郡譜代之證文、北者自烏倉山、南至于河口、河東條西條合二十三條也、此一郡内、敢無他人、所領件、調度文書雖有、度々燒失、少々相殘之處、去正曆二年二月十一日、又燒失畢、于時紀伊掾季光立、紛失狀、以件狀爲本公驗、相傳之濫觴、代々手繼明白也、爰季光舍弟小弓大夫惟光、以所領號小弓庄、奉寄進本家、於御堂關白家之時、位署仁良岑朝臣惟光、土令書進上之處、御堂殿被仰曰、良少將、少將は宗貞右少將たる由系圖にみえ、文德實錄に、左近衛少將といへるによりて云り、息長岑、立理、配流尾張國、後示蒙赦免卒、畢、以勅者子孫之所領、被成



御領被召仕之條頗有其恐速可改姓之由被仰出之間改稱惟光令寄進件庄勅者二字は誤りなるへし玄理より惟光まては五世なるを玄理と惟光と一人の如く云へるも誤りなり

長岡朝臣正六位上長岡朝臣岡成是皇統彌照天皇(諡桓武)之御東宮也多治比真人豐繼爲女孀而供奉所生也延曆六年特賜姓長岡朝臣貫於左京續日本紀合

長岡は續紀に(延曆三年五月)於山背國乙訓郡長岡村造長岡宮とある地名を負りて聞ゆ岡成は桓武天皇々子にして多治比真人氏の生る所なり豐繼は日本後紀に延曆十八年正月丁巳從五位下多治比真人豐繼とある是なり賜姓の事は續紀に延曆六年二月庚申勅賜岡成長岡朝臣また弘仁六年六月戊午右京人從五位下長岡朝臣岡成等貫附右京とみえ氏は三代實錄八右に大藏大丞長岡朝臣秀雄とあるのみなり

廣根朝臣正六位上廣根朝臣諸勝是光仁天皇龍潛之時女孀從五位下縣犬養宿禰勇耳侍御而所生也桓武天皇延曆六年特賜姓廣根朝臣續日本紀合

廣根は地名とも思はれず根は彌加婆彌などの彌にて那須國造碑文に其氏族の盛りなる由を廣氏尊胤と云るが如き意にて稱號なるべし廣根朝臣諸勝は光仁天皇の皇子にして女孀縣犬養勇耳の生る所なり勇耳は續紀に天應元年正月庚午授女孀無位縣犬養宿禰勇耳從五位下とある是なり其御母の氏賤しき故に氏を賜へるにや同書卅九(十四右)延曆六年二月庚申勅諸勝賜姓廣根朝臣とみえ日本後紀廿(四左)に弘仁元年九月丁未授正六位上廣根朝臣諸勝從五位下とあり久賀朝臣

久賀は舊事紀に天神立命山代久我直等祖とある久賀にて神名式に山城國愛宕郡久我神社などある地是なるべし日本紀略に弘仁九年五月癸巳四品明日香親王上表白云々伏乞除親王號賜朝臣姓云々不許とみえ八月甲戌四品明日香親王之男女王四人賜姓久賀朝臣とあり氏は續後紀に承和七年二月戊申以從五位下久賀朝臣三夏爲雅樂頭また三代實錄七(四左)に貞觀五年正月七日散位久賀朝臣三常從五位下などあり拾芥抄にも久賀朝臣と記せり

春原朝臣天智天皇皇子淨廣壹河島王之後也  
春原は何れの地名にや和名抄に遠江國菟原郡菟原阿波國美馬郡菟原郷丹波國多



紀郡榛原、卿神名式に伊勢國度會郡榛原神社、など由あるか考ふべし、日本後紀十三(三十三左)に、大同元年五月(丁卯)勅、天應元年有詔、從四位上五百枝、爲二世王、而延曆四年有罪、降貶、宜依先詔爲二世王、已卯、從四位上五百枝、王(續紀)天應元年二月丙午、三品能登內親王、薨云々、內親王、天皇之女也、適正五位下市原王、生五百井女、王五百枝、王、薨時年四十九、上表曰、臣稟、散樗之微質、恭天潢之末流、世依龍昇、位非才授、叨榮過分、奉國無効、喜懼交并、魂飛越、臣五百枝、往年運值、屯檢、忽放海南、自悲革命、永淪邊壤、而今猥蒙恩宥、重謁宸嚴、萬死百姓、臣幸已足、况復列昔日之周行、飛故年之華蓋、并躍之至、倍百恒情、但慮葵藿之誠、徒切止足之道、未申、若不自新、恐贖戚族、臣誠檢舊章、諸王自願、改爲臣姓、依請聽之、伏望改此皇親、就彼臣氏、被賜春原朝臣姓、伏冀沐霈澤、保終吉於一門、遠貽孫謀、榮宗枝於萬葉、無任懇情之至、謹至闕庭、奉表以聞、勅許之、とみえ、公卿補任に、天長六年十二月乙丑、參議正三位春原朝臣五百枝、薨、從五位上安貴王孫正五位下市原子、母平城天皇同胞妹也、天應元年八月、叙從四位下、十月任侍從、二年閏正月任美作守、六月兼越前守、任右兵衛督、延曆三年十一月、叙從四位上、任宮內卿、四年有罪、降貶伊豫國、宜依先詔爲二世王、二十一年六月勅、聽居府下、二十五年三月、上病彌留、召五百枝、王復本位、五月上表、請春原朝臣姓、許之、九月任讚岐守、弘仁二年五月、任宮內卿、六月、叙正

四位下、三年正月、叙從三位、五年正月、兼上野守、八月任左兵衛督、六年正月、兼下野守、七年正月、兼相摸守、八年四月、任右衛門督、十年三月、任參議、十一年正月、任治部卿、十四年九月、兼刑部卿、十二月遷右京大夫、天長二年七月、兼民部卿、三年正月、兼美濃守、五月辭民部卿、九月任中務卿、五年正月、叙正三位、七月上表辭職、許之、薨時年七十とあれば、五百枝王は安貴王の孫にして、市原王の子と見えたり、河島皇子は萬葉集二(卅一左)に、柿本朝臣人麻呂、献泊瀬部皇女歌、一首并短歌とあるを、或本曰、非河島皇子、越智野之時、献泊瀬部皇女歌也、とみゆ、其歌に、飛鳥明日香乃河之上、瀬爾生玉藻、下瀬爾流、觸經玉藻成、彼依此依、靡相之、嬌乃命乃、多田名附、柔膚尙乎、劔刀於身、副不寢者、烏玉乃夜床、母荒良無所、虛故名具、鮫兼天氣、留敷藻、相屋常念、而玉垂乃、越乃大野之、且露爾、玉藻者、涅打夕霧爾、衣者沾而、草枕旅宿、鴨爲不相、君故、反歌一首、敷妙乃、袖易之、君王垂之、越野過去、亦毛將相、八方とあり、氏人は嵯峨紀、弘仁十四年正月癸亥、正六位上春原朝臣永世、また淳和紀、天長十年正月乙未、正六位上春原朝臣廣宗、文德紀、仁壽二年正月、无位春原朝臣内子とみえ、上御靈、社別當藏本春原系圖に、天智天皇の皇子施基皇子の御子春日王、その子安貴王の子、市原王の子、春原五百枝(母能登內親王)の子、木工頭百根、その子豊足の子、豊祐の子、祐元(御靈社務若宮神主大僧正)その子祐海



の子祐光(本宮社務若宮預千手堂別當)の子孫、世々御靈の社務又若宮神社となり、法印職にて家を小栗栖と云り、祐海の弟豊根の後小野と稱し、豊根の弟豊業の裔を小栗栖また錦部なども云へり、  
惟原真人、

惟原は、古禮波良にて、地號にはあらず、稱號なるべし、三代實錄に仁和元年二月十五日辛丑、左京人大舍人助正六位上氏宗王男峯良、峯安、峯依、峯永、正六位上氏也、王男俊實、正六位上濱並王男有相、正六位上彌並王男善益、秋實、秀範、春淑、正六位上富貞王男恒並、恒世、今恒、淨恒、良並、恒身、恒秀等十九人、賜姓惟原朝臣、其先出自田原天皇之後春日親王也、とみえしのみなり、春日親王は、天智の皇子施基皇子の御子なり、淡海朝臣、

同じ大友皇子の末ながら、真人姓を賜はらで、朝臣の姓を賜へるがありしなり、三代實錄二十三(八左)に、貞觀十五年五月廿九日壬辰、左京人河内大掾正六位上淡海、真人濱成、散位淡海、真人高主、内豎淡海、真人秋野、淡海、真人最弟、蔭子從八位上淡海、真人安江、正六位上永世、真人志賀、永世、真人仲守、右京人文章生正八位上永世、朝臣有守、蔭子正六位上永世、朝臣宗守等九人、並賜姓淡海朝臣、其先、大友皇子之苗裔也、とあり、氏人族なるべし、

### 三原朝臣、天武天皇皇子一品新田部王之後也、

は、三代實錄四十四に上にみえし永世、有守、事を以從五位下行備後介淡海、朝臣有守、爲筑後守とあるのみなり、又永世の氏は、類聚國史弘仁十三年に正六位上永世朝臣公足、また左經記に、弘仁十三年大外記永世、宿禰公足と云へりとみゆ、宿禰姓も同族なるべし、

三原は、和名抄に淡路國淡路郡三原美波郷とある地名を負しにやあらん、三代實錄三(九左)に、貞觀元年九月五日丁巳、左京人散位從五位上高原王、賜姓三原朝臣、高原一品新田部、親王之後也とあり、氏は、日本後紀八(四右)〇延曆十八年二月庚辰に、從五位下三原朝臣弟平、爲内藏助、續後紀三(四左)〇承和元年正月丁卯に、參議正四位下兼行相模守三原朝臣春上、また第五(二左)〇承和三年正月戊申に、三原朝臣數子、文德實錄三(二右)〇仁壽元年正月甲申に、從五位下三原朝臣朝主、爲能登守、三代實錄二(二左)〇貞觀元年正月に、散位從五位下永道、爲伯耆守などあり、

### 永原朝臣、天武天皇皇子淨廣壹高市王之後也、續日本紀合、

永原は、何れの國の地名にや考へず、日本後紀十七廿五に、大同三年十二月丙辰、從五位上藤原朝臣子伊太比、從五位上藤原朝臣惠子、賜姓永原朝臣、とある藤原は疑しけ



れど、此氏と聞ゆ、氏人は、類聚國史九十九、大同三年十一月甲午、從五位下永原朝臣最  
弟麻呂仁明紀四、承和二年正月癸亥、に從五位下門繼貞主、承和六年三月庚戌、從四位  
下真敏、又十二、同九年八月己丑、從五位下末繼、清和紀、貞觀十年十一月十六日、正六位  
上肥前介永原朝臣永峯、などあり、また史官記、天慶元年九月、右馬權大允永原祖扶朝  
野群載に、天曆十年六月、駿河國益頭郡判官代永原忠藤、などあり、

豐岑真人、  
文室朝臣、

續後紀に承和七年六月乙巳朔、右京人正六位上磯原朝臣諸宗等廿八人、賜姓文室真  
人、十五年夏四月庚寅朔、五世无位春常王、六世正六位下田上王、正六位下春世王等三  
人、賜姓文室朝臣、並天淳中原瀧真人、天皇第二皇子二品長親王之後也、十五年以下の  
事、文德實錄仁壽三年八月辛未の條にもあり、何れか衍文なるべし、但五世六世の下  
に、王字ありて五世王正六位上とみえ、並以下の二十二字はなし、とあるは、日本後紀  
に、延曆廿四年二月乙卯、賜廣永王益永王等四人豐岑真人、と云る時の事なり、  
清瀧真人、  
續後紀十一(十五左)に、承和九年六月丙辰、右京人正六位上保雄王男長宗、廣宗、高枝等

五十人、賜姓清瀧真人、三品忍壁親王六世孫也、また同十年六月丙申、左京人從五位下  
春枝王之子六世岑王、是子女王、貞子女王、正六位上秋枝王之子六世正六位上令根王  
之子安繼王、清洲王、易野女王、五世正六位上永根王之子良長王、良雄王、良氏王、瀧子女  
王等十七人、賜姓清瀧真人、三品忍壁親王之別也、とみえしのみにて、ものにみえず、ま  
た清瀧朝臣と云ふ姓あるも、此同族にや、其氏人は、續後紀五(二右)に、外從五位下清瀧  
朝臣河根第十二、從五位下藤根、文德實錄第一(十五左)に、從八位上岑成、などあり、朝野  
群載に、天曆六年、出雲、押領使清瀧靜平とあるは、真人の族か、朝臣の姓なりしか、詳な  
らず、

御高真人、

續後紀十七(十二右)に、承和十四年秋七月甲申、左京人六世賀我王、七世真業王等十三  
人、賜御高真人姓、忍壁親王後也、とあるのみ、

橋朝臣、甘南備真人、同祖敏達、天皇皇子、難波皇子男、贈從二  
位栗隈王男治部卿從四位下美努王、美努王娶從四位下縣  
犬養宿禰東人女、贈從一位縣犬養橋宿禰三千代、大夫人、生  
左大臣諸兄、中宮大夫佐爲宿禰、贈從二位牟漏女王、女王適



贈太政大臣藤原房前生太政大臣永手大納言眞楯等和銅元年十一月己卯大嘗會二十五日癸未曲宴賜橘宿禰姓於大夫人天平八年十二月丙子詔參議從三位行左大辨葛城王賜橘宿禰諸兄

この橘朝臣は諸兄宿禰の外家なる縣犬養橘宿禰氏の橘宿禰姓を負しにて其橘は下文に引る如く三千代夫人の大嘗に仕奉りける時元明天皇其忠誠を嘉て橘を酒杯に浮べて賜ひし時復姓に橘宿禰と賜ひしより起れる氏也又縣犬養宿禰は姓氏錄に神魂命八世孫阿居太都命之後也とみえて神別の氏なり三千代夫人の傳は彼(縣犬養宿禰)條にいふを見るへし難波皇子の子栗隈王その子美奴王の三千代夫人に娶て生る子は葛城王即橘諸兄と佐爲王なるを紹運錄には難波皇子の子大俣王その子栗隈王とあるは本文と違へり續紀に天平八年十一月丙戌從三位葛城王從四位上佐爲王等上表曰臣葛城等言去天平五年故知太政官事一品舍人親王大將軍一品新田部親王宣勅曰聞道諸王等願賜臣連姓供奉朝廷是故召王等令問其狀者臣葛城等本懷此情無由上達幸遇恩勅味死以聞昔者輕境原大宮御宇天皇曾孫建內宿禰盡事君之忠致人臣之節創爲八氏之祖永遺萬代之基自此以來賜姓命氏或眞人或

朝臣源始王家流終臣氏飛鳥淨御原大宮御大八洲天皇德覆四海威震八荒欽明文思經天緯地太上天皇內修四德外撫萬民化及翼麟澤被草木後太上天皇後字復とあれど其誤著ければ訂して引り無改先軌守而不違率土清淨民以寧一子時也葛城等親母贈從一位縣犬養橘宿禰上歷淨御原朝廷下逮藤原大宮事君致命移孝爲忠夙夜忘勞累代竭力和銅元年十一月二十一日供奉舉國大嘗二十五日御宴天皇譽忠誠之至賜浮杯之橘勅曰橘者果子之長上人之所好柯凌霜雪而繁茂葉經寒暑而不凋與珠玉共競光交金銀以逾美是以汝姓者賜橘宿禰也而今無繼嗣者恐失明詔伏惟皇帝陛下光宅天下充塞八埏化被海路之所通德蓋陸道之所極方船之貢府无空時河圖之靈史不絶記四民安業万姓謳衢臣葛城幸蒙遭時之恩濫接九卿之末進以可否志在盡忠身隆降闕按降は終の誤なるへし妻子康家夫王賜姓定氏由來遠矣是以臣葛城等願賜橘宿禰之姓戴先帝之厚命流橘氏之殊名萬歲無窮千葉相傳壬辰詔曰省從三位葛城王等表具知意趣王等情深謙讓志在顯親鮮皇族之高名請外家之橘姓尋思所執誠得時宜一依來乞賜橘宿禰千秋萬歲相繼無窮とみえ天平勝寶二年正月乙巳左大臣正一位橘宿禰諸兄賜朝臣姓また萬葉集六に天平八年十一月左大辨葛城王等賜姓橘氏之時御製歌橘者實左倍花佐倍其葉佐倍枝爾霜雖降益常磐之樹とあるも上の大



嘗の時の事なり、紹運錄橋諸兄の下に、號井手、左大臣、とみえ、鴨長明文字録に、昔の大臣と申ける人、その所に寺をたて、伊呂波字類抄に、梅宮末社一所は云々、一所は山城、國井手寺、内とあるは、是なるべし、くはいらうのうちに、山吹をうへて、花のさかりにうつして見るべきやうをかまへたり、かくやうの日に、わがとにあひてけり、その御ぞう太政大臣橋清友と申ける人、よみたまひける、かわづなく井手の山ぶき散にけり、花のさかりにあはましものを、氏人は史どもに數多あるが中に、續紀十二(十三左、天平九年)无位橋宿禰古那可智從三位、また同八月壬寅、中宮、大夫兼右兵衛率正四位上橋宿禰佐爲卒、上の佐爲王なり、また天平寶字元年正月乙卯、左大臣正一位橋朝臣諸兄薨、云々、大臣贈從二位栗隈王之孫、從四位下美奴王之子也、また諸兄の子に奈良麻呂あり、君側を清めむと謀りて殺さる、其當時のさまを考ふるに、孝謙天皇、天平寶字元年六月甲辰、先是、去勝寶七歲冬十一月、太上天皇不豫、時左大臣橋朝臣諸兄祗承、人佐味宮守告云、大臣飲酒之庭、言辭无禮、稍有反狀、云々、太上天皇優詔不答、大臣知之、後歲致仕、既而勅召、越前守從五位下佐伯宿禰美濃麻呂問、識此語耶、美濃麻呂言、曰、臣未曾聞、但慮佐伯全成應知、於是將勘問全成、大后慙、固請由是事遂寢焉、語具田村紀、至是從四位上山背王復告橋、奈良麻呂備兵器、謀圍田村宮、正四位下大伴宿禰

古麻呂亦知其情とあり、其七月戊申の詔に、大宮を圍む爲に、私兵を備ふる狂迷の徒ありと聞く、然らば國法已む事を得ずなりなん、己が家々門々祖名を不失して、勤しく仕奉れとあり、又大伴佐伯宿禰等波自遠天皇御世、内乃兵止爲而仕奉來、又大伴宿禰等波吾族爾母在、語同、心爾爲而、皇朝乎助仕奉、奉時爾如是醜事者、聞曳自汝多知、乃不能爾依、氏志如此、在良志、諸以明清、心、皇朝乎助仕奉、禮宣止とある、其日の夕、上道朝臣斐太都が黃文王、安宿王、橋、奈良麻呂、大伴古麻呂等と相謀り、一は精兵四百を以て田村宮を圍み、一は古麻呂美濃、關を塞く、と告るを以て、上の四人に鹽燒王を召し、謀反を詰り、拷掠鞠問し、黃文道祖古麻呂、多治比、饋養、小野、東人、賀茂、角足を杖下に殺し、佐伯大成、大伴古慈、斐を土佐信濃に流し、其與黨、或は獄中に死し、或は配流する由を記し、次に又勅陸奥、國守、令勘問守佐伯、全成、欺云、去天平十七年、先帝陛下、行幸難波、寢膳乖宜、于時奈良麻呂謂全成曰、陛下枕席不安、殆至大漸、然猶無立皇嗣、恐有變乎、願率多治比、國人、多治比、饋養、小野、東人、立黃文而爲君、以答百姓之望、大伴佐伯之族、隨於此舉、前將無敵、方今天下憂苦、居宅無定、乘路哭叫、怨歎實多、緣是議謀、事可必成、相隨以否、全成答曰、全成先祖清明佐時、全成雖愚、何失先迹、實雖事成、不欲相從、奈良麻呂云、見天下愁而述所思耳、莫道他人言畢、辭去、厥後、大嘗之歲、奈良麻呂云、前歲所語之事、今



時欲發如何、全成答曰、朝廷賜全成高爵重祿、何敢違天發惡逆事、是言前歲已忘、何更發耶、奈良麻呂云、汝與吾同心之友也、由此談說、莫道他、又去年四月、全成資金入京、于時奈良麻呂語全成曰、相見大伴古麻呂以否、全成答云、未得相見、是時奈良麻呂云、願與汝欲相見、古麻呂共至、弁官曹司相見、語話良久、奈良麻呂云、聖體乖宜、體多經歲序、闕看消息、不過一日、今天下亂、人心無定、若他氏立王者、吾族徒將滅亡、願率大伴佐伯宿禰、立黃文而爲君、以先他氏爲萬世基、古麻呂曰、右大臣、大納言、是兩箇人、乘勢握權、汝雖立君、人豈合從、願勿言之、全成曰、此事无道、實難事成、豈得明名、言畢、歸去、奈良麻呂、古麻呂、便留彼曹、不聞後語、勘問畢而自經、などありて、其事情をば忌て詳かに記されざる故、明了ならねど、聖武天皇いたく佛法を好み、諸國に國分寺を置き、金銅盧舍那佛を造り、平城大極殿を壞ちて、恭仁京を營み、又紫香樂宮を造りて、恭仁の造營を停め、東大寺を創め、内には僧立防内道場に住るの醜聲あり、外には藤原廣嗣が事あり、孝謙天皇位に即ち及て、紫微中臺を置きて、藤原、仲麻呂を紫微令とせしより、仲麻呂くさんく謀りごちて威權を恣にし、或は人をもて橘、諸兄の謀反を言しめて、終に致仕せしめるが、其ほごもなく、太上皇崩ましぬ、遺詔によりて、道祖王を皇太子とせられしも、諸兄薨後三日にして之を廢し、大炊王に其子婦を妻はして、儲貳としつるなど、みな

仲麻呂か權謀に出たり、當時仲麻呂か意に、諸兄右大臣と雖も、皇族より出て名望あれば、之を除き、皇族の人々をも罪に陥れ、兼て上世以來大伴佐伯などの將家を退けて、兵權を奪ひ、己か欲情を逞うせんとするに在る事を、奈良麻呂深く憤り、朝廷の爲に其逆謀を未萌に挫かんと謀りしかど、王族は乳臭兒にして、事に暗く、大伴佐伯は、兵權ありて忠愍なれども、謀略に乏しく、奈良麻呂が議る所の人々も、或は仲麻呂の耳目爪牙なりければ、一網に打尽されしは、いとく遺憾ことなり、史に大伴古麻呂は如此云し、佐伯全成は此事無道と云しなどみゆれど、こは罪を奈良麻呂にのみ負はせて、大伴佐伯をば事よく我爪牙とせむとの羅織に出し事、又明かなるものをや、さて一時はかくてありしかども、仲麻呂事破れて後は、奈良麻呂の子清友が女、嵯峨天皇の皇后となり、仁明天皇を生奉りしより、朝廷の外家となり、其氏再興りけるに合せて、橘氏の神を祭る事なども始りき、橘氏の神とは、延喜式に、山城國葛野郡梅宮、坐四座、並名神、大月次新嘗とある是にて、續後紀五廿九右に、承和三年十一月壬申、酒解神若子命、小若子命に神位を授け、十年四月に上の三前と自玉手祭來酒解神を合せて、並名神に預らしむとみえて、次々に崇めたまへり、伊呂波字類抄に、梅宮云々祭事、仁明天皇母、文德天皇祖母橘、太后之氏神是也、太后者諱嘉智子、内舍人贈太政大臣



清友之女也、清友者、左大臣諸兄之孫、奈良麻呂之男也、云々、承和仁壽二代、以爲官、嗣、また此大后の事を、性敦慈愛、内外親戚、無遠近皆養護之、但於上議、則先賢能而後親戚、弘仁天皇及時大臣、皆欲以、大后弟之右大臣爲宰相、大后曰、恐天下以帝爲私於妾、固辭不聽、及諸親戚、非有材能勳勞、未嘗爲之請官爵、唯勸以才學、勵以德、行、仍立一院、以爲橋氏學書之處、今、學館院是也、といふ事も見たり、此後藤原氏盛なるに及て、橋氏の是定なども皆藤原氏にて掌る事となれり、それ等の事は、氏族考に記せれば、此には載せず、  
廣岡朝臣、  
三笠朝臣、  
有良朝臣、

續紀に、天平寶字元年閏八月癸亥、夫人正二位橋朝臣古那可智、无位橋朝臣宮子橋朝臣麻都賀、父正六位橋朝臣綿裳橋朝臣眞姪、改本姓賜廣岡朝臣、また同三年七月己巳、夫人正二位廣岡朝臣古那可智薨、正四位上橋宿禰佐爲之女也、天平勝寶九歲八月十八日、有勅賜姓廣岡桐尾とあり、廣岡は地名にや、和名抄に、播磨國佐用郡美作國勝田郡武藏國豊島郡などに、廣岡郷名あり、また續紀寶龜九年九月丁卯、詔賜橋宿禰綿裳、姓三笠朝臣とあるは、共に橋奈良麻呂の事によりて、姓を貶しめたまへるなるべし、

淡海朝臣、春原朝臣、同祖河島王之後也、

三代實錄に、貞觀五年八月十七日丁丑、无姓百姓安岑、春岑等二人、賜姓有良朝臣、貫附左京、安岑等自、歎云、安岑等、故從四位上橋朝臣清野男、安雄之子也、安雄剃髮爲沙門、安岑等被編伯父從五位橋朝臣廣雄戶籍、承和十二年、氏人等稱有嫌疑、削籍不齒、今請賜姓、定居爲編戶民、許之とあり、この有良は地名とも思はれず、いかなる義にやあらむ、  
淡海は、古事記(息長帶姫の段)の歌に、阿布美とあり、後に字を近江と改めたれど、氏は舊のまゝにて置れしとみゆ、和名抄に、近江國知加津阿不美とあるは、遠江國を止保都阿不三と云に對へて、後に云る名なり、春原朝臣は、次に擧るが如く、天智天皇、皇子河嶋王より出たれば、淡海も天皇の大宮所なるをもて、氏とせられしにやあらむ、河嶋王は、持統紀五年九月丁丑、淨大參皇子川島薨とみえ、母は色夫古娘、忍海造小龍女なり、日本後紀に、弘仁三年六月丙辰、左京人美作、真人豐庭等三人、賜姓淡海朝臣、三代實錄に、貞觀七年六月十六日乙丑、左京人六世无位三坂王、賜姓淡海真人、河島王子裔孫也とあり、此氏人は、後紀十三(桓武)に從五位下刑部少輔淡海朝臣、貞直、續後紀(仁明)十三に、從五位下左兵庫頭淡海朝臣、貞伴、十八に、從五位下淡海朝臣、弘岑などあり、美作真人豐庭に朝臣を賜へるは、いかなる故にや知りかたし、もと真人姓なるに、一等



を下して朝臣を賜へるは疑はし、  
**阿倍朝臣孝元天皇皇子大彥命之後也**、日本紀及續日本紀合、

古事記孝元段に、大毘古命之子建沼河別命者、阿部臣等之祖、書紀孝元紀に、大彥命是阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始祖也、とある阿倍は、決して地名なれ共、何地と云事詳ならず、駿河國に阿倍郡あり、大和國十市郡に安部村あり、又津國東生郡に安部野と云所もあり、是らの内にやあらん、猶よく尋ぬべし、(以上記傳とあれど、此らには非ず、伊賀の地名なるべく思はる、其伊賀國阿拜郡敢國津神社を三代實錄貞觀六年十月の條に、安部神、又和名抄同國阿拜郡を安部と訓たるにて、著ければ也、阿拜は舊は阿閉と云りし也、天武紀上に、元年九月丙申、車駕還宿伊勢桑名、戊戌宿阿閉、元明紀和銅四年春正月丁未、始置伊賀國阿閉郡新家、驛などみえしにて知るべく、大彥命の七族の内に、伊賀臣あり、阿倍の別氏阿閉臣ある旁縁あるをもて、決なく伊賀國なるを知り、宣化紀に、阿倍臣宜遣伊賀臣運伊賀國屯倉之穀、とあるも、其縁ある事と聞ゆるをや、崇神紀十年九月丙戌朔甲午、以大彥命遣北陸武淳川別遣東海とみえ、古事記(同段)に、故大毘古命者隨先命而罷行高志國爾自京方所遣建沼河別、與其父大毘古共往、遇于相津、故其地謂相津也、是以各和平所遣之國、政而

覆奏とあるが如く、其功烈北陸東海に被りし故に、其子孫も其地方に蕃衍て、御世々々に榮えたり、阿倍引田臣比羅夫が越國司となりて、屢蝦夷を征け、肅慎をも攘ひたるは、其故なるを思へ、景行紀に、次妃阿倍氏木事之女高田媛、この媛の生る皇子武國疑別は伊豫國御村別之始祖也とあり、顯宗紀三年、阿閉臣事代、銜命出使于任那、於是月、神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊有預鑄造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻、我當福慶、事代由是還京、具奏奉以歌荒、樺田、又夏四月、月神著人謂阿閉臣事代曰、云々、と同し、さまの事みえたり、宣化紀元年、阿倍大麻呂臣爲大夫、敏達紀十二年、阿倍目臣雄略紀三年夏四月、阿閉臣國見、更名磯特牛、謂樺幡皇女與湯人廬城部連武彥曰、武彥汚皇女而使任身、皇女は當時の伊勢の齋女なり、是にても、阿閉臣の伊賀に出し事を知るべし、また推古紀、阿倍鳥臣、阿閉臣大籠、舒明紀、阿倍麻呂臣など、擧げつくし難し、孝德紀に、天皇即位日、以阿倍内麻呂爲左大臣とみえしは、倉梯麻呂の事なり、天武紀十三年十一月戊申朔、阿倍臣賜姓曰朝臣とみえて、是より朝臣姓となり、文武紀に、大寶三年閏四月辛酉朔、右大臣從二位阿倍朝臣御主人薨などありて、左右大臣になれるをもて、其榮えたるを知るべし、同紀に、阿倍朝臣眞君を元明紀に、安倍朝臣眞君としるせし故は、阿倍安倍かよはしてかけるは、其故あるにあらず、桓武の御世より後は



安倍とのみにて、安倍とかけるとは最稀々なり、安倍引田臣は、齋明紀四年夏四月、安倍臣(關名)かくあれど下文に越國守安倍引田臣比羅夫とみえたるにて其名明らかなり、率船師一百八十艘伐蝦夷、齋田淳代二郡、蝦夷望怖乞降、於是勒軍陳船於齋田浦、齋田蝦夷恩荷進、而誓曰、不爲官軍、故持弓矢、但奴等性食肉、故持若爲官軍、以儲弓矢、齋田浦神知矣、將清白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上、定淳代津輕二郡、々々領、遂於有間濱召聚渡島蝦夷等、大饗而歸とみえ、其威力に畏れて、二百の蝦夷都に詣て、朝貢りし事みえ、又是歲、越國守安倍引田臣比羅夫討肅慎、獻生熊二、熊皮七十枚、また五年三月、遣安倍臣(關名)率船師一百八十艘討蝦夷國、安倍臣簡集飽田淳代二郡、蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、膽振銀蝦夷二十人、於一所而大饗賜祿、膽振銀、此云伊浮梨娑陸、即以船一隻與五色綵帛、祭彼地神、至肉入籠、時間苑蝦夷、膽鹿島苑穗名二人進、曰、可以後方羊蹄爲政所焉、肉入籠、此云之々梨姑問苑、此云塗尾字、苑穗名此云宇保那、後方羊蹄此云斯梨蔽之、隨膽鹿島等語、遂置郡領而歸、授道與與越國司位各二階、郡領與主政各一階、或本云、安倍引田臣比羅夫、與肅慎戰而歸、獻虜四十九人、また六年三月、遣安倍臣(關名)率船師二百艘伐肅慎國、安倍臣以陸奧蝦夷令乘己船、到大河側、於是渡島蝦夷一千餘、屯聚海畔、向河而營、々々中二人進、而急叫曰、肅慎船

師多來、將殺我等之故、願欲濟河而仕官矣、安倍臣遣船喚至、兩箇蝦夷問賊、隱所、與其船數、兩箇蝦夷便指隱所、曰、船二十餘艘、即遣使喚、而不肯來、安倍臣乃積綵帛兵鐵等、於海畔、而令貪嗜、肅慎乃陳船師、繫羽於木、舉而爲旗、齊棹近來、停於淺所、從一船裏出二老翁、廻行熟視所積綵帛等物、便換著單衣、各提布一端、乘船還去、俄而老翁更來、脫置換衫、并置提布乘船而退、安倍臣遣數船使喚、不肯來、復於幣路辨島、食頃乞和、遂不肯聽、據己柵戰、于時能登臣馬身龍爲敵、被殺猶戰、未倦之間、爲賊被殺己妻子、夏五月云々、また安倍引田臣(關名)獻蝦夷五十餘、なごあるにて、其功業思ふべし、といとく、皇威を耀したる雄々しき丈夫にてありけり、この引田は、式に大和國城上郡曳田神社、古事記朝倉段に、比氣多のわかくるすばら云々とも、引田部赤猪子と云もみえ、稱德紀、大和國人大神引田公足人などあるにて、大和の地名より出たること知るべし、續紀、慶雲元年十一月丙申、改從四位下引田朝臣宿奈麻呂姓、賜安倍朝臣養老四年正月庚辰、大納言正三位安倍朝臣宿奈麻呂薨、後岡本朝筑紫、太宰帥大錦上比羅夫之子也、また和銅四年十二月壬子、從五位下狛朝臣秋麻呂言、本姓是、安倍也、但當石村池邊宮御宇、聖朝秋麻呂二世祖比等古臣、使高麗國、因即號狛、實非眞姓、請復本姓、許之、また和銅五年十二月乙酉、從三位安倍朝臣宿奈麻呂言、從五位上引田朝臣邇閉、正七位上引田朝臣



東人從七位上引田朝臣船人從七位下久努朝臣御田次少初位下長田朝臣大麻呂无位長田朝臣多祁留等六人實是阿倍氏正宗與宿奈麻呂無異但緣居所更成別氏於理斟酌良可哀於今宿奈麻呂蒙天恩已歸本姓然此人等未嘗聖澤冀望各正別氏俱蒙本姓詔許之とあるにて別氏といふものは其居地の號を負ることなるを恐れ姓氏錄の序に枝別之宗特立之祖と云る枝別これなりまた養老元年八月庚午正三位安倍朝臣宿奈麻呂言正七位上池田臣萬呂本系同族實非異姓追尋親道理須改正請安倍池田朝臣姓許之とみえし池田は他田の誤なる事上に長田朝臣あるにて知るべし他田は敏達天皇の宮號を他田宮と申し書紀の同紀又持統紀に譯語田とかき神名帳に大和國城上郡に他田坐天照御魂神社あり此地と聞ゆまた續紀廿七(三左)に天平神護二年三月戊午伊豫國人從七位上秦里登淨足等十一人賜姓阿倍小殿朝臣淨足自言難波長柄朝廷遣大山上安倍小殿小鎌於伊豫國令採朱砂小鎌便娶秦首之女生子伊豫麻呂々々々々不尋父祖偏依母姓淨足即其後也日本後紀十三(十一左)大同元年春正月壬午左京人正七位上阿倍小殿朝臣眞直從五位下阿倍小殿朝臣眞出等賜姓阿倍朝臣弘仁三年夏四月壬寅右京人從七位上阿倍小殿朝臣眞直賜姓阿倍朝臣とみえたれば本氏の阿倍になれりしなり故これより後國史に此氏みえず此氏

人のものにみえしは續紀廿八(三右)に從五位下阿倍小殿朝臣人麻呂卅九(廿四右)に從五位下安倍小殿朝臣堺女後紀五(十三右)に外從五位下安倍小殿朝臣野守などのみなり小殿は地名とも聞えされば稱言にて乎止乃にやあらむ未だ考へ得ずされど上に阿倍小殿朝臣大家と云人名は小殿と云ふより縁語をもて大家とつけたるにもやあらむもしさらば許止乃なるべしまた弘仁三年二月辛亥左京人從五位阿倍長田朝臣節麻呂從七位上阿倍長田朝臣高繼等八人賜姓阿倍朝臣また續後紀八(十六右)に承和六年七月甲辰左京人外從五位下安倍宿禰眞男等賜姓御輔朝臣とある宿禰姓は他に見あたらねど同姓なるべし類聚符宣抄に延長三年外從五位下行左大史阿倍宿禰忠行ありなを此族より分れたる氏々いと多し其は

- 阿倍陸奥臣
- 阿倍安積臣
- 阿倍信夫臣
- 阿倍柴田臣
- 阿倍會津臣
- 阿倍媛島臣



阿倍磐城臣などある是なり阿倍陸奥臣は續紀に神護景雲三年三月辛巳陸奥國白河郡人外正七位上丈部子老賀美郡人丈部國益標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人賜姓阿倍陸奥臣とあり阿倍安積臣は同年陸奥國安積郡人外從七位下丈部直繼足賜姓阿倍安積臣寶龜三年秋七月丙申陸奥國安積郡人丈部繼守等十三人賜姓阿倍安積臣とみえまた信夫臣は陸奥國信夫郡人外正六位上丈部大庭等賜姓阿倍信夫臣また柴田臣は陸奥國柴田郡人外正六位上丈部島足賜姓安倍柴田臣また會津臣は陸奥國會津郡人外正八位下丈部庭融等二人賜姓阿倍會津臣また猿島臣寶龜四年二月癸丑下總國猿島郡人從八位上日下連淨人賜姓安倍猿島臣また磐城臣は續後紀承和十一年春正月辛卯陸奥國磐城郡大領外從五位下勳八等磐城臣雄公戸口廿四人男十四人女十人磐城臣貞道戸口十人男七人女三人磐城臣弟成戸口四人男三人女一人磐城臣秋生戸口三人男二人女一人賜姓阿倍磐城臣とみえまた陸奥臣と云ものありし事は同書承和七年二月癸亥陸奥國柴田郡權大領丈部豐主伊具郡擬大毅陸奥眞成等戸二烟賜姓阿倍陸奥臣嘉承元年五月辛未陸奥國白河郡大領外正七位上奈須直亦龍權大領外從七位下勳九等丈部宗成磐城團擬少毅陸奥丈部臣繼島權主政外從七位下丈部本成信夫郡擬主帳大田部目麻呂標葉郡擬少領陸奥

標葉臣高生伊具郡麻績郷戸主磐城團擬主帳陸奥臣善福色麻郡少領外正七位上勳八等同姓千繼等八烟賜姓阿倍陸奥臣また三代實錄に貞觀十二年十二月九日丙戌陸奥國安積郡人大田部今繼丈部清吉等十七人賜姓阿倍陸奥臣などあるこの陸奥は國名にとり安積信夫柴田會津磐城は陸奥國郡名により猿島は下總國の郡名にされるにてみな其地名を負りしなり此姓を賜へるかに丈部氏多きは姓氏錄に杖部造會加臣同祖とみえ會加臣孝元天皇々子大彥命之後也とあれば大彥命の裔なる事しるく日下連は姓氏錄に日下連阿閉朝臣同祖大彥命男紐結命之後也とみえ奈須直は那須國造碑に奈須直章提みえ國造本紀に武淳川別孫とあるにて其證明かなり但大田部は其出自を考ふべき由なしさて氏人は陸奥臣續後紀十に外從五位下勳七等阿倍陸奥臣豐主三代實錄十六に外從五位下阿倍陸奥臣永宗あり安積臣它に見あたらす信夫臣は續紀卅七に外從五位下安倍信夫臣東麻呂あり柴田臣はみえず會津臣は續紀四十に會津壯麻呂みえしのみなり磐城臣もみる所なし磐城國造於保磐城臣あれと神八井耳の流なれば別なり猿島臣は續紀卅七に外從五位下安倍猿島臣墨繩とみえしのみなり此氏の子孫の陸奥にかく多き事は大彥命その子建沼河別命の四道將軍の命をうけたまはりて北陸東海に及び阿部比羅夫



の如きも其功業ありし祖先の餘烈によりて、其地に遺され、越國司になりて、蝦夷を伐しも、故ある事なるは、いふまでもなく、天智紀に、前將軍後將軍等五人を遣して、百濟を救はしむる時も、阿倍引田比羅夫一人なり、又二年三月、前將軍、中將軍、後將軍六人を遣して、二萬七千人を率て新羅を伐しむる時も、比羅夫、臣後將軍の一人たり、吏部王記に、昔、安倍氏、先祖勅、令伐新羅、有功、大嘗會、報命、因奏此舞、故相傳、爲大嘗會舞云々、北山抄、大嘗儀の頭書にみえしは、此時の事なるべし、然るを寶物集、平康賴記に、神功皇后新羅國を討給て云々、神功皇后の責給ひける時、安倍氏を以て將軍とせり、其故に安倍氏の長者を召して、大嘗の殿に吉志舞を仰らる、今に斷る事なしと云るは、新羅を伐つと云より、如此も語り傳へたるかもしくは神功の時なるを、吏部王記にかへりて後の事の如くに記したるか、今詳には知りかたけれど、其威風の盛なりし舞にてありける事は、北山抄に、安倍氏奏吉志舞、とある分注に、五位以上引之、設床子等如前、作高麗亂聲、而進舞者廿人、樂人廿人、安倍吉志、大國三宅、日下部、難波等氏供奉、寬平記云、王四人着六位袍、關腋、打懸甲冑、執梓、承平記云、於舞臺、西奏之、引頭二人立臺下、舞人在前、々後端者服甲冑、在中間者、幞頭冠、末額、褐衣、襦袢、皆執楯、載舞、酣拔刀云々とあるにて、思ひやるべし、又その氏神は、いづこなるが本にや、きはめては云か

たけれど、神名帳に、大和國城上郡高屋安倍神社、三座並、名神大、月次新嘗、とある社は、大和志に、昔、櫻井谷村、安倍松本山にありしを、近き頃若櫻神社の傍にうつして、高屋明神といふとあり、又神名帳考證に、安倍山二許町、西有膳部村、また帳に同郡若櫻神社あり、この同族に、若櫻部朝臣みえ、又、曳田神社二座あるも、此氏によしあるべし、陸奥話記に、六箇郡之司有安倍、賴良者、是同、忠良子也、父祖忠賴、東夷酋長、威風大振、部落皆服、橫行六郡、劫略人民、子孫尤滋蔓、漸出衣川、外、不輸賦貢、無勤徭役、代々驕奢、誰人敢不能制之とみえ、この時なほ蝦夷を服從せしめし事は、天喜五年秋九月、進國解言上、誅伐賴時之狀、備、臣使金、爲時云々、甘說、奧地、浮囚、令興官軍、於是、鉤屋仁土呂志、宇曾利合三都、夷人、安倍、富忠、爲首發兵、將從、爲時、而賴時聞其計、自往陳利害、衆不過二千人、富忠設伏、兵擊之、嶮岨、大戰二日、賴時爲流矢所中、還島海、柵死とみえ、また今昔物語卷三十一、陸奥國安倍賴時行胡國空返語とある條に、今昔陸奥の國に、安倍賴時と云ふ兵有けり、其國の奥に夷と云者有て、公に隨ひ不奉して、戦ひ可奉と云て、陸奥の守源の賴義の朝臣責むとしける程に、賴時其夷と同心の聞え有て、賴義の朝臣賴時を責むとしければ、賴時か云く、古より今于至まで、公の責を蒙る者、其員有と云へとも、未だ公に、勝奉る者一人も無し、然れば我更に錯つ事無しと思へ共、此く責をのみ蒙れば、



敢て可通き方無し、而るに此、奥の方より海の北に、幽に被見渡る地有なり、其に渡て所の有様を見て、有ぬへき所ならば、此にて徒に命を亡さむよりは、我れを難去く思はむ人の限を相具して、彼に渡り住なむと云て、先づ大きな船一つを調へて、其れに乗て行ける人は、頼時を始て、子の厨河の二郎貞任、鳥の海の三郎宗任、其外の子共亦親しく仕ける郎等二十人許也、其の從者共亦食物など爲る者取合せて、五十人許一つ船に乗て暫く可食き白米酒菓子魚鳥など、皆多く入れ拈て、船を出して渡ければ、其の被見渡る地に行着にける、然れ共、遙に高き巖の岸にて、上は滋き山にて有ければ、可登き様も死りければ、遙かに山の根に付て、差廻て見けるに、左右遙なる草原にて、有ける、大きな河の湊を見付て、其の湊に差入にけり、人や見ゆると見ければ、人も不見えさりけり、亦た登へき所や有ると見けれども、遙なる草原にて、道踏たる跡も无かりけり、河は底も不知深き沼の様なる河にて、なむ有ける、若し人氣の爲る所や有ると、河を上様に差上げる程に、只同様にて、一日過き二日過けるに、奇異と思けるに、七日差上にけり、其れに只同様にて有ければ、然りとも何て河の畢无ては有むと云て、差上げる程に、廿日差上にけり、尙人の氣はひも无く、同様也ければ、卅日差上にけり、其時に怪の地の響く様に思えければ、船の人皆何なる人の有るに可有

らむと怖しく思えて、草原の遙に高きに、船を差隠して、響く様に爲る方を、草の迫より見ければ、胡國の人を繪に書たる姿したる者の様に、赤き物の口で頭を結たる、一騎打出、船の人此を見て、此は何なる者ぞと思て見る程に、其の胡の人打次き員不知出來にけり、河の鉉せうに皆打立て、聞も不知ぬ事共なれば、何事を云ふとも不聞えず、若し此の船を見て云にや有むと思へば、怖しく、彌隠れて見る程に、此胡の人一時許嘴合て、河にはらくと打入て渡けるに、千騎許り有らむと見えける、歩なる者共をば、馬に乗たる者共の高に、引付くつ、そ渡ける、早う此者共の馬の足音の遙に響きて聞えける也けり、皆渡り畢て後、船の者共、此の卅日許差上つるに、一所渡瀬と思しき所も無りつるに、此歩渡をしつるぞ、此こそ渡瀬也けれど思ひて、恐々つ差出て、和ら差寄せて見けるに、其も底ひも不知ぬ同様に深かりければ、此も渡瀬には非さりけりと、奇異く思ひて、止にけり、早う馬の筏と云ふ事をして、馬を游かして、渡ける也けり、其れに歩人共をば、其馬共に引付けつ、渡しけるを、歩渡と思ける也けり、然て船の者共、頼時より始て云合せて、極く此く上ることも、量も無き所にこそ有ければ、亦然らむ程に、自然ら事に値なは、極て益無し、然れは食物の不盡ぬ前に、去來返なむと云て、其より差下て、海を渡て本國に返にける、其後幾く程も不經して、頼時は死にけ



り然れば胡國と云ふ所は唐よりも遙かの北と聞つるに陸奥の國の奥に有夷の地に差合たるにや有らむと彼の頼時か子の宗任法師とて筑紫に有る者の語けるを聞繼て此く語り傳へたるをやとあるにて其ありさまを見るべし頼時の子に貞任宗任あり貞任の子高星といふ者津輕藤崎に逃れて藤崎城主となる是より藤崎と稱す其裔に白鳥行方など云ふものありまた安藤系圖に厨川鳥海黒澤尻北浦等の氏あり其後に安藤氏あり安藤を藤字あるによりて藤原氏の如く思ふは非説なり其は藤崎系圖に貞任の子高星津輕藤崎に逃れ其子堯恒安東太郎とあるにて安は安倍の安にとり藤は藤崎の藤をとれる事を知るべし保曆間記の下卷に元亨二年の春奥州に安藤五郎同又太郎と云者あり彼等が先祖安藤五郎と云は東夷の堅めに義時か代官として津輕に置きたりけるが末世此兩人相論する事あり高資長崎氏なり數々賄賂を兩方より取て兩方へ下知をなす彼等か方人の夷等合戦をす是に依て關東より打手を度々下す多く軍勢亡びけれども年を累ねて事行す承久三年より以來關東の下知する事少しも背く事なかりき賤き者までも御教書などを帶する事を輕しむる事憚りしに高資政道不道に行ふより武威もかろくなり世も亂れそめて人も背き始し基なりけり

布勢朝臣阿部朝臣同祖日本紀漏

布勢は和名抄に播磨揖保郡美作大庭郡因幡高草郡出雲仁多郡隱岐海部郡などにいつれも布勢郷みえ書紀安閑紀二年五月に紀國經瀧あり延喜式信濃更科郡越中射水郡新川郡出雲々々郡讚岐寒川郡に布制神社近江伊香郡に布勢立石神社ありていつれによれる地名にや詳ならず氏は孝德紀大化二年に富制臣天武紀朱鳥元年天皇崩御の條に直大參布勢朝臣御主人誅大政官事持統紀五年に布制御主人朝臣八年正月丙戌以正廣肆授直大壹布勢朝臣御主人云々増封二百戸通前五百戸並爲氏上續紀大寶元年七月壬申功臣の封を賜へる條に賜阿倍普勢臣御主人云々一百戸ともあれば阿倍朝臣より出て阿倍普勢臣とも云りしなりこの布勢朝臣の氏人續紀六十五右○和銅六年十二月己卯に從六位下布勢朝臣八廿二右○養老五年六月辛丑に從五位下布勢朝臣廣道九十左○同七年正月丙子正六位上國足十六十五右○天平十八年四月癸卯外從五位下多禰十七二右○同十九年正月丙申正六位上宅主十九九右○勝寶六年四月癸未遺唐判官正六位上人主廿二廿一右○天平寶字三年十二月丙辰從六位下小野廿三八左○同五年正月癸巳大和太掾正六位下清通同卅三六右○寶龜三年正月甲申正六位上清直同三十一右○同七月甲午正



六位上大海同四十(卅九左)○同十年正月戊辰正六位上田上後紀十三(廿二右)○大同元年三月壬午正五位下尾張麻呂廿二(三右)○弘仁二年正月丙寅正七位上全繼また(三右)○同三年正月丁卯正六位上勝成續後紀十九(三右)○嘉祥二年正月癸亥從四位上武藏子國史九十九○大同五年正月戊申正七位下仲島(弘仁七年正月癸酉)正七位上淨繼また(同九年正月戊子)正六位上海また(天長四年正月癸未)正六位上布施朝臣長人また(同八年正月癸卯)正六位上庭成文德實錄一(廿一右)○嘉祥三年五月甲午正六位上真吉三代實錄八(四右)○貞觀六年正月七日正六位上冬雄十二(同八年三月廿三日)從七位下真繼同三十(十九右)○元慶元年閏二月廿三日(丙匠大允正六位上安峯同四十一(六左)○同六年正月三日)正六位上園公四十八(十四左)○仁和元年十二月廿二日(少監物正六位上敏行)

穴人朝臣阿部朝臣同祖大彥命男彥背立大稻腰命之後也  
日本紀合

穴人は獸肉を調理て御膳に供ふる職なり古へは獸をシ、こよみまた猪鹿をもシ  
いど云り雄略紀二年冬十月癸酉幸于吉野宮丙子幸御馬瀨命虞人縱獵云々問群臣  
曰獵場之樂使膳夫割鮮何與自割群臣忽莫能對於是天皇大怒拔刀斬御者大津馬飼

是日車駕至自吉野宮云々入於後宮語太后曰今日遊獵大獲禽獸欲與群臣割鮮野饗  
歷問群臣莫能有對故朕賦焉皇太后知斯詔情奉慰天皇曰群臣不悟陛下因遊獵場置  
穴人部降問群臣云々嘿然理且難對今貢未晚以我爲初膳臣長野能作穴膾願以此貢  
天皇跪禮而受曰善哉鄙人所云貴相知心此之謂也皇太后視天皇悅歡喜盈懷更欲貢  
人曰我之厨人兔田御戶部眞鋒田高天以此二人請將加貢爲穴人部自茲以後大倭國  
造吾子龍宿禰貢狹穗子鳥別爲穴人部臣連伴造國造又隨續貢とあるにて穴人云  
ふ言の由を知るべく古の穴人氏は膳臣の別にて御膳に由縁あれば其職に仕奉り  
しものなり氏人は用明紀二年遣穴人臣麻呂於東海道使視東方濱海諸國境天武紀  
に納穴人臣大麻呂女擬媛娘生二男二女十年四月庚戌穴人造老賜姓曰連十三年十  
一月戊申朔穴人臣賜姓曰朝臣とあれば造姓なるも連姓なるもありしと見ゆ東大  
寺正倉院文書天平寶字二年八月越前國司牒に丹生團百長穴人黒麻呂續紀慶雲元  
年九月癸卯越前國献赤鳥云々獲瑞人穴人臣國持授從八位下並賜綿綿布銀各有差  
また天平寶字二年八月庚子朔正六位上穴人朝臣倭麻呂云々外從五位下日本後紀  
延曆十八年二月癸巳主菓餅從七位下穴人朝臣宮人假蔭入色改正還本特免其罪復  
本職續後紀承和三年三月己巳伯耆國人陰陽師穴人首王成賜姓春苑宿禰國牽天皇



第一皇子大彥命、苗裔也、また承和七年六月癸丑、若狹國人外從五位下、穴人朝臣恒麻呂散位正六位上、穴人朝臣繼成等、改本居、貫附左京七條二坊、とみえ、若狹國大飯郡大島、村長樂寺古文書に、天元元年、建立願主、穴人氏影、平戸記、寛元三年五月八日、圖書允穴人時隆などあるを推わたして考ふるに、古の氏は、若狹越前の地方に蕃りしとみゆ、其は大彥命の北陸道を平けたまへる功業によれるは、いふまでもなく、若狹國造の膳臣より出たるなどの由縁ありと聞えたり、和名抄、駿河國駿河郡穴人郷あるは、此氏に由縁ありや、未だ考へず、此氏は、廢帝紀、天平寶字二年八月庚子、正六位上、穴人朝臣倭麻呂、光仁紀、寶龜元年十二月丙辰、從五位下、穴人朝臣繼麻呂、嵯峨紀、弘仁二年閏十二月乙卯、正六位上、穴人朝臣高志、仁明紀、承和十二年正月丁卯、丙敷坊倡女、穴人朝臣貞刀、自文德紀、仁壽三年三月丁酉、正六位上、穴人朝臣繼成、清和紀、貞觀六年正月甲午、右少史兼明法博士、穴人朝臣永繼、光孝紀、仁和三年正月辛巳、丙膳典膳穴人朝臣淨雄、壬午、穴人朝臣有子、

高橋朝臣、阿倍朝臣、同祖、大稻與命之後也、景行天皇、巡狩東國、供獻大蛤、于時天皇喜其奇美、賜姓膳臣、天淳中原瀛真人、天皇諡天武、十二年改膳臣、賜高橋朝臣、

高橋は、崇神紀に、八年夏四月、高橋邑みえ、神名式添上郡高橋神社ありて、今も八條村薦枕川の東にありと云るは、武烈紀に影媛の歌、拖箇播志と云る是なるべし、景行天皇の朝に膳臣を賜へる事は上に云るが如し、十二年改膳臣、賜高橋朝臣と云ことは、書紀には見えず、故記傳に朝臣姓を賜し時も、なほ膳と記され、其後持統紀五年、十八氏を擧たる處にも、なほ膳部とあり、但中臣連を藤原氏と云ことも、天智御代よりのことなりしかども、天武御世に、朝臣姓を賜し處には、なほ中臣とある例と同しく、此もそのほど既に高橋とも云しにやあらんと云れたれど、太子傳玉林抄に引る姓氏錄にも、磐鹿六雁十世之孫小錦上國益天淳中原瀛真人、天皇諡天武、御世改高橋朝臣、姓三世孫五百足男、從八位上、犬養次鷹養裔孫、從五位上祖麻呂、從七位下石島等也、(全文は膳臣之條に引けり)とあるにて、天武の御世に高橋姓を賜へる事いとよく知られたり、氏は、續紀(文武紀)二年七月癸未、以直廣肆高橋朝臣嶋麻呂、爲伊勢守、また和銅三年正月壬戌、散位從四位下高橋朝臣笠間、四年十一月辛卯、正七位上高橋朝臣安麻呂、同五年三月辛未、從五位下高橋朝臣男足、授從五位下、卷八(養老二年正月庚子)に、正六位上高橋朝臣廣嶋、卷九(養老七年正月丙子)に、正六位上高橋朝臣嶋主、卷十(神龜五年五月丙辰)に、正六位上高橋朝臣首名、卷十五(天平十五年五月癸卯)に、正六位上



高橋朝臣國足(東大寺正倉院文書天平十七年造酒司解文に、外從五位下行正兼内膳奉膳勳十二等高橋朝臣國足とあり)十七(天平勝寶元年十一月丙辰)に正六位上高橋朝臣男河高橋朝臣三綱十二(天平寶字元年五月丁卯)に正六位上高橋朝臣子老同三年十一月丁卯爲内膳奉膳六年爲大膳亮七年爲若狹守廿一(十八右)に遣渤海副使正六位下高橋朝臣老麻呂同廿四左正六位上高橋朝臣人足廿五(一左)に高橋朝臣廣人三十四(寶龜八年正月庚申)に正六位上高橋朝臣祖麻呂卅七(延曆二年正月癸巳)に高橋朝臣船麻呂卅八(延曆四年正月癸卯)に高橋朝臣三坂また高橋朝臣御坂なごみえ(三坂御坂は同人なるへし)神護景雲二年二月癸巳勅准令以高橋安曇二氏任内膳司者爲奉膳其以他氏任之者宜名爲上(式部式にも内膳司長官除高橋安曇二氏次外爲上と云るも是れなり)本朝月令六月神今食條に引る高橋氏文云とて載せたる文に、太政官符神祇官定高橋安曇二氏供奉神事御膳行立先後事右被右大臣宣你奉勅如聞先代所行神事之日高橋朝臣等立前供奉安曇宿禰等更无所爭但至于飯高天皇御世靈龜二年十二月神今食之日奉膳從五位下安曇宿禰刀語典膳從七位上高橋朝臣乎具須比曰刀者官長年老請立前供奉此時乎具須比答曰神事之日供奉御膳者膳臣等之職非他氏之事而刀猶強論乎具須比不肯如此相論聞於内裏有勅判累世神事不

可更改宜依例行之自爾以來无有爭論至于寶龜六年六月神今食之日安曇宿禰廣吉強進前立與高橋波麻呂相爭挽却廣吉事畢之後所司科被于時波麻呂固辭無罪何共爲被是言上聞更有勅判上中之被科廣吉訖其後廣吉等妄以僞加附氏記以此申聞自得爲先因茲高橋朝臣等雖不敢披訴而憂憤之狀稍有顯出去延曆八年爲有私事各進記文即喚二氏勅問事由兼搜檢日本紀及二氏私記及知高橋氏之可先而事經先朝不<sub>忍卒改</sub>思欲令<sub>一</sub>先<sub>一</sub>後<sub>一</sub>彼此無憂雖未勅所司而每臨祭事宜知二氏遞令先後而今内膳司奉膳正六位上安曇宿禰繼成去年六月十一月十二月三度神事頻爭在前猶不肯進仍勅應遞先後之狀比來頻已告訖宜此度依次令高橋先而繼成不奉宣勅直出而退竟不供奉爲臣之理豈如此乎宜稽故事以定其次兼論所犯准法科斷者謹案日本紀卷向日代宮御宇天足忍代別天皇五十三年巡狩東國渡淡門是時聞覺賀鳥聲欲見其形尋之出海中仍得白蛤於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈高橋祖也以蒲爲手纏白蛤爲膾而進之故美六雁臣而賜膳大伴部檢其家記略同於此高橋氏預奉御膳之由也及輕島明宮御宇譽田天皇三年處々海人訕謔之不從命乃遣安曇連祖大濱宿禰平之日爲海人之宰是安曇氏預奉御膳之由也又安曇宿禰等歎曰御間城入彥五十瓊殖天皇御世己等遠祖大栲成吹始奉御膳者仍檢其私記文追注行下筆迹殊拙不庶字奸作之端



於是見矣、然則考之國史、求之家記、磐鹿六鴈委質於前、大濱宿禰策名於後、時經五代、歲逾三百、相去懸遠、更无可疑、先後之次、事已灼然、理須以高橋爲先、安曇在後、又繼成固執、僞記臨事、爭先恣意、遁去不供奉、不承詔命、無人臣禮、此而不正、何以懲後、仍案職制律、云對捍詔使、而無人臣之禮者、絞、名例律云、對捍詔使、而無人臣之禮者、爲大不敬、又云犯八扈獄成者、除名者、今繼成所犯、准犯依律、處絞刑、令除名、謹具狀奉聞者、奉勅宜宥其死、以處遠流、自餘依奏者、官宜承知、以爲永例、符到奉行、延曆十一年三月十八日とみえ、類聚國史に、此時の事を延曆十一年三月壬申、流内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國、初安曇高橋二氏常爭供奉神事、行立前後、是以去年十一月新嘗之日、有勅以高橋氏爲前、而繼成不遵詔旨、背職出去、憲司請誅之、特有恩旨、以減死とあるにて、高橋氏の食膳に預る事の大略を知るべし、除目大成抄五に安元二年の頃の事を志摩守正六位上高橋朝臣成季志摩守正六位上高橋朝臣時經などありて、高橋氏外不任之、また職原抄諸國の條に志摩は高橋氏爲内膳正者任之、仍他人不任之とあるは古事記神代卷に島之速贄を献る事みえて萬葉六三十九丁に御食國志麻十三五丁に御食都國神風之伊勢國乃國志麻は伊勢の國の内なりなど志摩國は古へより殊に御贄を献る國なるから高橋氏の内膳正たる者の掌る事と見ゆ、志摩國の御贄の事は三代

實錄元慶六年十月、また内膳式主稅式、また伊勢神宮の書類にもみえたり、されど其始を記せるもの未だ見當らず考ふべし、三代實錄貞觀六年二月二日己未、從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂卒、文室麻呂者在京人、本姓膳臣、又姓錦部、信濃國人也、五代祖膳臣金持娶信濃國人錦部氏女、生男倭、於是倭不尋本族、以母姓爲己姓、便作信濃國人、倭男美造病死、五男備、據正六位上彦公、以讀五經侍嵯峨院、天長五年改錦部、賜高橋朝臣、貫附左京膳與高橋同祖、故隨彦公、願賜之、彦公是文室麻呂之父也、文室麻呂之父以下七字印本になきを一本によりて補なへり、年九歲、事嵯峨太上天皇、云々、自教鼓琴、其伎日長、他教習者、無有相及、仍賜文室麻呂號、曰琴師、十六歲始加元服、便爲藏人、太上天皇崩後、仁明天皇徵爲藏人、尋拜爲常陸大掾、遷右兵衛大尉、有勅奉教鼓琴於諱、(光孝天皇)新王、本康親王、文德天皇齊衡四年、授外從五位下、貞觀元年十一月、授從五位下、爲次侍從、後拜越後介、不之任、卒、時年四十九、文室麻呂能琴之名、冠於當時、昔文德天皇及清和太上天皇、徵令侍殿上、爲師、學彈琴、歷仕四代、頗蒙寵幸、雖小道、有可觀者、殆近是歟、また續後紀、承和十一年正月庚子、正六位上高橋朝臣安曇雄外從五位下、十五、承和十二年正月甲寅、高橋朝臣清野、十七、同十四年正月甲辰、高橋朝臣祖繼、文德實錄五、仁壽三年正月戊戌、高橋朝臣安野、三代實錄、貞觀四年二月廿八日丁卯、攝津國河



邊郡人正六位上行内膳典膳高橋朝臣藤野等二人改本居貫左京職卷十二高橋朝臣  
技並十五(十三左)に前志摩守正六位上高橋朝臣繼善四十五(元慶八年五月乙酉)に従  
五位下行内膳奉膳高橋朝臣秋雄中右記大治二年正月廿日志摩守高橋經保伯家五  
代記永万元年七月廿七日志摩前司高橋經明永和大嘗記に内膳司奉膳高橋清原な  
ごあり

許曾倍朝臣阿倍朝臣同祖大彥命之後也日本紀漏

許曾倍は攝津志に攝津國島上郡古曾部とある地にて則この氏の本貫なるべし六  
字のまゝに古曾部訓べし氏人は孝德紀に阿倍渠曾倍臣(闕名)天武紀上に社戸臣大  
口(社戸は古曾倍と訓べきよし谷川士清も云りかくくさく文字をかへて記せる  
にはよしありし事なるべけれど考知りかたし)とあり天武の御世まで臣姓にて文  
德紀より朝臣の姓にいへれば天武以後に朝臣姓を給へりしなるべし文武紀(大寶  
元年六月壬子)に従五位上許曾倍朝臣陽麻呂聖武紀(天平三年正月丙子)に外従五位  
下許曾倍朝臣足人又卷十一(十一左)山陰道節度使判官巨曾倍朝臣津嶋(万葉集六に  
天平十年長門守巨曾倍朝臣對馬とみゆ此長門守たりしこと國史には脱てみえず)  
廢帝紀(寶字六年正月戊子)に従五位上巨曾倍朝臣難破麻呂とみゆ拾芥抄に此氏な

阿閉臣阿倍朝臣同祖

し出雲風土記(天平五年勘造の書なり)に島根郡大領外正六位下社部臣小領外從六  
位上社曾部石臣(一本に石臣を右臣とも石若ともあり)などあるも同姓なるべし  
阿閉は阿倍氏の條に既に云る如く伊賀國阿拜郡とある地名是なり孝元紀に大彥  
命是阿倍臣膳臣阿閉臣云々凡七族之始祖也とみゆ此氏は阿倍氏の別氏なれども  
全く別氏とも決めがたし唯一は阿倍と云ひ一は阿閉と書く事故あるべし阿倍は  
大毘古命の後阿閉は其子より分れたる故にもやあらむ古事記中卷孝元段に大毘  
古命之子云々次比古伊那許志別命此者膳臣之祖也といひて阿閉臣を云ざるは脱  
せしなるべし細井貞雄云姓氏錄に彦背立大稻(腰命)また背を瀬に腰を越とも與と  
も書るもありなどかければ比古世多都於保伊那許志命と訓べし名義思得がたし  
宣化紀に伊賀屯倉の穀を運すべき事を云れし事もあれば稻によりて負ひし號な  
るべし若くは稻與とかきし字の如く稻を載ありくものを稻與と云ひて夫を司る  
なへに大稻與もて號に負ひしならむと云りこはよき考なるに付て己尙考ふるに  
大嘗祭の神饌の御稻を運ぶ時の事を大嘗祭式に稻實卜部一人在中頭次造酒兒次  
御稻與(納稻布袋擔夫二人稻實公次載御膳案女八人云々)以上採要とある御稻與即



これにて、其御稻を炊きて造り奉るは、膳氏の職掌なるから、阿閉とも氏に負るにて、阿閉は御饗ならむも知るべからず、さらば阿閉は本居氏のいはれし如く、清音に訓べし、氏人は、雄略紀に、阿閉臣國見、更名、磯特牛、顯宗紀に、阿閉臣事代推古紀に、阿閉臣大籠など見えたり、さて阿閉、朝臣、阿閉、臣に大彥命之後也とあると、阿閉、臣、大彥命、男、彥瀨立大稻越命之後也とあるを合せて、同じ阿閉氏にも二派ありしなるべく思ふ、なり、敢石部と云氏も、此同族にて、敢は阿閉に同じく、敢の石部と云ふ氏と聞ゆ、東大寺正倉院文書、天平十二年、遠江國濱名郡租帳に、戸主敢石部左理、戸主敢石部夜爾倍、又戸主敢石部龍麻呂、戸主敢石部破、戸主敢石部龍麻呂、竹目麻呂、又新居、郷、戸主敢石部麻呂、戸主敢石部荒山、首岐波彌、黒人子虫、眞虫名、建麻呂、調麻呂、孔子、君人、竹麻呂、稻麻呂、又乎夜比、羊、智麻呂、又敢石部三島、戸主敢石部音麻呂、古麻呂、眞麻呂、小刀、白髮、又津築郷、敢石部百麻呂、戸主敢石部平知、又駿河國、天平九年、正稅帳に、敢石部角足、また御野國、加毛郡、半布里、大寶二年、戸籍に、中政、戸主敢石部族岸、臣目太、戸口八とありて、嫡子、小麻呂、次大麻呂、次黒麻呂、戸主、弟麻呂、佐子、身太など、見え、續紀寶龜六年、五月、癸巳朔、伊勢國、多氣郡、人外、正五位下、敢、磯部、忍國等五人、賜姓、敢、臣、また天應元年、五月、丁亥、尾張國、中島郡、人外、正八位上、裳、昨、臣、船、主、言、已、等、與、伊、賀、國、敢、朝、臣、同、祖、也、是、以、曾、祖、字、奈、已、上、皆、爲、敢、

臣、而、祖、父、得、麻、呂、庚、午、年、籍、謬、從、母、姓、爲、裳、昨、臣、伏、望、欲、蒙、改、正、於、是、船、主、等、八、人、賜、姓、敢、臣、また止由氣宮延曆儀式帳に、止由氣宮忌鍛冶内人敢石郡廣公三代實錄、貞觀三年十月廿八日戊辰に、尾張國人敢臣繼吉、敢臣宗貞等、歐殺宗貞兄敢臣繼雄、また十五年十二月廿七日戊午、伊勢國多氣郡人從五位下阿閉臣澤子、澤を一に次とあり、從七位下阿閉臣雄繼等、賜姓朝臣、其先出大彥命之後也、この大彥を印本に大彥とあるは、字體の似たるより誤れるものなる事著ければ、姓氏錄に據て訂して引り、また東大寺古文書、貞觀十三年八月廿五日の文に、大判官代阿閉望富、西宮記、天慶七年三月十四日九記に、主稅算師阿閉興時、權記に、正曆四年七月廿八日、相撲阿閉行時、神宮雜例集、(仁安四年三月十五日)に、御器長兼下有爾村刀禰敢、貞元、解、申、進、陳、狀、事、依、實、正、陳、申、御遷宮時、爲譜代者、天平賀役勤仕子細、狀、右、件、事、貞元爲敢氏之相傳職、任先例、可勤進也、抑、大中臣、一門、氏、人、不、被、兼、惣、刀、禰、之、職、志、天、無、被、供、奉、天、平、賀、勤、之、事、仍、注、子、細、進、陳、狀、以、解、な、ご、あ、り、此、に、有、爾、村、と、云、へ、る、は、多、氣、郡、有、爾、郷、と、て、あ、る、所、な、り、御、鎮、座、本、記、に、天、平、賀、隨、天、神、之、訓、土、師、物、忌、父、取、宇、仁、之、波、邇、造、天、平、倉、倉、敬、祭、諸、神、宮、別、八、十、口、柱、本、並、諸、木、本、置、之、是、則、天、下、泰、平、吉、端、諸、神、納、受、寶、器、也、と、み、え、寶、基、本、紀、に、も、同、し、様、に、記、し、た、り、其、根、原、は、神、武、天、皇、紀、に、天、神、の、訓、に、よ、り、て、天、香、山、社、中、の、土、を、と、り、て、天、平、倉、八



十枚并嚴瓮を造りて、天神地祇を敬祭し給へるに起れる也。延曆儀式帳雜例集を考るに、麻績部、磯部、敢、和爾部の氏人等此を造り調へ、大中臣の氏人も総刀禰職を兼て供奉し調進すと見えたり。今の有爾郷の土俗は彼阿閉氏の裔なるにや。年中數度の神事の時に朝夕の御饌調備の祭器なれば、古より連綿して今尙調進するなり。されど何れの頃よりか其制を失ひて、今は此事分明ならずと云り、いと惜らしき也。神宮に仕ふるものよく故實を明かにして、古へに回さまほしき事こそ思ゆる。

竹田臣阿倍朝臣同祖大彥命男武淳川別命之後也

竹田は、神名式に大和國十市郡竹田神社あり、大和志に、東竹田村この社ある由みえ、名所圖會に、同村猛田原と云もあり、姓氏錄竹田川邊連の下に、仁德天皇、御世、大和國十市郡刑坂川之邊有竹田神社と云る是なり。氏人は、權記、長保三年正月廿九日に、右衛門府生竹田種理、同三月廿二日に、竹田利成、二年に内藏允とあり、また除目大成抄(長德二年)に、中宮少屬竹田宿禰重理、類聚符宣抄、寬弘八年に、右大史竹田宿禰宣理などみえしは、此同族なるべし。清岑朝臣も、此の竹田氏より出たり。日本後紀、弘仁四年正月庚午、左京人從八位下竹田臣門繼等六人、賜姓清岑、宿禰續後紀、承和三年閏五月壬辰、左京人從五位下清岑、宿禰門繼、改宿禰賜朝臣、文德實錄、天安二年六月庚寅、正六

位上竹田臣一本に朝臣と作り、田繼、賜清岑朝臣、姓

奈須直

那須國造

那須は、和名抄に、下野國那須郡那須郷あるこれなり、那須を一本に須羽とあるは誤れり。那須國造は、國造本紀に、繼向日代朝御代、建沼河命孫大臣命、定賜國造とあり、此建沼河命は、古事紀(崇神段)に、此之御世、大毘古命者遣高志道、其子建沼河別命者遣東方十二道而令和平、其麻都漏波奴人等云々、故大毘古命者隨先命而罷行高志國、爾自東方所遣建沼河別、與其父大毘古共往、遇于相津、故其地謂相津也、是以各和平所遣之國、政而覆奉、とみえし人にて、大毘古命は、北陸地方を平け、其子建沼河別命は、東方十二道を平けて、父と相共に陸奥の會津にて出遇ひたりしなり、其十二道を平定けたりし功勳によりて、陸奥と下野の界なる那須の國造に封されしは、唯その武功を賞めたまへるのみにあらず、皇威を其國人に仰かしめむとの大御意なる事を思へ、古の天皇命たちはかゝる所に深く御意を用ひたまひしなりけり、此氏人は、那須國造、碑文に、飛鳥淨見原大宮那須國造大壹那須直、章提評督被賜、歲次庚子年(文武天皇の四年なり)正月二壬子日、辰節彌故、意斯麻呂等立碑銘、德云爾、この意斯麻呂



名張臣阿倍朝臣同祖大彥命之後也

は、韋提の子なるべし、また、續後紀、嘉祥元年五月辛未、陸奥、國白河、郡大領外正七位上、奈須直亦龍云々等八烟賜姓阿倍、陸奥、臣、亦を一本に赤ともあり、赤龍なるべし、  
名張は、和名抄に、伊賀、國名張、奈波利、郡名張、奈波利、郷これなり、伊賀、臣の北國に住けるより、支別れし氏人なる事知るべし、伊呂波字類抄に、名張、朝臣と云があるも、同族にやあらむ、

佐佐貴山君阿倍朝臣同祖

孝元紀に、大彥命、是阿倍、臣、膳臣、阿閉、臣、狹々城山君云々凡七族之祖也、とみえたり、神名帳に、近江、國蒲生、郡沙々貴、神社あり、此社、安土、又觀音寺山などに近き地なり、或書に云、佐々木神社、祭神四座、第一少彥名命、第二大鷦鷯尊、第三狹々城山君、是大彥命也、第四宇多皇子、敦實親王也、と云るは、いか、あらむ、少彥名命と云は、鷦鷯羽を衣としてとあるに因ての附會か、大鷦鷯尊と云も御名に因れる附會なるべし、さて後世の宇多源氏の佐々木族は、此地より出たれば、敦實親王は其族の後に合祭れるなるべし、和名抄に、同郡篠、筒郷あるは、是なるべし、此氏は、此地に居住る山君なり、山君とは、山を掌れる職にて、其職名の氏となれるなり、さて書紀、顯宗卷に、元年五月、狹々城山

君、韓、俗、宿、禰、事、連、謀、殺、皇、子、押、磐、臨、誅、叩、頭、言、詞、極、哀、天、皇、不、忍、加、戮、充、陵、戶、兼、守、山、削、除、籍、帳、隸、山、部、連、惟、倭、俗、宿、禰、因、妹、置、目、之、功、仍、賜、本、姓、狹々城山君氏とあり、古事記、安、康、段に、淡海之佐々紀山君之祖名韓、俗、白、淡海之久多綿之蚊屋野多在猪鹿、其立足者如、荻原指、舉角者如、枯樹云々とあり、かゝれば、韓、俗は、顯宗天皇の御世に至て、佐々木山君の姓を兼しめたまへるは、本より山君なりし故なり、さて同氏の倭、俗は、本の如く、此姓をたまへるなり、續紀に、此氏人、蒲生郡司なるも、續紀十五、十六、左、蒲生、郡大領、佐、佐、貴山、君、親、人、神、前、郡大領、佐々貴、君、足、人、卅八、廿一、右、近江、國蒲生、郡大領、佐々貴山、君、由氣比、然らぬも、彼此見え、文德實錄にも見え、三代實錄三十二にも、近江、國蒲生、郡大領、外正六位上、佐々貴山、公、是、野、授、外從五位下、以、獻、米、二、千、斛、穀、三、千、斛、助、國、用、也、とみえたり、皆倭、俗が子孫にぞありけむ、後の此氏人、倭、俗が子孫ならむには、此に韓、俗を、此氏の祖とあるは、いか、と思ふ人あらむか、凡て此氏の先祖の兄弟姉妹などを、皆祖と云る例なり、史官記、天慶四年十一月、左馬少屬、佐々貴、晴、樹、東、寺、文、書、承、平、二、年、正月廿一日、蒲生、郡安、吉、郷、字、土、田、庄、田、券、に、佐々貴、峰、雄、京、戶、佐々貴、豊、庭、郡、老、佐々貴、山、公、房、雄、朝、野、群、載、天、曆、十、年、官、符、に、近江、國、追、捕、使、佐々貴、山、公、興、恒、權、記、長、保、三、年、七、月、廿一日、加、賀、助、佐々貴、雅、恒、などあり、



膳大伴部阿倍朝臣同祖大彥命孫磐鹿六雁命之後也景行  
天皇巡狩東國至上總國從海路渡淡水門出海中得白蛤於  
是磐鹿六雁爲膾進之故美六雁賜膳大伴部

膳は加志波傳と訓む膳夫を云ふ古事記(神代)に水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御  
饗之時云々ともみえ繼體卷には供膳ともあり和名抄に大膳職於保加之波天乃豆  
加佐内膳司宇知乃加之波天乃官主膳監美古乃美夜乃加之膳天乃豆加佐とあり名  
義は先ついと上代には凡て饌を木葉に盛ける其葉をは何木にまれ總て加志波と  
云り故饌の事を執行ふ人を加志波傳とは云なり傳は手なり凡て物を造る人を手  
人と云ひ今世にも事を行ふ人を某手と云類多しかれば膳夫は即御饌の事を掌  
る官なりさて大伴部は景行紀に五十三年秋八月丁卯朔天皇詔群卿曰朕願愛子何  
日止乎冀欲巡狩小碓王所平之國是月乘輿幸伊勢轉入東海冬十月至上總國從海路  
渡淡水門是時聞覺賀鳥之聲欲見其鳥形尋而出海中仍得白蛤於是膳臣遠祖名磐鹿  
六雁以蒲爲手續白蛤爲膾而進之故美六雁臣之功而賜膳大伴部とあるこれなり  
さて書紀に賜膳大伴部とあるは此時此姓を賜へる如く聞ゆめれど然にはあらず  
數多の膳夫の伴部を六雁命の部下として率るしめ賜ふなり其伴部廣き故に大伴

部と云りさて此伴部を率掌る故に膳臣とは云なり正しく姓となれるは是より稍  
後なるべし姓氏錄高橋朝臣の條に景行天皇巡狩東國云々時に天皇云々賜姓膳臣  
といへるはまぎれつる傳なるべし(書紀に云々以下記傳)とあるに因て細井貞雄が  
說に磐鹿六雁命の末に膳氏を賜へるは舊職をとめられし後なるべしと云れば  
膳臣をたまへるは高橋朝臣の條にあるが如く正しく景行の御世なる事此它に一  
證を得たり其は太子傳玉林抄第九卷に姓氏錄第二卷云官秘抄云大膳職云々膳姓  
高橋姓事この段かならず脱文あるべし姓氏錄第八卷云高橋朝臣本系阿倍朝臣同  
祖大彥命之後也孫磐鹿六雁命大足彥忍代別天皇(證景行)御世賜姓膳臣十世之孫小  
錦上國益天淳中原瀛真人天皇(證天武)御世改高橋朝臣姓三世孫五百足男從八位上  
犬養次鷹養裔孫從五位上祖麻呂從七位下石島等也(已上勘文引之)とあるこれなり  
此文は今世に傳ふる姓氏錄第八卷には漏たり(高橋臣阿倍朝臣同祖大彥命之後也  
日本紀不見と云へる是れにや)故諸先輩も種々に疑はれしものなるべけれど此二  
つの證ある上に下に引る高橋氏文を合せ考へなむには景行御世の事と定めて宜  
しかるべし(細井貞雄又云磐鹿六雁を膳臣遠祖といふは後より古を云にて膳氏と  
云にはあらずと云なるも此證を得ざるによりて強たるなり)磐鹿六雁は大彥命孫



とあれば、伊那許志別命の子也古事記(孝元の段)に、大毘古命之子伊那許志別命、此者膳臣之祖也、とあるをも思ふべし、かくて此氏の事は、本朝月令、年中行事秘抄に引る高橋氏文に委しければ、此に引出て参考に備へむ、其文に云、掛畏、卷向日代宮御宇、大足彦忍代別天皇五十二年癸亥八月、詔群卿曰、朕願愛子、何日止乎、欲巡狩小碓王(又名倭武王)所平之國、是月行幸於伊勢、轉入東國、冬十月到于上總國安房浮島宮、爾時磐鹿六疋、命從、駕仕奉矣、天皇行幸於葛飾野、令御宿矣、太后八坂媛波、借宮爾、御坐磐鹿六疋、命亦留侍、此時太后、詔磐鹿六疋、命、此浦開畢、鳥之音其鳴、我久々欲見其形、即磐鹿六疋、命乘船到于鳥許、鳥驚飛於他浦、猶難追行、遂不得捕、於是磐鹿六疋、命詔曰、汝鳥戀其音、欲見貌、飛遷他浦、不見其形、自今以後不得登陸、若大地下居必死、以海中爲住處、還時願舳魚多追來、即磐鹿六疋、命以角弭之弓當游魚之中、即着弭而出、忽獲數雙、仍名曰頑魚、此今諺曰堅魚、今以角作釣柄、釣堅魚、此之由也、船遇潮、涸、天渚上爾居、互掘出止爲爾、得八尺白蛤一具、磐鹿六疋、命捧件二種之物、獻於太后、即太后譽給比悅給、互詔久甚味清造欲供、御食、爾時磐鹿六疋、命申久、六疋、命料理天將供奉止、白天安遣、喚無邪志國、造上祖大多毛比知々夫國、造上祖天上腹天下腹人等爲胎及煮燒雜造、盛天見河曲山、梅葉天高次八枝、爾刺作利見真木葉天、枚次八枚、爾刺作天取日影天

爲、纒、以、浦、葉、天、美、頭、良、乎、卷、採、麻、佐、氣、葛、天、多、須、峽、仁、加、氣、爲、帶、足、纏、乎、結、天、供、御、雜、物、乎、結、筋、天、乘、輿、從、御、宿、還、入、坐、時、爾、爲、供、奉、此、時、勅、久、誰、造、所、進、物、問、給、爾、時、太后奏、此者磐鹿六疋、命所獻之物也、即獻給比譽、賜天勅久、此者磐鹿六疋、命、獨我心耳、波非矣、斯天坐神乃行賜、倍留物也、大倭國者以行事、負名國、利、磐鹿六疋、命、波、朕、我、王子等、爾阿禮子孫乃八十連、屬爾遠久、長久、天皇我天津御食乎、齊、忌、取持天仕奉止、負賜天、則若湯坐連等始、祖物部意富賣布連乃佩大刀乎、令脫置天、副賜支、又此行、事者大伴立、雙天、應仕奉物止、勅天、日、堅、日、橫、陰、面、背、面、乃、諸、國、人、乎、割、移、天、大、伴、部、止、號、天、賜、於、磐、鹿、六、疋、命、又、諸、氏、人、東、方、諸、國、造、十、一、氏、乃、枕、子、各、一、人、令、進、天、平、次、比、例、給、天、依、賜、天、山、野、海、河、者、多、爾、久、々、乃、佐、和、多、流、波、加、美、良、乃、加、用、布、波、波、多、乃、廣、物、波、多、乃、狹、物、毛、乃、荒、物、毛、乃、和、物、供、御、雜、物、等、兼、攝、取、持、天、仕、奉、止、依、賜、如、是、依、賜、事、波、朕、我、獨、心、耳、非、矣、是、天、坐、神、乃、命、叙、朕、我、王、子、磐、鹿、六、疋、命、諸、友、諸、人、等、乎、催、率、天、慎、勤、仕、奉、止、仰、賜、誓、賜、天、依、賜、岐、是、時、上、總、國、安、房、大、神、乎、御、食、都、神、止、坐、奉、天、爲、若、湯、坐、連、等、始、祖、意、富、賣、布、連、之、子、豐、日、連、乎、令、火、鑽、天、此、乎、忌、火、止、爲、天、伊、波、比、由、麻、閉、天、供、御、食、並、大、八、洲、爾、像、天、八、乎、止、古、八、乎、止、咩、定、天、神、嘗、等、仁、供、奉、始、支、(但云安房大神爲御食津神者、今大膳職祭神也、今令鑽忌火、大伴造者物部豐日連之後也)以同年十二月乘輿從東還



坐於伊勢國綺宮五十四年甲子九月自伊勢還坐於倭、纏向宮五十七年丁卯十一月武藏國知々夫大伴部上祖三宅連意由以木綿代蒲葉天美頭良平卷寸從此以來用木綿副日影等葛天爲用矣自纏向朝廷歲次癸亥始奉貴詔勅所賜膳臣姓天都御食伊波比由麻波理天供奉來迄于今朝廷歲次壬戌並卅九代積年六百六十九歲(延曆十一年)また政事要略に引る高橋氏文に六鴈命七十二年秋八月受病同月薨也(六鴈命の七十二歳の時なり)時天皇聞食而大悲給准親王式而賜葬也於是宣命使遣藤河別命武男心命等宣命云天皇加大御言宣王子六鴈命不思保佐外爾卒上別命聞食迷夜晝爾悲愁給比川大坐須天皇乃御世乃間波平爾之相見佐奈波思保間爾別由介然今思食須所波十一月乃新嘗乃祭毛膳職乃御膳乃事毛六鴈命乃勞始成流所利是以六鴈命乃御魂平膳職爾伊波比奉天春秋乃永世乃神財止仕奉子孫等波長世乃膳職乃長上總國乃長淡國乃長定天餘氏波萬介太麻波天乎佐女太麻波牟若之膳臣等乃不繼在朕加王子等志他氏乃人等相波亂女之加佐乃國波六鴈命爾永久子孫等可遠世乃國家止爲止定天授分賜此波世過利違志此志平知太比吉久膳職乃内毛護守利太家思乃事等毛无久在女奈太戸度思食止宣不天皇乃大御命麻虛川御魂毛聞止太月申止宣太麻とみえたる

にて膳氏の膳職に仕奉れる事故いと明瞭なり天武紀に十三年十一月戊申朔膳臣賜姓曰朝臣とあれど此氏に朝臣の姓を云る氏人國史にみえず大氏は朝臣の姓なりしが既に絶て臣姓の族のみになりしなるべし神名式に大和國城上郡高屋阿倍神社あり志に若櫻神社側にあり昔櫻井谷村の安倍松本山にありとみえ其安倍山二許町に膳部村ある事神名帳考證に云り阿倍臣膳臣の祖神なるべし氏人は雄略紀に膳臣班鳩(班鳩此云伊柯屢餓安開紀に膳臣大麻呂欽明紀に膳臣巴提便また膳臣傾子(傾子此云阿拖部古此人を崇峻紀に膳臣賀拖夫とあるは假字にかけるなり)推古紀に膳臣大伴齋明紀に膳臣葉積天武紀に小錦中膳臣摩漏續紀に(景雲二年七月辛丑)正六位上膳臣大丘續後紀(承和十四年五月丙戌)膳臣立岡(若狭國人)日本靈異記上卷に藤原宮御宇天皇之代云々豊前國宮子郡少領膳臣廣國東大寺正倉院文書豊前國上三毛郡塔里大寶二年戸籍に膳臣廣賣三代實錄(元慶五年四月廿八日)に從六位下膳臣常道などみえまた膳大伴部の氏は續後紀(承和十五年六月己丑)に豊後國大分郡擬少領膳伴公家吉(大伴は弘仁十四年夏四月壬子改大伴宿禰姓爲伴宿禰觸諱也とありて此時改められたれば此氏も大字を省きしなるべし)公姓を賜へる事は國史に見えず三代實錄(元慶五年三月七日)に膳伴案麻呂朝野群載六に寛



治七年十二月正六位上膳伴宿禰範宣宇佐大鏡康平二年三月應宣に豊後前權介膳伴光恒とみゆ拾芥抄姓尸録部に膳臣また膳大伴とあり大寶二年豊前上三毛郡戸籍に膳大伴部沙與知膳大伴部犬麻呂膳大伴部鳥膳部根賣膳大伴部長日賣などあるは部曲の民なるべし大鳥膳臣の大鳥は和名抄に和泉國大鳥郡大鳥於保止利郷とある地名を負るなるべし

阿倍志斐連大彥命八世孫稚子臣之後也自臣八世孫名代諡天武御世獻之楊花勅曰何花哉名代奏曰辛夷花也群臣奏曰是楊花也名代猶強奏辛夷花因賜阿倍志斐連也日本紀漏

この氏は名代加強て奏せしより負るなれば志比と訓へし然るを辛夷は本草綱目に志伊とありなと云ふによりて其辛夷の音と志斐と近きか故にしか云るなりと思ふはざるに足らず此氏は續紀卅五に阿倍志斐連東人とあるのみにて它に見あたらず

石川朝臣孝元天皇皇子彥太忍信命之後也日本紀合

石川は已に云る如く河内國石川郡なるか蘇賀石川宿禰その石川別業に生れしよ

り石川を名に負ひたりと見ゆ此氏即此人より分れたるに蘇我を氏とせせずして石川を氏とせる事必ず故あるべし天武紀に十三年十一月戊申朔石川臣賜姓曰朝臣とあり石川氏の本氏は蘇我氏なれど蘇我氏朝家を侮蔑にして入鹿臣天誅を蒙りし故その穢く汚れし名を忌むは自らの勢なりければ終に此氏はいたく衰へて石川となれりとみゆその石川は蘇我氏の別族に蘇我倉山田石川麻呂とて入鹿の逆謀にも加ははらで忠誠ありしかば孝徳の朝に右大臣にさへなりぬこの石川氏は石川麻呂より出しなるべし持統紀に五年八月己亥朔辛亥詔十八氏云々上進其祖等纂記とあり纂記は其家の系譜なり此氏は天武紀下に直廣肆石川朝臣虫名(雄略紀に石川楯と見えしはこと氏人なり文武紀元年八月癸未の條に御妃石川朝臣刀子娘同紀大寶二年十一月庚辰に従五位上石河朝臣子老元正紀六卷の七左に和銅六年十二月乙未右大辨石川朝臣宮麻呂薨近江朝大臣大紫連子之第五男也(天智紀に三年五月是月大紫蘇我連大臣薨とみえて石川とはみえず宮麻呂に石川氏を賜へるにや國史に脱せり聖武紀九卷十九左に従四位下石川朝臣若子(今本に君子とあるはひが事なり)同紀に天平元年八月丁卯左大辨從三位石川朝臣石足薨淡海朝大臣大紫連子之孫少納言小花下安麻呂之子也(天武紀上に蘇我臣安麻呂と



みえたり、宮麻呂の子なるべし、元正紀(靈龜三年九月癸亥に、正四位下石川朝臣難波麻呂、聖武紀(天平八年正月辛丑に正五位上石川朝臣夫子、元正紀(養老七年正月丙子)に、從五位下石川朝臣檜、聖武紀(神龜元年正月壬子)に、從五位上石河朝臣足人、又從五位下石川朝臣授夫、同紀(天平三年正月丙子)に、正五位下石川朝臣比良夫、(亦枚夫ともいへり)又從五位下石川朝臣乙麻呂、同紀(天平十六年九月甲戌に從五位下石川朝臣東人、同紀(天平九年九月己亥)に、從五位下石川朝臣牛養、同紀(十九年三月乙酉)に、從四位下石川朝臣加美、卒、(無傳)孝謙紀(天平勝寶六年正月壬子)に、從四位上石川朝臣麻呂、同紀(天平實字元年五月丁卯)に、從五位下石川朝臣人公、廢帝紀(寶字二年八月庚子)に、從五位下石川朝臣廣成、同紀(廿二十九左)○天平實字四年六月癸未)に、從五位下石川朝臣公成、(第廿には君成と見えたり)又同(九左)○天平實字三年六月庚戌)從四位下石川朝臣名人、又(寶字四年五月壬辰)從五位上石川朝臣國守、女同紀(廿四(九右)に天平實字六年九月己巳)御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勳十二等石河朝臣年足、(薨、時年七十五云々、年足者後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫平城朝左大辨從三位石足之長子也、云々、この年足の墓誌を文政三年正月元日に、攝津國嶋上郡眞上村にて掘出せり、其文を此に擧て參考に備ふへし、其は武内宿禰命子宗我石川宿禰命十世孫從

三位行左大辨石川石足、朝臣、長子御史大夫正三位兼行神祇伯年足、朝臣、當平城宮御宇天皇、之世、天平實字六年歲次壬寅九月丙子朔乙巳、春秋七十有五薨于京宅、以十二月乙巳朔壬申、葬攝津國嶋上郡白髮鄉酒垂山、墓、禮也、儀形百代冠蓋、千年夜臺、荒寂松柏含煙、嗚呼哀哉、とある是なり、同紀に、又從五位下石河朝臣豐麻呂、又從五位下石河朝臣弟人、同紀(寶字八年正月乙巳)に、從五位下石川朝臣氏人、又(同年三月丙午)武藏守從四位下石川朝臣名人、卒、(無傳)稱德紀(神護元年正月己亥)に、正五位下石川朝臣奈保女、又廿六(十七左)從五位下石川朝臣永年、同紀(景雲元年正月己巳)に、從五位下石川朝臣名繼、又廿八(廿四左)從五位上石川朝臣豐人、同紀(景雲二年二月癸巳)に、從五位上石川朝臣人成、又從五位下石川朝臣巳人、又廿九(五左)從五位下石川朝臣真人、又同上(四左)正五位上石川朝臣名足、又同上(廿左)從三位石川朝臣豐成、又卷廿九(廿六右)從五位下石川朝臣望足、又同上(十三右)從五位下石川朝臣人麻呂、光仁紀(寶龜二年正月辛巳)に、外從五位下石川朝臣諸足、又(同十一月丁未)從五位下石川朝臣眞守、同紀(同三年正月甲申)に、從五位下石川朝臣名主、又(同十月庚午)從六位下石川朝臣長繼、又(同四年正月辛未)從五位下石川朝臣在麻呂、又(同二月甲戌)從五位下石川朝臣毛比女、同紀(寶龜五年九月庚子)に、從五位下石川朝臣淨麻呂、第廿九に清麻呂とかけりし、同紀(同七年



正月丙申に、從五位下石川朝臣太禰、又從五位下石川朝臣宿奈麻呂、同紀寶龜九年正月甲子に、從五位下石川朝臣奴女、又從五位下石川朝臣美奈伎麻呂、同紀同十年九月庚午に、從五位下石川朝臣公足、桓武紀卅七延曆二年正月癸巳に、從五位下石川朝臣淨繼、又散事從四位下石川朝臣比登卒、無傳、同紀卅八延曆三年四月壬寅に、從五位下石川朝臣魚麻呂、同紀延曆五年五月癸巳に、宮内卿正四位上石川朝臣垣守卒、無傳、又卷卅九十五右從五位下石川朝臣永成、又延曆七年六月丙戌中納言從三位兼兵部卿皇后宮左京大夫大和守石川朝臣名足、薨、名足御史大夫正三位年足之子也、云々、薨時年六十一、同紀延曆八年正月己酉に、從五位下石川朝臣清成、後紀第八に淨濱とあり、又同九年五月戊辰、從五位下石川朝臣清成、又大藏卿從四位上石川朝臣豐人卒、無傳、後紀八五右〇同十八年二月甲午に、從五位下石川朝臣乙名、同紀廿三年正月己亥に、從五位下石川朝臣宗成、又卷十二廿三右正五位下石川朝臣吉備人、同紀同廿四年十一月己巳に、從五位下石川朝臣伊勢子、嵯峨紀弘仁二年六月癸亥に、從五位下石川朝臣弟助、同紀同三年正月丙寅に、從五位下石川朝臣淨道、亦清道といへり、又弘仁三年九月丙子、從四位下石川朝臣淨直卒、無傳、第八には清直とあり、類聚國史六十六に、天長三年春正月庚午、散位從四位上石川朝臣繼人卒、正四位下難波麻呂之孫、從四

位下豐人之男也、云々、卒時年八十六、又天長七年十二月丁卯、正四位上武藏守石川朝臣河主卒、右大辨從三位石足之孫、中納言正三位兼宮内卿右京大夫豐成之第十子也、云々、卒時年七十也、萬葉集第八に、石川朝臣老人、天平中の人也、仁明紀、承和元年正月癸亥に、從五位下石川朝臣越知人、同紀同三年正月丁未に、從五位上石川朝臣英多麻呂、同紀同九年九月辛巳に、從五位上石川朝臣橋繼、同紀同八年閏九月辛亥に、從五位下石川朝臣宗益、同紀承和十一年正月庚子に、從五位下石川朝臣色子、同紀同十二年正月甲寅に、從五位下石川朝臣宗我繼、同紀同十四年正月甲辰に、從五位下石川朝臣貞成、文德紀、嘉承三年五月甲午に、從五位下石川朝臣豐河、同紀同七年七月辛丑に、從五位上石川朝臣普子、女、同紀齊衡元年正月壬辰に、從五位下石川朝臣宗繼、又齊衡元年十二月甲午、是日木工頭正五位下石川朝臣長津、頓死于寮中、云々、長津者中納言正三位兼宮内卿豐成之孫、正四位上武藏守河主之子也、云々、卒時年七十、云々、仁明紀、第十三年十一月十五日に、從五位下石川朝臣弟庭、なごみえたり、拾芥抄、姓尸錄部に、石川朝臣といへり、

田口朝臣、石川朝臣、同祖、武内宿禰大臣之後也、蝙蝠臣、豐御



食炊屋姫天皇(諡推古)御世家於大和國高市郡田口村仍號田口臣日本紀漏

田口は、本文にみえしが如く、大和國高市郡田口村の地名を負しなり。蛭編は、和名抄に、一名仗翼、和名加波保里とあるに因て、加波保里と訓へし。氏人は、孝德紀(大化二年)に田口臣(關名)また五年田口臣筑紫、續紀三十五左に從六位下田口朝臣麻呂(四十右)に從五位上益人(十左)に正六位上年足同(二十三左)從五位下家主(二十七左)に正六位上三田次(十右)正六位上養年(二十八左)○天平寶字元年五月丁卯に正六位上御直(水直とあるも同人なるべし)廿二廿左に正六位上大戸(廿五十三右)正六位上牛養(廿七廿右)○天平神護二年十一月丁巳に正六位上安麻呂(卅四十四右)に正六位上祖人(卅七廿右)に正六位上大立(卅八一左)に正六位上清麻呂(日本後紀五十二右)に正六位上息繼(續後紀三二左)に從五位下佐波主(七二右)に正五位上善子(八廿七右)に從五位下房富(九一左)に正六位上門長(十廿七右)に從五位下眞仲(十六二右)に從五位下田口朝臣仲根(又九左)從五位下全子(十九二右)に正六位上岑永(同三右)從五位下美濃子(同廿五左)に正六位上館子(二十二左)に正六位上統範(三代實錄八六右)に從五位下業雄(卅二八左)從五位下線範(朝野群載に應德二年四月大宰府貢物使田口爲友元永

三年十一月正六位上行因幡大掾田口朝臣重國源平盛衰記に(勝浦合戰條)判官虜のものに問給けるは、平家の軍兵は屋島より此方には何れの所にか在と宣此より三十餘丁罷候て阿波民部大輔の弟に櫻間介良遠と申者こそ(參考本に按櫻間介良遠諸平家不一長門本以良遠爲阿波民部大輔伯父東鑑云散位成良弟櫻庭介良遠據此則長門本非也)五十餘騎許にて陳を取て候へと申さては小勢なり打や打やとて押寄閨を造る城内にも閨を合たり良遠は大堀を堀て水を溝岸に菱植槽掘て待受たり輒く攻落し難かりけるを源氏の兵其邊の小家を壞堀に入浸して欄を傾け一味同心に攻入れければ城内亂て我先にと落行けり又成直降人條源氏は屋島軍に討勝て三箇日逗留して四國の勢を招く判官伊勢三郎義盛を召て河野四郎追討のため成良嫡子傳内左衛門尉成直三千餘騎にて伊豫へ越たり召捕て進らせよと下知す命に依て座を起つ義盛は究竟の山賊海賊古盜人の謀賢き男なり先下臈男を一人出し立て次第脛巾箆笠に旅籠持て傳内左衛門に伺遇て云べき趣委く教て一日路を先立て伊豫國へ越義盛は三千騎を從へんとて十七騎の勢を具して一日路さかりて向けり云々成直は河野が館へ推寄たれ共通信をは漏しつ家子郎等多く討捕館に火懸て首をば兼て献り虜共數多あり連て屋島も覺束なしとて伊豫より讚



岐へ歸けり、道に夫男フオトコに會傳内左衛門尉己は何の所より何くへ通る者ぞと問、八島より伊豫へ罷者にて候と答ふ、借八島には何事かあると問、夫男答て云様は、伊豫國河野四郎殿の伯父福良新三郎殿首實檢の日、源氏九郎判官と名乗て、雲霞の勢屋島の内裏へ推寄て夥しき軍にて候しが、源氏の爲に内裏を焼れて、平家は船に乗て、下會々々戦ひたまひし程に、平家は無勢におはしまし、源氏は大勢なれば、平家軍に負て、大臣殿父子小松殿公達生捕れたまひぬ、櫻間大夫殿は、十七日阿波の勝浦の軍に、虜と披露あり、民部大輔殿は、軍破て降人に參られけり、其外の人々死るも捕はるも、いくらもありと聞え候き、能登殿こそ、由々しくおはしましけれ、源氏も其手に多く討れて、終には小船に乗て漕出し、海に沈給ぬとて、上下嘆奉り候き、東國の勢は、さる事にて、熊野別當とて、二百艘の兵船を漕、河野四郎殿は、千餘騎にて屋島へ馳られ、其外五十騎百騎、四國九國より馳集て、阿波讃岐の浦々は、軍兵にて候、判官は暫返留して、平家方人を平くへしと承つる、其外の事は知すと申て過ぬ、傳内左衛門此言を聞より、心弱く思て、一所にて何とも成べかりける者を、由なき伊豫へ越てけり、父降人に參給ける事は、成直を今一度も見もし見へん爲か、但下藹の説信用に足らず、實否を聞んとて、馬を打て行程に、讃岐國三木郡琴造の宮と云所にて、伊勢三郎と

傳内左衛門と行會たり、義盛鎧踏張弓杖つき、あれは傳内左衛門と見るは、僻目か、是は源氏の郎等に、伊勢三郎義盛と云者なり、平家は屋島の軍に負て、内裏以下人々の家皆焼ぬ、大臣殿父子小松殿公達、耻あるは大抵虜られ給ぬ、汝か父、民部大輔は、頸を延て降人に參す、櫻間大夫勝浦にて虜る、此二人義盛預る、汝か父は降人なれば、頸をは繼へし、櫻間大夫は死罪通かたし、種々歎き申間、御恩に申加へんと存す、云々抑汝源氏に隨奉るべきか、猶意趣あるか、民部大輔の降人に參事、今一度汝を見んどの恩愛の情と存、父をも見故郷にかへらんと思は、義盛につけ、命をは申請べし、角云をそむき給は、通し侍まじと云、弓取直し矢束を解、成直は夫男か詞、義盛口上相違なしと思ければ、父左様に參ける上は、成直以て同事とて、弓を絶し兜を脱て、義盛に従ふ、伊勢三郎申けるは、降人として軍兵を引率す、不審相貽るべしと云、成直郎等に暇をたび、其より散々に返す、義盛謀澄して判官の許へ將向ふ、十七騎の勢にて三千餘騎を従へる事、古今類なし、判官は參上神妙なり、成直己が首をも繼て、父を見んと思は、狀を父が許へ音信よと宣、成直畏て狀を遣す、源平合戦勝劣雲泥也、後勘有恐、前降源家、早任同心之思、必遂面謁之志、と阿波民部成良は、平家の軍如何も叶ふべくも見へざりければ、心を源氏に就たりけるに、成直虜られぬと聞ければ、判官に隨屬す、



此の三箇年の間は、平家に忠を盡して、度々軍にも父子共に忠を致しけるに、忽に心替しぬ、平家運盡るとは云ながら、無慙なり云々、とある成良、良遠、成直は田口臣の裔にして、傳内左衛門と呼ぶも、傳は田の音を取りたるにて、本氏の文字をもて名とせしなり、寛永系圖に、田口姓、牧野とみえ、後世三河國に住て、牧野を稱號とせるよし記せり、

三國々々造

三國は、續紀に、越前國坂井郡三國、湊、神名帳同郡に、三國神社、繼體紀に、三國坂中井なとある地名是なり、氏人は、國史にみえず、史官記、正曆五年五月、權少外記三國宿禰致貴とあるは、是族なべし、

穗國造

穗は、和名抄に、參河國寶飯穗郡とある地是なり、兎上足尼は、常陸風土記に、久慈郡薩都里、古有國柄、名曰土雲、爰兎上命發兵討滅時、能令殺福哉、所言因名、佐都とある兎上命同人にはあらざるか、若然らばこの功によりて、國造とせられしにもやあらむ、天孫本紀に、三川穗國造美己止直と云ふは、同族と聞ゆ、

櫻井朝臣、石川朝臣同祖、蘇我石川宿禰四世孫、稻目宿禰大

臣之後也、日本紀合、

古事記(孝元段)に蘇我石川宿禰者、櫻井臣之祖也とあり、この櫻井は、和名抄に、河内國河内郡櫻井佐久良井郷ある是なり、安閑紀に、櫻井屯倉、崇峻紀に、櫻井寺、推古紀に、櫻井とあるも、河内のなるべし、又神名式に、和泉國大鳥郡櫻井神社あり、又今大和國十市郡にも櫻井と云處あり、此外國々にも同名の地あり、さて此氏人、舒明紀に、櫻井臣和慈古見ゆ、天武紀に、十三年十一月、櫻井臣、賜姓曰朝臣、東寺文書、延長七年の文に、左京職大馬櫻井、觀藏あり、

紀朝臣、石川朝臣同祖、建内宿禰男、紀角宿禰之後也、

古事記(孝元段)に、建内宿禰之子、並九、木角宿禰者、木臣云々之祖とみえ、石川朝臣は、姓氏錄左京皇別に、孝元天皇、々子彦太忍信命之後也とあり、この彦太忍信命は、武内宿禰の父にて、古事記に、比古布都押之信命云々、娶木國造之祖、宇豆比古之妹山下影日賣生子、建内宿禰とあるが如し、か、れば紀氏の紀は、紀伊國によれる事なり、記傳に、木臣の木は、紀伊國か、建内大臣の生坐る國にて、由縁あればなり、又和名抄に、山城國紀伊(岐)郡紀伊郷これか、二つの内なるべし、と疑はれたれど、景行紀に、三年春二月庚寅朔、幸于紀伊國、將祭祀群神、祇而不吉、仍車駕止之、遺屋主忍男武雄、心命、令祭



爰屋主忍男武雄心命詣之居于阿備柏原而祭祀神祇仍住九年則娶于紀直遠祖菟道彥之女影媛生武内宿禰とあれは紀は母の本居なる國名にて且母の氏なれば其紀をとりて其子の氏に負せし事いよく明か也天武紀に十三年十一月戊申朔紀臣賜姓曰朝臣此氏は雄略紀に紀小弓宿禰また紀大磐宿禰小弓宿禰の子なる由同紀にいへり顯宗紀に紀生磐宿禰とみゆ欽明紀に紀男麻呂宿禰舒明紀に紀臣鹽牛此に始て紀臣の姓を云へり孝德紀に紀麻利耆耨臣また紀臣乎麻呂又木臣麻呂天智紀に御史大夫紀大人臣天武紀に木臣大音上卷贈大紫紀臣阿閉麻呂また贈大錦上紀臣堅麻呂下卷また持統紀に紀朝臣真人また直廣肆紀朝臣弓張また續紀一に紀朝臣龜門娘三に慶雲二年秋七月丙申大納言正三位紀朝臣麻呂薨近江朝御史大夫正三位大人子也又正五位上紀朝臣古麻呂第四に從五位下紀朝臣諸人五に紀朝臣音那に養老三年五月癸卯無位紀臣龍麻呂等十八人賜朝臣姓閏七月甲申賜無位紀臣廣前朝臣また八に從五位下紀朝臣國益九に從五位下紀朝臣猪養從六位上紀朝臣家左京人聖武紀第九に從五位下紀朝臣和比等十に外從五位下紀朝臣佐比物雜物ともかけり十一に外從五位下紀朝臣多麻呂十二に贈從五位下紀朝臣馬主又從五位上紀朝臣武良士九に武良自と書り外從五位下紀朝臣麻呂十三に外從五位

下紀朝臣豐川又從五位下紀朝臣意美奈正四位下紀朝臣男八十六に從五位下紀朝臣必登從五位下紀朝臣可比佐孝謙紀十九に散位從四位下紀朝臣清人淨人ともかけり又散位從四位下紀朝臣宇美從三位紀朝臣麻呂紀氏系圖に諸人の子とあり廢帝紀廿二に從五位下紀朝臣小楯また男楯ともかけり萬葉十七に男楯とかけり廿三に從五位下紀朝臣僧麻呂廿四に從五位下紀朝臣眞體天平寶字六年秋七月丙申散位從三位紀朝臣飯麻呂薨淡海朝大納言贈正三位大人之孫平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也云々廿五に正五位下紀朝臣伊保また從五位下紀朝臣益みえまた同八年秋七月丁未先是從二位文室真人淨三等奏曰伏奉五年十二月十日勅紀寺奴益人等訴云紀表祢臣之女梗賣嫁本國氷高評人内原直牟羅生兒身賣狛賣二人蒙急○按蒙急は誤字なるべし恐くは内原直牟羅は罪ありて急に召捕らるゝなどの時を云るに似たり則臣處分居住寺家造工等食○按に食は舍の誤りなるべし後至庚子編戶之歲三綱校數名爲奴婢因斯久時告愆分雪無由空歷多年于今屈滯幸寓天朝照臨寓内披陳請結伏望正名者これ迄は益人の訴ふる所なり爲賤爲良有因有果浮沈任理其報必應宜存此情子細推勘浮沈所適割判申聞者以上は淨三に勅て審判せしむるの詞謹奉嚴勅搜古記文有僧綱所庚午籍書寺賤名中有奴太者并女梗賣



及鞭賣兒身賣狗賣就中異腹奴婢皆顯入由太者并兒入由不見(入由とは戸籍に編入の由を云り)或曰戸令曰凡戸籍恒留五比(五比とは六年を一比と云るにて、五比は三十年の籍を云ふ)其遠年者依次除、但近江大津宮庚午年籍不除、蓋爲氏姓之根本、過姦欺之亂真、歟、據此而言、猶爲寺賤、此迄は前判の語なり、或曰賞疑從重刑疑從輕、典冊明文何不取因斯覆審、或可從浮、是迄は後判の語なり、浮とは上文に浮沈所適と浮にて賤を放て良に從ふを浮と云り、罪の輕き由なり、又疑登立各自、爭長、かく二つの審判あるに就ては、淨三等庸遇、心迷、孰是、輕陳、管見、伏聽、天裁、と奏したるに、奉勅、依後判、後判に從ふへく勅裁ありし也、於是益麻呂(こゝに麻呂とあれと上文に益人あると同しき也)等十二人賜姓紀朝臣眞玉女等五十九人、内原直、即以益麻呂爲戸頭、編附京戸而紀朝臣伊保等猶疑、非勅至是、召御史大夫從二位文室眞人淨三參議仁部卿從四位下藤原惠美朝臣朝瑪、入於禁内、高野天皇口勅曰、前者卿等勅定、而奏、依庚午籍勅者可從沈、是一理也、この沈とは上の浮に對して罪の重きを云ふ、良民を放て賤とする由也、又檢紀寺遠年資財帳、異腹奴婢皆顯入、由鞭賣一腹不見、入由據此而言、或可從浮、是亦一理也、罪疑就輕、先聖所傳、是以從輕之狀、報宜已訖、而紀朝臣等猶疑、非勅、不肯信受、故今召御史大夫文室眞人、面告其旨、復召朝瑪、副令相聽、戊申遣、使宣詔、放紀寺奴益人

等七十六人、從良、稱德紀廿八に、從五位下紀朝臣古佐美、正五位下紀朝臣益麻呂廿九に、從五位下紀朝臣廣名、從五位上紀朝臣結麻呂(また佐婆麻呂とあり)從五位下紀朝臣門守、從五位下紀朝臣船守、三十に、從五位下紀朝臣豐實、光仁紀卅一に、紀朝臣椽姫(贈皇太后光仁帝御母贈太政大臣正一位諸人之女也)また從五位下紀朝臣大純、從五位下紀朝臣敏久、從五位下紀朝臣奈良、從五位下紀朝臣勝雄、卅二に、從五位下紀朝臣眞乙、從五位上紀朝臣眞姬、卅三に、從五位下紀朝臣本、又從五位上紀朝臣廣能、卅四に、從五位下紀朝臣難波麻呂、從五位下紀朝臣大宅、從五位下紀朝臣牛長、正五位下紀朝臣宮子、從五位下紀朝臣宮人、從五位下紀朝臣犬養、從四位下紀朝臣廣庭、今昔物語に、白壁天皇の御代に、紀伊國日高郡に、紀麻呂と云人有けり、云々紀麻呂二の人を仕ふ、一人を紀、臣馬養といふ、其國安誦郡の吉備の郷の人也、續後紀に、承和元年八月庚子、賜紀伊國人位七位下紀、臣奈須等五人朝臣、姓、同九年三月癸卯、左京人侍醫外從五位下紀、臣國守弟從三位上同姓兼守三人、改臣、姓、賜朝臣、また嘉祥二年夏四月辛亥、大和國添上郡人從七位下紀、朝臣核主、太宰帥親王家令文學從七位下紀、朝臣核吉、越中博士從七位下紀、朝臣生永、從八位下紀、朝臣實等、改本居、貫附左京六條一坊、文德實錄に、齊衡元年十二月庚辰、左衛門少尉從六位上雀部朝臣春枝、散位正六位上林朝臣並人



等改姓紀朝臣三代實錄に貞觀六年八月八日壬戌左京人山口朝臣安野夏野全子等賜姓紀朝臣紀角宿禰之後也また九年十一月廿日乙卯左京人從五位下行直講荻田首安雄賜姓紀朝臣安雄自言武內宿禰之裔也また元慶元年十二月廿五日辛卯右京人從五位下行織部正紀臣關雄賜姓朝臣其先紀角宿禰之苗裔也またこの紀臣姓の氏は續紀卅四に外從五位下紀臣真吉また延曆十年十二月甲午伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川等五人言廣川等七世祖紀博世小治田朝御世被遣於伊豫國博世之孫忍人便娶越智直之女生在手在手庚午年之籍不尋本源誤從母姓自爾以來負越智直姓今廣川等幸屬皇朝開泰之運適值群品樂生之秋請依本姓欲賜紀臣許之とみゆ神名式に大和國平群郡平群坐紀氏神社名神大月次新嘗あるは平群坐と云れば紀氏のみならず武内大臣の子孫の氏々すへての氏神なるべし

角朝臣紀朝臣同祖紀角宿禰之後也日本紀合

古事記(孝元段)に建宿禰内之子并九云々木角宿禰者木臣都奴臣坂本臣之祖とみえ雄略紀に九年紀小弓宿禰を大將軍として新羅を討しめ玉ひしに小弓宿禰新羅に在りて病して薨にしかは子小鹿火宿禰父の喪に從ひて還る時獨留角國使倭子連奉入咫鏡於大伴大連而祈請曰僕不堪其紀卿奉事天朝故請留住角國是以大連

奏天皇使留居于角國角臣等初居角國而名角臣自此始也とあり角國は和名抄に周防國都濃郡都濃郷これなり此氏人天武紀に都努臣牛女(また都努朝臣牛飼ともあり)みゆ十三年十一月角臣賜姓曰朝臣續紀廿二十丁に天平寶字三年六月從五位下都努朝臣道守十七(八丁)には都努を角とかけり廿五に天平寶字八年九月近江國高島郡前少領角家足(和名抄本郡角野都乃郷あり)四十一丁に延曆八年正月正六位上角朝臣筑紫麻呂從六位下角朝臣廣江續後紀九四丁に承和八年二月從五位下都努朝臣福人文德實錄十一丁に天安二年正月正六位上都努朝臣清貞史官記正曆四年十二月主稅權少屬角興保除目大成抄に治安三年二月五日越前少掾角宿禰國武中右記寛治八年正月四日に角忠基などありさて記傳に角臣等初居角國而名角臣自此始也とあるには疑はしきことあり其故は既に祖の名を角宿禰と云るは角の國に因れること聞えたるに小鹿火宿禰に至りて初めて角國に留居るに依て角臣と名くとはいか々なればなり故按に角宿禰も仁德紀に四十三年百濟に遣されし事あれば還り來る時に角國に留り居りしは角宿禰なるを誤りて小鹿火宿禰の事に語り傳へたるには非るか又は祖の代より由縁ある地なる故に小鹿火宿禰も留居しにあらむと云るは當れる説なり故是によりて尙考るに都努と云地名は角宿